

2013 年度海外制度調査

バングラデシュ銀行
外国為替取引ガイドライン
2009 年 5 月公表

2014 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス情報サービス課

ダッカ事務所

<はじめに>

バングラデシュへの日本企業の進出が増えるにつれ、資金や資本の送受金も頻繁かつ複雑になりつつある。経済規模が小さく、外貨準備に限りのあるバングラデシュは、經常取引、資本取引ともに外国為替取引には厳しい規制が敷かれているため、まず送受金にはかなりの制限があることを理解しなければならない。外為管理ルールや規制の理解不足が原因で、日本企業の間でも、送金が計画通りに行えなかったというケースが散見される。

こうした状況下、日本貿易振興機構（ジェトロ）ダッカ事務所では、バングラデシュ銀行が公表している外国為替ガイドライン（Foreign Exchange Guideline）のうち、事業主向けに作成された第1巻（Vol.1）の全文を仮訳した。本資料には、申請フォーマットなどが記載された別添（Appendix）、外為銀行へのインストラクション（Vol.2）は含まれていないため、詳細照会の際にはバングラデシュ銀行のウェブサイトを参照頂きたい。また、原文は2009年5月に作成されたものであり、個別規則は通達により改定されている可能性もあるため、実際の送金取引に際しては、バングラデシュ銀行、取引銀行もしくはジェトロ等へ確認することをお勧めする。

本資料が、バングラデシュの外国為替制度の理解促進に貢献し、僅かながらも日本企業のビジネスに資することを期待する。

2014年3月
ジェトロ・ダッカ事務所

バングラデシュ銀行のウェブサイト（規則集）

<http://www.bangladesh-bank.org/aboutus/regulationguideline/guidelist.php>

目次

第1章 序文および定義	1
第2章	3
第I部 公認為替取引業者および両替商	3
第II部 両替商に対する指示	4
第3章 バングラデシュ銀行と公認為替取引業者の取引	7
第4章	9
第I部 公認為替取引業者の外貨口座および外貨の売買	9
第II部 外国為替先物取引	11
第III部 商品価格のリスクヘッジ	13
第IV部 外国銀行支店および取引銀行における非居住者タカ口座	15
第5章	16
第I部 仕向送金	16
第II部 被仕向送金	18
第III部 外貨紙幣および硬貨等の取引	19
第6章 紙幣および硬貨、外国為替、金、銀、宝石、有価証券等の輸出入	20
第7章	25
第I部 輸入	25
第II部 輸入に関する信用状および送金	31
第III部 見返り信用状	37
第IV部 ノンプロジェクト借款（商品借款・信用供与・無償資金協力）に基づく 輸入見返り資金の預金について	40
第8章	42
第I部 輸出	42
第II部 輸出加工区からの輸出	55
第9章	56
第I部 バングラデシュ国内における外国投資	56
第II部 有価証券の運用	59
第10章 商業上の送金（輸入以外）	61
第11章 個人送金	86
第12章 旅行	96

第 13 章	110
第 I 部 個人外貨口座	110
第 II 部 非居住者外貨預金口座	115
第 III 部 居住者外貨預金口座	117
第 IV 部 輸出者保持割当 (ERQ) 口座	118
第 V 部 輸出加工区会社の外国為替口座	120
第 14 章	121
第 I 部 交換可能および交換不可能タカ口座	121
第 II 部 個人非居住者タカ口座	122
第 III 部 非居住者封鎖口座	127
第 IV 部 非居住者投資家タカ口座 (NITA)	129
第 15 章 居住者による国外借入	131
第 16 章	133
第 I 部 融資、当座貸越、保証	133
第 II 部 輸出加工区内の企業に対する融資	140
第 17 章 非居住者のバングラデシュにおける事務所開設および代理人指名：手数料収入の 本国送金、費用等	143
第 18 章	145
第 I 部 保険業	145
第 II 部 再保険	149
第 19 章 クレジットカードによる支払い	150

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

第1章 序文および定義

1. 1947年3月11日に英領インドで制定された外国為替規制（FER）法1947（VII1947）は、一定の支払い、外国為替および外国証券による取引、通貨および金の輸出入の規制に関する法的な根拠を規定したものである。同法は先ずパキスタンで、次いでバングラデシュで採択された。当法律を別紙1（Appendix 1）に再現する。バングラデシュ銀行は同法に従って規制の管理を行う責任を有している。別紙4にバングラデシュ銀行の事務所およびその管轄のリストを記載する。
2. 政府ならびにバングラデシュ銀行は、バングラデシュ官報で公布される告示として外国為替規制法に従った基本的規制を発行する。バングラデシュ政府ならびに旧パキスタン政府およびバングラデシュ銀行ならびに旧パキスタン国立銀行が発行した告示を別紙2および3に再現する。一般に適用される指令は告示、外国為替通達、SPA通達および回状という形態でバングラデシュ銀行により発行される。
3. 公認為替取引業者（AD）には日常の取引の中で顧客に外国為替規制を通達し、顧客が規制を遵守するようにすることが求められる。公認為替取引業者は、法律の規定あるいは法律の規定に従って発行される規則、命令、指令を直接または間接的にくぐり抜けようとする行為をバングラデシュ銀行に報告しなければならない。
4. 公認為替取引業者は全ての外国為替取引の適切な記録を維持し、所定の報告書を用いてその詳細をバングラデシュ銀行に提出しなければならない。公認為替取引業者は今後の参考のためまたはバングラデシュ銀行職員による検査のために妥当な期間かかる記録を引き続き保持しなければならない。
5. 本書は、外国為替規制法に従って発行される指令およびバングラデシュ銀行の発行する指令（2009年5月31日現在）で公認為替取引業者および両替商が日常の外国為替取引において従わなければならないものをまとめたものである。
6. 本書に記載するフォーム（Volume 2で取り扱う定期報告書を除く）の見本を別紙5に、示す。一方、別紙6に（i）バングラデシュ国内の民間企業が国外から借入を行うにあたっての投資局発行の告知、（ii）外国の両替商とバングラデシュ国内で操業する銀行が引き出し協定を締結する際の政策ガイドライン、（iii）外国為替規制法1947第18A条および第18B条に示す内容の許可を得るために必要な情報・書類の一覧、および（iv）外国為替規制法1947第18A条に示す外国人の代理人（衛星チャネル配信業者としての）として活動するにあたって従うべきガイドラインを掲載する。
7. 外国為替規制法の解釈上特別な意味を有する用語は、外国為替規制法第2条に定義されているが、本書およびバングラデシュ銀行が随時発行する指令の解釈上、外国為替規制法第2条で定義されるものに加え下記に定義する用語が用いられる。

（i）居住者および非居住者

外国為替規制法1947第20条（1）では、同法施行後のいかなる時点かにかかわらずバングラデシュ居住者であったことのある者は、いかなる者であるかにかかわらず、これをバングラデシュ居住者として取り扱うことを定めている。ただし、バングラデシュ銀行が一般または特別の指示により別に定める場合はこの限りでなく、そのような

指示がある場合、当該人物がどのような領土において居住者と取り扱われるかについてバングラデシュ銀行に宣言する権威も同法により与えられている。同法第 20 条は全体として、いかなる人物、会社、銀行、企業体等が居住者かどうか、またこれらによる処理の取り扱いに関するバングラデシュ銀行の権威について述べている。同法の目的において、一般的に居住者とはバングラデシュに居住する人物、銀行、会社であり、非居住者とはバングラデシュ国外に居住する人物、銀行、会社である。非居住者には如何なる目的のためにバングラデシュ国外に出国したバングラデシュ国民が含まれる。

(この非居住者のカテゴリーの詳細については第 12 条を参照。) バングラデシュに住宅を維持する場合または 1 年の大半についてバングラデシュに居住する場合またはバングラデシュの居住者として所得税を支払う場合、その人物は通常、バングラデシュ居住者とみなされる。加えて、(i) 国連(特権・免除)法 1948 の附則第二章第 5 条の観点から、国連および関連機関の口座、(ii) バングラデシュ人民共和国の国家業務のために事務所を構える人物で、業務または休暇のいずれかで一定の期間外国へ行くこととする、またはすでに外国に行き居住している者、(iii) 仕事または自営のためバングラデシュに居住する外国籍の者、(iv) 学生査証のもと勉学のためバングラデシュに居住する外国籍の者、(v) 居住査証をもってバングラデシュに滞在する外国籍の者、(vi) 外国の政府・機関との任務で国外に委託される、または自らの事務所へ配置されるバングラデシュ政府、および公的機関の職員(バングラデシュから国外への外交団を含む)、(vii) 6 カ月以上継続してバングラデシュに居住する外国籍の者、は居住者として扱われる。

一方、一時的な訪問者である場合やバングラデシュ国外に通常居住している場合は、その人物がバングラデシュに住所を有している事実があったとしても必ずしも居住者とはみなされない。

(ii) バングラデシュ銀行

バングラデシュ銀行とは、バングラデシュ銀行指令 1972 (大統領令 No. 127 of 1972) に従って設立されたバングラデシュ銀行を意味する。

(iii) タカ

タカとは、別途定義されないかぎりバングラデシュタカを意味する。

(iv) ドル

別途指定のないかぎり、本書においてドルとは米ドルを意味する。

(v) 公認替取引業者

本書においては、公認替取引業者または AD という用語は常にバングラデシュ銀行が認可した、外国為替規制法 1947 に従って外国為替を取り扱う銀行を意味する。

(vi) 両替商

本書においては、両替商という用語は常に外国為替規制法 1947 に従ってバングラデシュ銀行が認可した業者またはパートナー事務所・会社であり、バングラデシュ銀行からの適宜指示により特定の外国為替処理を扱う両替商を意味する。

第2章

第I部 公認為替取引業者および両替商

1. バングラデシュ銀行は通常、外国為替業務を行うライセンスを銀行（scheduled banks）に発行する。すべての公認為替取引業者のライセンス申請は、ダッカのバングラデシュ銀行本部・外国為替政策部（Foreign Exchange Policy Department）の General Manager 宛てに提出することとし、「銀行業務におけるコア・リスク取扱いのガイドライン」（2003年10月7日付 バングラデシュ銀行 BPRD 回状 No. 17 に記載）に従い、外国為替財務管理機能がすでに存在し、また外国為替の取扱いを実施するにあたって銀行が各支部に対する内部的観察・監督のすべての手順を実施していることの宣誓をもって行わなければならない。このほか、ライセンスを申請する銀行は、自らが外国為替の訓練を受けた十分な人材を有し、希望する場所において妥当な量の外国為替業務を誘致できる見込みがあり、特に定期報告書の提出に関するバングラデシュ銀行の指令に慎重に従うことを示す情報を提出しなければならない。
2. 外貨紙幣、硬貨、トラベラーズチェックの両替を両替施設の必要な場所で行うための限定的な範囲のライセンスも人物または会社（例：ホテル、銀行出張所、土産店等）に発行される。かかる許認可は、外国為替規制に厳格に従って業務を行うことができるとバングラデシュ銀行が考える、十分な資力および地位を有する人物または会社に付与される。限定的な範囲のライセンス認可の申請は、ダッカのバングラデシュ銀行本部・外国為替政策部（Foreign Exchange Policy Department）の General Manager 宛て提出しなければならない。
3. バングラデシュ銀行は、外貨紙幣、硬貨、トラベラーズ・チェックを入国・出国する旅行者から売買することを専門の業務として請け負うことを希望する人物・会社に対して両替商のライセンスを発行する場合もある。バングラデシュ銀行が新規のライセンスを発行することを決定した場合、ライセンスの申請は公認為替業者が依頼人の代理としてこれを作成し、推薦状を添付してバングラデシュ銀行本部・外国為替政策部（Foreign Exchange Policy Department）の General Manager 宛て転送するよう求められる。両替商が従うべき指示を、本章第II部に記載する。

公認為替取引業者のライセンスの申請

限定的な機能を実施するためのライセンスの申請

両替商のライセンス

第 II 部 両替商に対する指示

4. 両替商は支店を持ってはならない。両替業務に使用する建物は他のいかなる業務にも使用してはならない。
5. 両替商は、外国から入国する外国人および帰国するバングラデシュ国籍の者から外貨紙幣、貨幣、トラベラーズ・チェックを買い取ることができる。そのような購入の際は、その都度ごと販売者に対して別紙 5/1 に記載する書式に則った現金化証明書を発行しなければならない。
6. 両替商は出国するバングラデシュ国籍の者に対し外貨紙幣、貨幣、トラベラーズ・チェックを売ることができる。ただし相手の年間個人旅行制限（一暦年あたり）に従い、最大 1,000 米ドル相当の現金または・およびトラベラーズ・チェックを限度とし、200 米ドル相当を超える外貨の放出には有効な査証を必要とする。両替商はまた、出国する外国籍の者に対し外貨紙幣、貨幣、トラベラーズ・チェックを売ることができる。ただし正規に発行された現金化証明書を所持する場合、旅行者がバングラデシュ滞在中に外国為替を販売して得たバングラデシュ・タカの再交換として最大 500 米ドル相当を限度とする。現金化証明書を発行した当の両替商のみがこのような再交換を行える。
両替商は国外旅行のために外国為替の放出を行った場合、さきに外国為替を放出した目的の旅行が実際に行われたか、発行された外国為替が正しく現金化されたかを自ら確認、確認しなければならない。すべての外国為替販売は、出国する旅行者の旅券と航空券（航空機による旅行の場合）に、両替商責任者の押印と署名をもって記録しなければならない。トラベラーズ・チェック（TC）を発行する時は、通常の慣例として購入者の署名をその表面に記入しなければならない。国外旅行のために外国為替を放出する場合は、旅券の最初の 6 頁、査証（ある場合）の記載のある頁、外国為替の裏付け記載のある頁の写しに両替商責任者が押印と共に署名したものを、バングラデシュ銀行のチームによる視察に備えて最低 5 年間保管しなければならない。外国の旅行者に対して外貨のタカ交換を証明する現金化証明書に従って外国為替を放出する場合、出国する旅行者の提出する現金化証明書を領収書・バウチャーまたは他の販売記録と共に最低 5 年間保管しなければならない。タカから外貨への（最大 500 米ドル相当の）再交換は、先に外国為替を現金化した当該両替商のみが行うことができることをここに付け加える。
両替商は、両替が行われた日から二週間を過ぎない時点で旅行が挙行されることを自ら確認・確認しなくてはならない。航空機による旅行の場合、航空券に基いて出発日を特定するが、その他の場合は旅行者からの申請を特定基準とみなしても良い。規定の期間内に出国日を特

事務所の使用

外貨紙幣、貨幣、
トラベラーズ・チェ
ックの買取

外貨紙幣、貨幣、
トラベラーズ・チェ
ックの放出

定できない場合、外貨を販売してはならない。

- | | | |
|-----|--|------------------|
| 7. | 当初の外貨紙幣および貨幣のストックは、入国する外国籍・バングラデシュ国籍の者から両替商が本セクション第 5 項に記載の許可される買取方法、および第 6 項に記載の販売方法によって、蓄積しなければならない。外国為替の最大ストックは各営業日の終了時点で 2 万 5,000 米ドルを超えてはならない。この制限を超えて旅行者から買ったトラベラーズ・チェック全額を含む外国為替現金は、現金化するか、当該両替商に指定の公認為替取扱銀行の外貨口座に預金しなければならない。当該口座の預金残高は常に 5 万タカ相当を超えてはならない。 | 外貨のストックと
外貨口座 |
| 8. | 両替商は自らの外貨口座残高を利用することによってのみ、販売可能な TC を調達することができる。他の外国為替財源を利用して、または現地通貨で資金充当することによっては、いかなる TC 発行機関からも空欄の TC を調達することはできない。 | TC の調達 |
| 9. | 両替商は外貨紙幣、貨幣、TC の購入と販売のために自らの交換レートを定め、これを窓口が目立つように表示しなければならない。 | 買取り・販売レートの固定・表示 |
| 10. | すべての販売と購入の詳細は正確かつ完全に帳簿に記録しなければならない。そのような記録およびライセンス取得者の会計帳簿は、バングラデシュ銀行職員による視察の際に指示があった場合、提出できないなければならない。期間ごとの収益・貸借表は所定の書式（別紙 5/2 に記載）に従い、バングラデシュ銀行本部・外国為替運用部（Foreign Exchange Operation Department）または関連の地域事務所（Area Office）宛て月ごとに毎月最終日から 7 日以内に提出しなければならない。 | 月次報告の提出 |
| 11. | ライセンスは一年間有効とする。ただし、ライセンス保持者がバングラデシュ銀行による何らかの指示または規制に違反したとバングラデシュ銀行が判断する場合、何時でも、いかなる理由の提示もなしに留保される場合がある。バングラデシュ銀行は、同件につき為替業者に自らの立場を説明する適切な機会を与えた後に、何時でもライセンスを取り消す場合がある。バングラデシュ銀行は、同行に提出された報告書にある前年の取扱高が、同行が随時定める閾値額を超えない限り更新の申請を考慮しない場合がある。更新の場合、ライセンス保持者はライセンス満了前 2 カ月を超えない時点で、ダッカのバングラデシュ銀行本部・外国為替運用部（Foreign Exchange Operation Department）の General Manager（ダッカ地区）または関連の地域事務所（Area Office）の General Manager 宛て（他の地区）に申請しなければならない。更新の申請には、申請しようとする期間の事務所賃貸契約書（賃貸物件の場合）の写し、最新の納税証明書、収入税事務所（Income Tax Office）に提出したアセット・ライアビリティ（書式 IT10B）の戻し、監査済みの前年の貸借対照表（申請者が会社の場合）を添えなければならない。前年の納税を裏付ける証明書を提出しない | ライセンスの更新 |

場合、これを後に提出する旨の誓約を、最新の納税証明書を添えて提出しなければならない。税務署に提出されたものの戻しには、単独事業体およびパートナー企業体の場合で最低 100 万タカの純資産を裏付ける書類を伴わなければならない。共同出資会社（Joint Stock Company）の場合、更新の時点で必要な最低払込資本は監査済みの貸貸借表において 100 万タカ以上とする。前年の実績に申し分ない場合、バングラデシュ銀行はライセンス保持者に対し返金不可の更新料をバングラデシュ銀行宛て受取人名義口座への銀行手形／納付命令にて納入するよう書面で勧告する。これに従いライセンス料が納入されれば、公認替取扱銀行を通してライセンス更新の証明書が発行される。両替商はバングラデシュ銀行により発行されたライセンスおよび更新書を慎重に保管しなければならない。

12. 両替商が事務所所在地を変更しようとする場合には、いかなる場合でもバングラデシュ銀行による事前の承認を必要とする。事務所所在地変更の申請は、バングラデシュ銀行・外国為替運用部（Foreign Exchange Operation Department）の General Manager 宛てに、貸貸契約書（貸貸物件の場合）、変更理由等を添えて転送しなければならない。

事務所の変更

第3章 バングラデシュ銀行と公認為替取引業者の取引

1. バングラデシュ銀行と公認為替取引業者との間で行われる売買は直物ベースの米ドル建てのみとする。バングラデシュ銀行とのかかる取引は1万ドル単位とし、最低額は5万ドルとする。公認為替取引業者は銀行間市場における取引および顧客との取引について独自の現物相場および先物相場を自由に設定することができる。
2. (a) バングラデシュ、インド、イラン、ネパール、パキスタン、スリランカ、ミャンマー、ブータンの中央銀行は、これらの国々の間における経常取引の決済をアジア決済同盟（ACU）の仕組みを通じて行うことに合意している。ACU加盟国への支払いは、ローン/クレジット合意の対象となっているものを除き全て、1米ドルまたは1ユーロに相当すると定められているアジア通貨単位（AMU、ACUドル、ACUユーロとも呼ばれる）を使用するアジア決済同盟（ACU）の仕組みを通じて決済される。
(b) 上記のACU合意では以下の支払いの決済を規定する。
 - (i) 加盟国の居住者から他の加盟国の居住者へ向けた支払い
 - (ii) 国際通貨基金の合意条項により定義される国際経常取引の支払い
 - (iii) 支払人が居住する国が許可した支払い
(c) ACUを通じて行う決済のため、公認為替取引業者はACU加盟国の取引銀行にAMU（ACUドルおよびACUユーロ）のノストロ勘定（銀行間取引での資金決済を行なう当方の決済口座）を維持する。同様に、公認為替取引業者はACU加盟国における取引銀行名義でAMU（ACUドルおよびACUユーロ）勘定を帳簿上開設することができる。公認為替取引業者は相互協議に従いノストロ勘定（AMU）の残高について利息を支払うことができる。
(d) ACU加盟国における取引銀行のACUドル建てノストロ勘定に資金を供給する必要がある公認為替取引業者は、必要な金額を米ドルまたはバングラデシュ銀行の売相場で計算した相当額のタカをバングラデシュ銀行に引渡し、同行を通じてかかる資金の供給を行うことができる。バングラデシュ銀行は当該のACU加盟国の中央銀行に対し、その国の振込先銀行にかかる金額を融通するよう通知を行う。支払い後、受取国であるACU加盟国の中央銀行は、バングラデシュ銀行の口座から自らの口座へと振替を行うようACU事務局の局長に通知を行う。
(e) ACU加盟国における取引銀行のACUドル建てノストロ勘定から資金を内貨化（タカ建て）にする場合、公認為替取引業者は当該国の中央銀行を通じて支払いを行うよう取引銀行に通知し、かかる中央銀行は受取人である公認為替取引業者へかかる金額を融通するようバングラデシュ銀行へ通知を行う。バングラデシュ銀行は通知

売買

アジア決済同盟
(ACU)を通じた支払

を受領した後、受取人である公認為替取引業者に（公認為替取引業者の選択により米ドルまたはバングラデシュ銀行の売相場で計算した相当額のタカ建てで）かかる金額を融通し、振込人である ACU 加盟国の中央銀行の口座からバングラデシュ銀行の口座へかかる金額を振替えるよう ACU 事務局長に通知を行う。

3. (a) バングラデシュ銀行は、海外の取引銀行との決済に要する時間およびコストを最小限に抑えるため、公認為替取引業者の銀行が銀行間取引で発生する相互請求を米ドル、ポンド、ユーロ、日本円建てで決済できるようにした外貨決済システムを運用する。これにより、公認為替取引業者の銀行は米ドル、ポンド、ユーロ、日本円建ての決済口座をバングラデシュ銀行に維持する。他の公認為替取引業者との決済目的の他、この口座は海外の取引銀行との振替にも利用される。
- (b) 各決済口座の残高は毎月末に決済する。バングラデシュ銀行は、毎日行った計算の結果に基づいて発生した口座の借方残高には利子を課して各営業日の終了時点で口座から引落とし、貸方残高には随時定める利率で利息を支払う。
- (c) 内地仕向けの外貨建て見返り信用状は、当該公認為替取扱銀行がバングラデシュ銀行に所持する外貨決済口座を通じて決済することとする。
- (d) 決済システムの運用はダッカのバングラデシュ銀行本部・外国為替リザーブおよび資産管理部（Forex Reserve and Treasury Management Department）で集中的に行われる。他の地域における公認為替取引業者は、ダッカの本社または本部を通じて他の銀行へ資金の振替を行うことができる。

バングラデシュ銀行との決済手続き

第4章

第I部 公認為替取引業者の外貨口座および外貨の売買

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1. 公認為替取引業者は、海外の取引銀行または支店に自由交換可能通貨建ての口座を維持することができる。 | 外貨建て口座 |
| 2. 公認為替取引業者が保有する外貨は常にバングラデシュ銀行の自由裁量下にあるとみなされる。バングラデシュ銀行は必要かつ適切であるとみなす場合、同行の外国為替政策部（Foreign Exchange Policy Department）を通じて外貨の処分に関する指令を行うことができる。 | 公認為替取引業者が保有する外貨はバングラデシュ銀行の自由裁量下にある |
| 3. バングラデシュ銀行は各公認為替取引業者の銀行の為替持ち高（買い持ち／売り持ち）に関して自由裁量による限度を設定する。公認為替取引業者は規定の持ち高限度を超えないようにしなければならない。公認為替取引業者の持ち高が規定の持ち高限度を超え、それに関する十分な説明を行わない場合は、余剰の現物為替を売り、その分については満期に決済される先物為替を買うことが求められる。一般に公認為替取引業者は現物と先物を月毎で適切に維持し、先物に対して現物を多量に買うのを避けることを目指すべきである。 | 持ち高 |
| 4. 公認為替取引業者は各営業日の操業終了時点で毎日の為替持ち高を計算し、翌日にバングラデシュ銀行へ持ち高（買い持ち／売り持ち）を報告することが求められる（Vol.2 第2章参照）。支配の及ばない理由により報告期間における買い持ち／売り持ちの持ち高が規定の限度を超える場合、その状況を説明する書面を日報に添付しなければならない。 | 規定の限度を超える買い持ち／売り持ちの持ち高 |
| 5. 公認為替取引業者は他の公認為替取引業者、海外の取引銀行、海外の支店と現物および先物の外国為替の売買取引を自由に行うことができる。但し、取引は全て適切な報告書（Vol.2 第2章参照）、為替持高日報（第4項）、銀行間取引日報（第12項）を用いてバングラデシュ銀行に報告しなければならない。 | 他からの外貨買い |
| 6. 公認為替取引業者は短期間のニーズに応えるため、海外の支店および取引銀行から当時の市場相場で7日間以下の短期ローンおよび当座借越を受けることができる。これらのローンまたは当座借越にはバングラデシュまたは海外における抵当が必要となり、また、バングラデシュ銀行の事前承認を得なければならない。公認為替取引業者は、本項の許認可を得て受ける短期ローンおよび当座借越についてバングラデシュ銀行の事前承認を得ずに送金することができるが、それについての報告を行わなければならない。 | 短期ローンと当座借越 |
| 7. ノストロ口座の残高照合における外国為替リスクに関して「銀行業務におけるコア・リスク管理のためのガイドライン」を遂行するにあたり、銀行は年間の各四半期末ごとにすべてのノストロ口座につき、不一致の記載事項すべての完全な一覧を記載した包括的レビューを提出する | ノストロ口座の残高照合 |

ことが求められる。ただし、この一覧は当該ノストロ口座の取引や承認過程に一切の関与を持たない職員が作成しなければならない。銀行はまた、バングラデシュ銀行が随時発行するスケジュールに従って一定期間ごとに、3 カ月以上照合されずに残っている借方記入の提出を求められる。加えて、6 月と 12 月の期末レビューには、レビューに記載の未照合記入の状態が正確であることを示す、当該銀行の外部監査人による証明書を添付しなければならない。このほか、銀行は各月末における未照合のノストロ口座記入の概要を記載した「未照合のノストロ口座記入の状態にかかる月末報告書」を提出することが求められる。ただし、四半期末および月末報告書には Volume-2 に記載の書式に従って、未照合記入の概要を含めること。

第 II 部 外国為替先物取引

8. 公認為替取引業者は顧客／相手方銀行に真の必要がある場合のみ先売りに応じることができるが、そのカバーはどのような場合でも、そのような取引から生じるリスクを緩和することを意図したものであることを確実にしなければならない。公認為替取引銀行は、その先売りの少なくとも 50% を先買いによってカバーすることが求められる。残りの分は、銀行間先買い、および／または輸出勘定の即時買いによってカバーしてもかまわない。スワップ取引にかかる先売りは、先買いによってカバーする必要はない。公認為替取引業者は、銀行および輸出業者、外貨口座保持者（輸出者保持割当口座、輸出加工区企業の外貨口座を含む）、国外の両替商のような非銀行顧客から先買いをすることもできる。先物の売りでも買いでも、公認為替取引業者はできるだけ短期間に自らのリスクをカバーしなければならない。
9. 先物契約は全て確定的なものとして取扱い、満期時に終了するべきである。公認為替取引業者はこの場合、契約時（予約時）の相場と契約終了時の直物電信買相場または直物電信売相場との差額を負担しなければならない。先物契約は終了時に顧客が利益を得るように相場が動いた場合、如何なる差額の請求もないように終了しなければならない。つまり、公認為替取引業者による先物買いの場合、終了時の直物電信売相場が予約相場と同じまたは予約相場より低い場合（つまり顧客の視点から見ると不利な場合）には如何なる差額も課せられない。同様に先物売り契約の場合、終了時の直物電信買相場が予約相場と同じまたは予約相場より高い場合（つまり顧客の視点から見るとより高額な金がかかった場合）にも如何なる差額も課せられるべきでない。先物契約の更新は旧相場で行ってはならない。更新は全て新規契約として取扱い、更新日の先物契約の売買に適用される相場が適用されなければならない。
10. 公認為替取引業者は、バングラデシュ銀行の発行するコア・リスク管理ガイドラインに照らした相手方の制限内で先物取引から生じるリスクをカバーするため、および日々の取引から生じるキャッシュ・フローの不整合を管理するためにスワップ取引を行うことができるが、スワップ取引を通じて投機的な持ち高を得ることは避けるよう勧告する。
11. 通貨間スワップおよび先物取引は、潜在顧客の取引による裏付けがない場合で、「銀行業務におけるコア・リスク取扱いのガイドライン」（2003年10月7日付 バングラデシュ銀行 BPRD 回状 No. 17 に記載）が実施されているとバングラデシュ銀行が認める場合のみ実施することができる。
12. 先物契約およびスワップ取引に関する書類（信用状の写し、契約書な

一般

先物の売り・買い

スワップ取引

通貨間先物とスワップ

- ど) は全てバングラデシュ銀行が実施する検査のために保管しなければならない。さらに、公認為替取引業者はすべての銀行間取引を記載した日報を提出しなければならない (Volume2 の第 2 章を参照のこと)。
13. 公認為替取引業者は銀行間市場または顧客とのあらゆる即時／先物取引における相場の提示／要求にあたり売り・買い両方の相場を提示することが重要である。

報告書の提出

双方向見積

第 III 部 商品価格のリスクヘッジ

14. 公認為替取引業者はバン格拉デシュ銀行から事前の承認を条件に、顧客が標準エクステンジによる先物／オプションを通じて交換または OTC で取引する商品および商品の OTC デリバティブにかかる価格リスクのヘッジをすることができる。商品デリバティブの利用は顧客が商品価格リスクに曝されることについて真に納得している場合のみ行うことができる。この点について公認為替取引業者はリスク被曝関連書類をチェックすることで確認する。商品デリバティブを利用してのいかなる投機も行ってはならない。

公認為替取引業者は、国際的認知のある銀行またはそのバン格拉デシュで操業する支店への見返り取引の予約によって商品ヘッジ取引により生じる商品価格リスクを完全にヘッジしなければならない。

バン格拉デシュ銀行に商品ヘッジ取引を申請する時は、適合性・妥当性フォーム（別紙 5/3 および 5/4 に掲載）を提出しなければならない。公認為替取引業者が商品デリバティブ商品（product）の提供に適格となるためには、そのような製品から生じる信用と市場リスクをモニターする能力を有することが不可欠である。また、製品を提供する前に、顧客に対し妥当な商品価格予測を回送しなければならない。同予測は、バン格拉デシュ銀行に対しても申請を提出する際に添えて回送しなければならない。

公認為替取引業者の商品ヘッジ手段およびヘッジ対象の損得の計上は IAS39（金融手段：認識と測定）に従って行わなければならない。

公認為替取引業者は次の報告義務に従わなければならない：

- ・ 依頼人により承認、予約を受けた商品ヘッジ取引のすべての詳細をバン格拉デシュ銀行に対し月決めで報告しなければならない。
- ・ 公認為替取引業者は各取引の満期時にバン格拉デシュ銀行に詳細な報告書を提出しなければならない。
- ・ 監査済みの財務諸表には、商品ヘッジ取引の内容が応分に公開されていないなければならない。

公認為替取引業者は取引開始前に依頼者に対し商品ヘッジにかかるすべての費用、料金、手数料を説明しなければならない。また商品派生ヘッジに伴う危険なリスクおよび最悪の場合のシナリオについて取引前に明確に言及しなければならない。

15. すべての商品取引について元金に応じたリスクの加重割り付けをするにあ

たつては 2008 年 5 月 21 日付け BPRD 回状 No. 06 を参照しなければならない。

第 IV 部 外国銀行支店および取引銀行における非居住者タカ口座

- | | |
|--|------------------|
| 16. 外国銀行支店またはバングラデシュ国外の取引銀行のタカ口座は全て非居住者口座とみなされる。異なる国にある同一銀行の異なる支店の口座は別個のものとして認識されなければならない。ある国における各支店または支店グループの口座はその国の口座として認められなければならない。 | 一般 |
| 17. 公認為替取引業者は、自由交換可能通貨の被仕向送金についてのみ海外支店または取引銀行の名義で非居住者タカ口座を自由に開設・維持することができる。非居住者タカ口座間の振替は自由である。認可された外貨を非居住者銀行の支店および取引銀行に売ることができるが、それについては送金料が非居住者タカ口座の貸方残高に対して課せられる。非居住者タカ口座は自由交換可能通貨建てで口座開設時の預入金を海外から送金して開設することができる。公認為替取引業者が新規に開設した非居住者タカ口座はその詳細をバングラデシュ銀行に報告しなければならない。 | 新規の非居住者
銀行口座 |
| 18. 非居住者タカ口座からの支払いまたは非居住者タカ口座への受取金は、それぞれ外貨の購入または被仕向送金および売却または仕向送金とみなされるため、被仕向送金および仕向送金に適用される規制および指令は全て、それらの口座からの支払いまたはそれらの口座への受取金に適用される。外国銀行支店および取引銀行における非居住者タカ口座の借方、貸方、残高の報告を適切な報告書により行う (Vol. 2 第 2 章に記載)。 | 許可を受けた出
入金の報告 |

第 5 章
第 I 部 仕向送金

1. (i) 1994 年 3 月以降経常取引の支払いのためにタカの交換を行うことができるという宣言がなされたのを受けて、仕向送金の大半はバングラデシュ銀行の代理となる公認為替取引業者に承認されている。特殊な性質の送金のみバングラデシュ銀行の事前承認が必要となる。ただし、本ガイドラインに示す外貨の発行限度は自明であり、本ガイドラインで特定されない現行の国際取引において、同じく本ガイドラインで明示する限度額を超える真正な要求および支払要求がある場合は、誠実な費用の提供があればバングラデシュ銀行がその便宜をはかる。
- (ii) バングラデシュから外国への送金、外国銀行の居住者タカ口座または交換可能タカ口座 (convertible Taka account) への現地通貨建ての入金は全て外国為替の仕向送金とみなされる。公認為替取引業者は送金または払い出す外貨が放出目的以外に利用されないように細心の注意を払わなければならない、また随時実施される検査のためバングラデシュ銀行への報告書提出記録を維持しなければならない。
2. 外貨を購入する場合はいつでも公認為替取引業者ならびに必要な場合はバングラデシュ銀行へ申請を行う。バングラデシュへの輸入に関する支払いについては IMP フォーム (別紙 5/13) が所定の申請書となり、その他の送金については TM フォーム (別紙 5/1) が所定の申請書となる。特別許可の発行などにより別途バングラデシュ銀行から送金の承認を得ている場合でも公認為替取引業者による報告には TM フォームを用いなければならない。取引にバングラデシュ銀行の事前承認が必要な場合、承認付与の考慮を受けるため公認為替取引業者はバングラデシュ銀行にフォームを提出しなければならない。
3. バングラデシュ銀行による仕向送金の事前承認の申請が必要な場合、かかる申請書は公認為替取引業者を通じてのみバングラデシュ銀行に提出するものとし、公認為替取引業者の顧客が直接バングラデシュ銀行に提出は行わないものとする。かかる申請書は公認為替取引業者が自らのメッセージャーまたは郵便を利用してバングラデシュ銀行に送付する。公認為替取引業者が顧客の代理としてバングラデシュ銀行に外貨発行を申請する場合、その責任者が正しく内容を確認し勧告/コメントを付けた必要書類/文書を提出しなければならない。
4. バングラデシュ銀行による承認を受けたフォームまたは許可書について
- 一般
- 所定のフォームによる申請
- バングラデシュ銀行の承認申請書は公認為替取引業者を通じてのみ行う
- 承認を受けた申請者との取引

て、公認為替取引業者は正式に許認可権を有する人物が承認を行い、
バングラデシュ銀行の刻印が押されていることを確認する。バングラ
デシュ銀行の職員が認可書に署名を行い、かかる人物の署名の見本が
得られない場合は、署名の批准は最寄りのバングラデシュ銀行事務所
で行わなければならない。最も重要なこととして、バングラデシュ銀
行がフォームに承認を行った場合、公認為替取引業者は承認を受けた
申請者のためにのみ代理で取引を行うものとする。

5. 払い出される金額は認可を受けた限度額以下でなければならない。また、毎月または四半期毎など定期的に払い出しが発生する金額に関して許可書上に指示がある場合は、その指示に厳格に従わなければならない。
6. バングラデシュ銀行が発行したすべての仕向送金用外国為替販売許可書は、30 日を超える一定の期間有効であると明記されていないかぎり、または延長更新されないかぎり、承認日より最長 30 日間有効である。公認為替取引業者は期限の切れたバングラデシュ銀行の許可書に関する送金を行ってはならない。かかる許可書上に記載された有効期間内に利用しなければならない（許可書の適用がある場合）。
7. 公認為替取引業者が行った送金に関する IMP フォーム、TM フォームの原本はすべて Vol. 2 第 2 章に規定する適切な報告書と共にバングラデシュ銀行に提出しなければならない。IMP フォームの原本以外については、第 7 章第 31 (b) 項を参照。
8. 規定の報告書により既にバングラデシュ銀行に報告を行った送金が、その後全額または一部取り消された場合、公認為替取引業者は仕向送金の取消を被仕向送金としてフォーム C にて報告しなければならない（第 10 項の通り）。取引の戻入を報告する報告書には以下の詳細を記した書類を添付しなければならない。
 - a) 仕向送金の報告を行った報告書の日付
 - b) 申請者の氏名および住所
 - c) 当初の販売された金額
 - d) 取り消された金額
 - e) 取消の理由

繰り返し送金の許可

バングラデシュ銀行の承認の有効期限

申請書の処理

送金の取消

第 II 部 被仕向送金

9. 「被仕向送金」という用語には、電信送金、郵便送金、為替手形だけでなく、手形の買い入れ、旅行信用状に基づく手形の買い入れおよびトラベラーズチェックの買い入れも含まれるが、本条では外貨紙幣および硬貨の購入には触れない。外貨紙幣および硬貨の買い入れは第 9 章で取り上げる。
10. 公認為替取引業者は外貨の購入または各銀行支店および取引銀行の非居住者タカ口座の預金からの出金を自由に行うことができる。2,000 米ドル以上に相当する送金はフォーム C (別紙 5/3 を参照) に適切な別紙 (Vol. 2 第 2 章を参照) を添付して報告しなければならない。海外で労働に従事するバングラデシュ国民による送金についてはフォーム C の受取人の申告は不要である。フォーム C には送金の目的を明確に記載する。資金の送金が行われた国と送金を受ける通貨が同一である場合、公認為替取引業者は連結させたフォーム C を作成し、連結した金額を構成する送金の詳細を記載した個別のリストを添付して提出することができる。輸出に関する送金は EXP フォームで確認・報告を行わなければならない。輸出のために事前送金を受けた場合、公認為替取引業者は送金の目的を証する「前受金伝票 (Advance Receipt Voucher、Vol. 2 第 2 章を参照)」の裏面に受取人による署名入りの申告を取得しなければならない。
11. 非居住者銀行の指示に従い、公認為替取引業者が買い取ったタカ建ての手形について、非居住者銀行から自由に交換できる外貨建てで払い戻しを受ける公認為替取引業者に対する異議は無いものとする。
12. バングラデシュ銀行に既に報告を行った被仕向送金が、受取人の都合により全額または一部取り消された場合、公認為替取引業者は TM フォームで被仕向送金の取消を仕向送金として報告しなければならない。取引の戻入れを報告する報告書には、(a) 被仕向送金の報告を行った報告書、(b) 受取人の氏名および住所、(c) 取り消された金額および取消の理由、(d) 取消前に購入した金額を記載した書類を添付しなければならない。

一般

被仕向送金は限度額無し

タカ建ての手形に関する外貨建ての払い戻し

被仕向送金の取消

第 III 部 外貨紙幣および硬貨等の取引

13. 公認為替取引業者／公認両替商以外の人物、企業、会社は如何なる形態の外貨の取引を行うことも許可されない。公認為替取引業者または公認両替商でない人物が外貨の購入あるいはその他の取得、借入、売却またはその他の譲渡、貸与、交換、両替を行うことは外国為替規制法の規定に違反するとみなされる。
14. 公認為替取引業者または公認両替商は、国籍にかかわらず、また、両替時の FMJ フォーム（別紙 5/64）上の申告の有無にかかわらず、入国した旅客から自由に外貨を購入することができる。このフォームを提出する場合、両替した金額をフォーム上に証明する。
また、公認為替取引業者は FMJ フォームの提出を行わずに公認両替商から外貨紙幣、硬貨、その他の旅行小切手を自由に購入することもできる。
15. (a) 公認為替取引業者は、バングラデシュ銀行の指令に従ってその他の公認為替取引業者および一般の人々に売却することにより外貨紙幣などを処分することが許可されている。
(b) 公認為替取引業者はまた、バングラデシュ銀行の承認を得て海外の外貨口座への入金を行うために代理人または取引銀行に外貨を送ることもできる。バングラデシュ銀行の許可を得るための申請書は 2 部作成し、バングラデシュ銀行の許可書も 2 部作成される。安全上の理由により、バングラデシュ銀行との連絡は秘密厳守とする。このため、バングラデシュ銀行の外国為替政策部（Foreign Exchange Policy Department）の高官を個人的に訪問するのが望ましい。
16. 一般の人々、公認両替商、その他の公認為替取引業者からの通常購入に加え、公認為替取引業者はバングラデシュ銀行の承認を得て外貨紙幣の保有高を海外から補うことができる。
17. 公認為替取引業者および公認両替商は自らが行った外貨紙幣および硬貨の購入に全て責任を持つ。公認為替取引業者および公認両替商は、購入したものの規制に従って許可されるとおり顧客に売却できなかった余剰分の外貨紙幣および硬貨の換価については自ら手配を行わなければならない。
公認為替取引業者は余剰の外貨紙幣および硬貨を海外の支店または取引銀行を通じて内貨化（タカ建て）にしたり、余剰分を自らの適切な外貨口座に入金したりすることによって換価することができる。

不正な取引

公認為替取引業者／公認両替商が外貨を購入できる条件

公認為替取引業者が行う外貨紙幣および硬貨の処分

公認為替取引業者が購入した外貨紙幣の換価に対する責任

第 6 章 紙幣および硬貨、外国為替、金、銀、宝石、有価証券等の輸出入

1. (A) 2003 年 1 月 6 日付、バングラデシュ銀行通告 No. FE 1/03 BB、および 2004 年 3 月 23 日付、FE1/04BB により、如何なる人物も以下を除く外貨紙幣または銀行券をバングラデシュ国外の如何なる場所からバングラデシュ国内へ無制限に持ち込むことができる。
- (i) 未発行の紙幣および硬貨
 - (ii) 500 タカを超えるバングラデシュの法定貨幣

外貨紙幣および硬貨
の輸入

但し、持込を行う人物は、バングラデシュ到着時に FMJ フォーム（別紙 5/63 を参照）によって税関当局に全額を書面で申告することを条件とする。持ち込んだ外金額が US\$3,000 またはそれに相当する外貨金額以下であり、バングラデシュの法定貨幣が 500 タカ以下である場合、申告は不要である。

- (B) バングラデシュ銀行の一般許可または特別許可を得ずに、紙幣、銀行券または硬貨を海外からバングラデシュへ郵便その他で送付することは禁じられている。
- (C) バングラデシュに入国する旅行者は 1 回あたり以下に規定する制限内のバングラデシュ紙幣／通貨を持ち込むことができる。
- (i) 船舶または航空機の乗組員または鉄道職員はバングラデシュ紙幣を 1 回あたり 500 タカまで持ち込むことができる。
 - (ii) 海外からのバングラデシュ国民はバングラデシュ紙幣を 500 タカまで持ち込むことができる。かかる金額はバングラデシュから海外へ出国する際に持ち出すことができる。
 - (iii) 上記第 1(A) 項に記載の制限額を超える金額を持ち込む場合、外国の旅券で旅行する外国人およびバングラデシュ旅券で旅行する人物は全て、バングラデシュ国外から航路、空路、陸路によりバングラデシュに入国する際に 1 枚組みの FMJ フォームを記入して全ての通貨を税関当局に申告する。乗り継ぎ旅客はこのフォームを記入する必要はない。

税関職員は正しく認証を行ったフォームを申告者に返却する。公認両替商および公認為替取引業者は、外貨または外貨証券をタカに両替する際にかかるフォームを要求する必要はないが、外国人はバングラデシュ出国時に未使用の外国為替を持ち出す際に問題に直面しないよう、この申告書を保管しなければならない。

- (D) バングラデシュに入国する人物は、自らが申告を行わずに持ち込んだ US\$3,000 以下またはそれに相当する外貨を保有し、バングラデシュ出国時に旅券および航空券に裏書きを受けずにかかる外貨を持ち出すことができる。かかる金額は、居住者であるバングラデシュ人によって居住者外貨預金口座へ預金することができ、また非居住者であるバングラデシュ人が、バングラデシュ到着後いかなる時にでも非居住者外貨預金口座または個人非居住者外貨口座に預金することができる。ただし、居住者であるバングラデシュ人によって持ち込まれた 5,000 米ドルを超える金額は、到着後 30 日以内に現金化するか、または適切な外貨口座に預金しなければならない。非居住者であるバングラデシュ人によって持ち込まれた同様の金額は、バングラデシュ帰国後いかなる時にでも現金化または外貨口座に預金することができる。外国籍の者の場合はフォーム FMJ で申告して持ち込んだ総額、または申告なしに持ち込んだ 5,000 米ドルまでの金額は出国の際に自由に持ち出すことができる。外国籍の者によって持ち込まれた同様の金額は、バングラデシュ入国後いかなる時にでも外貨口座に預金することができる。

2. 外国為替規制法第 8 条第 (1) 項に準拠して 1948 年 1 月 1 日付で発行された通告 No. 1(2) ECS/48 に従い、政府はバングラデシュ銀行の一般許可または特別許可がある場合を除いて、以下をバングラデシュ国外から輸入することを禁止した。

金および銀の輸入

- (a) 精製済、未精製にかかわらず、金貨、金塊、金板、金の延べ棒
(b) 圧延加工後製造工程を経ていない銀塊、銀板および流通していない銀貨

上記により、バングラデシュ国内への金および銀の輸入はバングラデシュ銀行の一般許可または特別許可が条件となる。バングラデシュ銀行は、バングラデシュ国民がバングラデシュ到着時に政府の課する税金を支払うことを条件に、延べ棒状または塊状の金または銀を 2 キロまで持ち込

むことを許可する一般許可を付与している。

3. 外国為替規制法第2条で定義されるとおり、金には、法定通貨か否かに関わらず硬貨状のもの、または精製済・未精製にかかわらず塊、または延べ棒状のものが含まれる。同法同条で定義されるとおり、銀には、圧延加工後製造工程を経ていない銀塊、銀の延べ棒、銀板および、バングラデシュまたはその他の国で法定通貨として流通していない銀貨が含まれる。
4. 外国為替規制法では、宝石および貴石の輸入に関する制限はないものの、かかる輸入は輸入通商管理規制（Import Trade Control Regulations）に従うことを条件とする。
5. 宝石および貴石という用語には、ダイヤモンド、貴石または半貴石、真珠が埋め込まれているか、のせられているか、一連にのっているか否かにかかわらず全てが或いは主に金、白金、全種類のダイヤモンド、貴石または半貴石、真珠である物品または、ダイヤモンド、貴石または半貴石、真珠がのせられているか埋め込まれている物品が含まれる。
6. 外国為替規制法では、有価証券のバングラデシュへの輸入に関する制限はない。
7. (i) 如何なる人物も、公認為替取引業者が発行し旅券に裏書きを行った外国為替をバングラデシュから持ち出すことができる。
(ii) 一般許可が、以下の人物に対し以下の目的のために付与されている。
 - (a) 公認為替取引業者が通常の業務過程を通じて取得し、認可を受けた有効期間内である小切手、手形または為替手形をバングラデシュ国外に送るため。
 - (b) バングラデシュの居住者であるがバングラデシュに定住していない外国人が自らの外貨口座から引き落とされた為替手形または小切手を取得し、またかかる手形或いは小切手をバングラデシュ国外へ送付するため。
8. 外国為替規制法第2条で定義されるとおり、外国為替には、外貨建てまたはバングラデシュ通貨建てで表示または振り出しが行われ外貨で支払われる小切手、手形、トラベラーズチェック、信用状、為替手形、約束手形が含まれる。
9. (a) (i) 如何なる人物も1回につき500タカを超えない額のバングラデ

金および銀の定義

宝石および貴石の輸入

宝石および貴石の定義

有価証券の輸入

有価証券の輸出

シュの法定通貨紙幣および硬貨をバングラデシュ国外に持ち出すことができる。

(ii) バングラデシュ銀行の許可を得て、船舶もしくは航空機の金庫に持ち込まれた通貨または、船舶もしくは航空機に乗せられた通貨はバングラデシュ国外へ持ち出すことができる。

(iii) 通常バングラデシュに居住する人物は、海外から帰国した際に申告を行わずに持ち込んだ US\$3,000 以下またはそれに相当する外国為替を持ち出すことができる。

(iv) 海外で労働に従事するバングラデシュ国民を含め通常バングラデシュに居住していない人物は、バングラデシュ到着時に税関当局へ自ら申告した金額以下の如何なる金額をバングラデシュ国外に持ち出すことができる。かかる人物は、バングラデシュ到着時に税関当局に申告を行わずに持ち込んだ US\$3,000 以下またはそれに相当する外貨をバングラデシュ出国時に持ち出すことができる。

(b) 紙幣および硬貨を郵便またはその他の手段でバングラデシュ国外に送ることは許可されない。

10. 外国為替規制法第 13 条(1) (a)に従い、如何なる人物もバングラデシュ銀行の許可を受けている場合を除き、有価証券のバングラデシュ国外への持ち出し、または送付を行うことは許可されない。外国の有価証券を保有し、これらの有価証券を売却、譲渡等の理由で海外の銀行、仲買人、代理店へ送付することを希望する人物は、公認為替取引業者を通じて必要な輸出許可をバングラデシュ銀行に申請しなければならない。外国の有価証券の譲渡許可は、かかる有価証券を一定の期間内にバングラデシュに戻すことまたは、売却の場合は外貨建ての売却代金をバングラデシュに送金することを公認為替取引業者が保証することを条件に付与される。
11. バングラデシュ銀行の一般許可または特別許可を受けた場合を除き、宝石または貴石をバングラデシュ国外へ輸出することは外貨規制法第 8 条第 2 項により禁じられている。バングラデシュ銀行は、海外またはバングラデシュへ旅行する成人女性全員が身体に付けた如何なる量の個人的な宝石または個人的な荷物の一部である如何なる量の個人的な宝石についてバングラデシュからの持ち出しおよび同国への持ち込みを可能とする一般許可を与える。
12. 輸入・輸出管理庁長官 (CCI&E) 事務所に登録した輸出者は、通常の EXP

有価証券の輸出

バングラデシュ行き
または国外行きの旅
客による宝石の持ち
出しおよび持ち込み

宝石輸出スキーム

手続き（次章に記載）に従って金宝飾および銀宝飾のバングラデシュからの輸出を行うことができる。公認為替取引業者は、保税倉庫制度の下で操業する登録済の宝石輸出者が受領済の輸出信用状に基づいて行う宝石の製造および輸出のために金、銀、貴石を輸入するにあたって見返り信用状を作成することができる。この場合、商務省が制定した宝石輸出政策に規定される最低国内付加価値要求（金宝飾については10%、石が埋め込まれた金宝飾については15%、銀宝飾については25%）を遵守することが条件となる。外国の買い手から輸出者が受取った前払い金で輸入費用が賄える場合または外国の買い手が輸入の支払いを海外で直接行う場合は、輸出命令に関しても見返り輸出を実施することができる。

海外の買い手が輸入費用を海外で前払いする場合または外国の買い手から受取った前払い金で輸入費用が賄える場合、輸出者は輸出代金について現地の付加価値分のみを本国へ送金することが求められる。この場合は輸出総額と輸入品の費用をそれぞれ EXP フォームに記載し、公認為替取引業者はEXP フォームの3枚目を提出する際に前払い輸入費用／輸入費用の前受けを証明する書類を添付するものとする。委託生産ベースで行う宝石の輸出または海外の見本市での販売のための宝石の輸出については、バングラデシュ銀行の事前許可が必要である。

第7章 第I部 輸入

1. バングラデシュへの物品の輸入は、輸入・輸出(管理)法1950および、年2回発行される輸入政策令ならびに、輸入・輸出管理庁長官(Chief Controller of Imports and Exports, CCI&E)が随時発行する公告の見地に立って商務省が管理指導を行っている。本章に記載する指令は外国為替の売りならびにバングラデシュへの物品の輸入に関して非居住者タカ口座へ行われる振込に適用される。

輸入取引規制

輸入者・輸出者・買付委託者(登録)命令1981の見地から、輸入・輸出管理庁長官へ登録を行っている場合または同命令の規定を免除されている場合以外はバングラデシュへ物品の輸入を行うことはできない。信用状認可書(LCAF)の発行、信用状の開設またはバングラデシュへの輸入に関する送金の実施に先立ち、公認為替取引業者は輸入者が輸入・輸出管理庁長官へ登録を行っていること或いはかかる登録を免除されていることを確認しなければならない。公認為替取引業者は輸入者の登録番号が正しくIMPフォームに記載されていることを確認しなければならない。輸入者がかかる登録を免除されている場合は、IMPフォームにその事実を適切に記載しなければならない。

輸入者の登録

2. 公認為替取引業者は、バングラデシュに営業地を構える既知の顧客で、輸入に関して何らかが発生した場合は容易に追跡が可能な者とのみ取引を行うようにしなければならない。信用状の開設およびバングラデシュへの輸入に対する支払いは、信用状認可書保持者が居住する地域の公認為替取引業者を通じて行わなければならない(別紙4に外国為替規制を目的とした地域一覧を示す)。輸入者が新規の顧客である場合、公認為替取引業者は申請者が以前に輸入を行った際に利用した公認為替取引業者から、同輸入者による未提出/期限切れ(due/overdue)の通関申告書がない旨の証明を入手しなければならない。

既知の顧客との取引

3. (a) 公認為替取引業者は輸入政策令に従い、バングラデシュへの輸入を許可する信用状認可書を発行することが認可されている。政府が与える特定の割当てに沿って省庁が行う輸入には信用状認可書または輸出許可書または通関許可書は不要である。ただし、防衛省以外のすべての省庁は(上記以外の)輸入目的で信用状開設の前には指定の銀行に信用状認可書を提出しなければならない。公認為替取引業者より得ることのできる信用状認可書は5部1セットとなっており、信用状の開設および送金を行うためには、「為替管理用」と記されているものを用いなければならない。公認為替取引業者は信用状認可書の発行について、輸入政策令の指令および関連

信用状認可書

の公告に厳重に従わなければならない。

(b) (i) 公認為替取引業者は空白の信用状認可書を顧客に発行しない。
輸入者は公認為替取引業者の職員立会いの下、自ら信用状認可書に署名を行わなければならない。公認為替取引業者の権限を与えられた職員は信用状認可書に日付を記入し署名を行って、輸入者の署名は確認済みであり、輸入者の輸入を行う権利が現行の輸入政策令に準拠していることを証明する。

(ii) 公認為替取引業者は如何なる場合でも当事者本人から信用状開設のための承認済信用状認可書を受領しない。通常、信用状認可書を発行・承認する公認為替取引業者は信用状の開設も行うが、信用状を他の公認為替取引業者へと移すことが必要な場合は、移す側の公認為替取引業者が直接信用状の移動を行わなければならないことになっている。信用状認可書を受領した公認為替取引業者は信用状開設に先立ち、信用状認可書上の署名の確認を自ら行わなければならない。

(c) 信用状認可書は発行月から1年間の送金に有効である。例えば、信用状認可書の発行が1992年1月15日であった場合、送金は1993年1月31日まで行うことができる。これに対し、機械などの資本財およびスペアパーツの輸入用に発行された信用状認可書は発行月から18カ月有効である。公認為替取引業者は如何なる場合でも、更新を行わないまま、上記の有効期間が切れた信用状認可書で送金を行ってはならない。この場合でも、国外で労働に従事するバングラデシュ国民の外貨資金についてのみ更新を行わずに送金を行うことができる。

4. 信用状/購買契約書には、現行の輸入政策令に準拠して適切なインコタームズを用いなければならない。輸入は通常 CFR/CPT (ある場合) ベースで行うが、FOB ベースの輸入は本章第13項で触れる条件に叶えば行うことができる。

輸入条件

5. 公認為替取引業者は、バングラデシュ銀行が随時発行する、特別協定(贈与、借款、バーターなど)に従って行われる輸入に関する一定の手続きに関する指示に従わなければならない。

特別協定による輸入

6. 公認為替取引業者は、輸入する物品の分類を表示するのに関税法1969の附則1に従って正しいHSコードを用いることが義務付けられている。いかなる銀行も、信用状認可書や信用状、または購買契約書(用いる場合)の記載に正しいHSコードを用いずに、信用状認可書の発行や信用

正しいHSコードの使用

状の開設を行ってはならない。これを怠った場合は税関当局により懲罰が課せられる場合がある。疑義がある場合はすべて、公認為替取引業者または顧客が所轄の税関当局に直接問い合わせなければならない。

7. 出荷前検査法 1999 で別に免除されている場合をのぞき、輸入しようとする物品はすべて NBR 指定の出荷前検査 (PSI) 会社で数量、品質、内容、分類、価格について検査を受けなければならない。物品の輸入には信用状または購買契約書 (信用状なしでの輸入の場合) に検査会社名を特定する条項を含めなければならない。

出荷前検査

8. (a) 信用状を開設する場合は、為替管理用の信用状認可書の裏面に信用状の詳細を裏書きし、公認為替取引業者の署名捺印を行わなければならない。また、信用状認可書の裏面には、現金売相場で計算した、開設済の信用状の金額に相当するタカのコピーを裏書きしなければならないが、先物為替のカバーを取る場合は、交換は実際の先物相場で行うものとする。信用状に関する先物売りが未決済の場合は、現物為替を売ってはならない。

信用状認可書への裏書き

- (b) 送金が信用状により行われたものであるか否かにかかわらず、送金額の詳細を関連の IMP フォーム番号と共に為替管理用の信用状認可書に裏書きしなければならない。開設された特定の信用状または実施された送金に関する裏書きを識別できるよう、信用状の詳細、信用状の開設日および送金実施日を適切に記載しなければならない。

- (c) 輸入者に輸入書類を送付するに先立ち、公認為替取引業者は、バングラデシュから送金された金額を数字および文字にてインボイスならびに手形に正しく裏書きしなければならない。裏書きには公認為替取引業者の署名捺印を行わなければならない。引受渡しによる支払いの場合は、手形を引き受けた金額をインボイスに裏書きしなければならない。

9. 信用状が全部または一部未利用の状態期限切れとなった場合または外国為替の取消または戻入れがあった場合、信用状認可書の裏面に行った裏書きは、適切な説明の記載ならびに公認為替取引業者の署名捺印を行った上で取り消すことができる。

信用状認可書の取消し

10. 間違った信用状認可書に誤って裏書きを行った場合、公認為替取引業者は裏書きを取り消すことができる。但し、それと同時に裏書きを有効である適切な信用状認可書に移し変えるものとする。移し変えは、

誤って行われた裏書き

あらゆる点で同一の 1 通の有効な信用状認可書から別の有効な信用状認可書へのみ行うことができる。

11. 信用状によって行われたものであるか否かにかかわらず、信用状認可書に関して売られた外国為替の総額は信用状認可書に記載する金額を超えてはならない。信用状が開設され、先物予約が行われていない変動相場通貨で送金を行うことが必要な場合、公認為替取引業者による送金を可能にするため、信用状認可書のタカは外貨高の範囲まで増加されたものとみなされる。
12. 海外の取引銀行の通常銀行手数料の支払いを除き、バングラデシュ銀行の事前承認を得ていない場合、信用状認可書のコストを超える送金は許可されない。つまり、公認為替取引業者は銀行手数料について信用状認可書の調整を行う必要はない。銀行手数料の送金は TM フォームを用いて通常とおりバングラデシュ銀行に報告を行わなければならない。公認為替取引業者は送金した銀行手数料のコストならびに送金日を為替管理用の信用状認可書に裏書きする。送金がバングラデシュ銀行により与えられた特別承認によって行われた場合、公認為替取引業者は承認番号および承認日も記載しなければならない。

信用状が開設できる金額および信用状認可書について行われる送金

信用状認可書のコストを超える送金

信用状取引に一般的に適用されることのない特別な銀行手数料はバングラデシュ銀行の承認を得ずに送金することはできない。民間部門の輸入に関する外国銀行手数料はサプライヤが支払うものとなるため、バングラデシュからの送金は行えない。バーター／特別貿易協定の銀行手数料は、バーター／特別貿易協定に関する関連規定に従って支払う。

13. 信用状認可書は物品の FOB 価格のようにその全額を送金することはできない。つまり、FOB ベースでの輸入に支払われる運賃は当該の信用状認可書のとおり調整されることになる。FOB ベースでの輸入の場合、公認為替取引業者は FOB 価格に加え、船荷証券に記載されたタカ建ての運賃を裏書きしなければならない。物品が航空会社を通じて到着した際に、取扱料、地上運送料金／陸上輸送費、書類作成料などのその他の料金を輸入者が支払うことが求められる場合、公認為替取引業者は航空貨物運送状に記載されたかかる料金の金額を運賃と共にタカ建てで為替管理用信用認可書に裏書きする。公認為替取引業者は、別紙 5/11 の様式で、運賃、取扱料等の金額が関連の信用状認可書に裏書きされたことを証する証明書を与えなければならない。運送会社はこの証明書を受領しないかぎり如何なるタカ建ての支払いも受け取らないよう指示を受けているため、この証明書の発行は不可欠である。FOB 価格およびタカ建ての運賃が信用状認可書のコストを超える場合、詳細な説明と付

FOB ベースの輸入

属証明書類を添付してバングラデシュ銀行にかかる金額の考慮を受けるための申請を行わなければならない。

- | | |
|--|------------------------------|
| 14. 為替管理用の信用状認可書が申請者以外の人物または会社名義で発行されている場合、公認為替取引業者は輸入のための信用状の開設または外国為替の送金を行うことはできない。公認為替取引業者がこのような要請を受けた場合、公認為替取引業者は当該地域の輸入・輸出管理庁長官事務所へ問合せなければならない。 | 申請者以外の名義で発行された信用状認可書 |
| 15. 為替手形上の輸入者名が信用状認可書上のものと異なる場合、かかる為替手形の売上の送金を行ってはならない。例外として、D/P あるいは D/A または信用状で物品を輸入する場合で、名宛人が引受けを拒絶し、外国の運送業者またはその現地代行者がかかる物品の別の買い手を見つけた場合、公認為替取引業者はバングラデシュ銀行の事前許可を得ずに送金を行うことができる。但しこの場合、公認為替取引業者は申請者・送金者が物品の買い手であり、送金者が当の物品の輸入に関する有効な信用状認可書を所有しているものとする。 | 引受けが拒絶された手形の売上の送金 |
| 16. 輸入者が提出した為替管理用の信用状認可書が全て使用された場合、公認為替取引業者はバングラデシュ銀行にかかる信用状認可書を提出しなければならない。全額未使用のままとなっている為替管理用の信用状認可書も、送金の有効期限が切れた場合、公認為替取引業者によりバングラデシュ銀行に引渡さなければならない。信用状認可書のそれ以外の写しは、施行中の輸入政策令に規定の指示に従って処分する。 | 全て使用した信用状認可書および未使用の信用状認可書の処分 |
| 17. 物品が税関当局の通関手続きを終えたにもかかわらず為替管理用の有効な信用状認可書が提出されない場合、公認為替取引業者は物品の支払いに関する送金を行うことはできない。不正な方法で輸入された物品は政府により没収される。かかる輸入についての外国為替の送金の申請書は全て、事前承認を受けるためにバングラデシュ銀行に提出されなければならない。かかる申請書にはバングラデシュ国内での利用に関する税関申告書、関連の罰則命令ならびに必要な信用状認可書を得ずに物品を輸入した状況に関する詳細な記載を添えて提出しなければならない。 | 罰則が課せられた輸入品についての送金 |
| 18. 現行の輸出政策令に言及のある特定の物品は、登録された信用状認可書に基づいて信用状の開設なしに輸入することができる。このような場合、公認為替取引業者は信用状認可書の右上部に「信用状なしの輸入」と押印しなければならない。この押印のある信用状認可書および正しく記入したフォーム（別紙 5/9 の通り）は、これらを発行した銀行が自 | 信用状を開設せず信用状認可書によって行う輸入 |

ら登録しなければならない。

19. 輸入手形は先物カバーの措置がとられている場合をのぞき申し立て当日の為替相場で公認為替取引業者が帳簿に撤収しなければならない。

輸入手形撤収時に
適用すべき為替相場

第 II 部 輸入に関する信用状および送金

20. 公認為替取引業者は、以下に記載する指令に従った場合を除き、非居住者口座へのタカ建ての支払いまたは外貨建ての支払いが発生するバングラデシュへの輸入についての信用状、購入認可書、保証書または同様の書類の発行、指示、通知、確認を行うことはできない。

公認為替取引業者は、自行に口座を保有している顧客で、貿易を行っていることが分かっている者の代理としてのみ特定の承認についての信用状の開設を行なうべきである。信用状により振り出した手形を回収して行う支払いは、公認為替取引業者が当該の顧客の口座からの引き落としまたは名宛人の別の銀行で振り出された線引小切手によって受領しなければならない。これらの制限は輸入政策令の許可にしたがい輸入者が個人で使用するための物品の輸入には適用しない。

輸入についての信用状

21. (i) バングラデシュへの輸入についての信用状および保証書は全て書面による信用状でなければならず、信用状に記載の物品はバングラデシュ国内の仕向地へ発送されることを記載した発送済船荷証券、航空運送状、鉄道貨物受取証、トラック貨物受取証、郵便小包受取証が全て揃った件について行われる支払いを信用状上で規定しなければならない。いずれの信用状でも署名入りの原産国のインボイスおよび証明書の提出を定めなければならない。信用状認可書の内容によってその他の書類の提出または定期的な為替の送金などが求められる場合、信用状には信用状認可書のこれらの指示を記載しなければならない。加えて陸上輸送により輸入を行う場合公認為替取引業者は以下の指示に従わなければならない：

信用状開設の条件

- (a) 通関港（陸港）は、一ヵ所だけを特定して信用状/購買契約書（用いる場合）に記載しなければならない。
- (b) 公認為替取引業者は、信用状の写し、および事後の改正がある場合はその写しに他の適切な情報を添えて通関港当局に提出しなければならない。
- (c) 当該公認為替取引銀行で輸出入業務を担当する職員の署名見本、公認為替取引業者の電話番号、ファックス番号をすべての通関陸港に送らなければならない。
- (d) 公認為替取引業者は、代理人または代表者を通じて、物品が当該の通関港からバングラデシュに入港したことを証明する送り状と入港手形を回収しなければならない。
- (e) 信用状/購買契約書は、返済権限/負債権限の代わりに、必ず以下の支払い条項を含まなければならない。曰く、「書類を受け取り次第、信用条項に従い、買取銀行/取立銀行の指示通りに支払い

を執行します。」

- (f) 5,000 米ドル以上の対価をカバーする信用状は、SWIFT または他の類似の方法をもって通知銀行に送付しなければならない。
- (g) No Objection Certificate NOC (ある場合) には、職員の氏名を P. A. 番号、公印と共に記載しなければならない。
- (ii) 無担保信用状、回転信用状、販売条項を含む信用状 (輸出加工区の会社を除く) の開設は許可されない。これらの信用状の開設申請は、詳細な説明を添えてバングラデシュ銀行に問合せなければならない。
- (iii) 公認為替取引業者は、現金信用状認可書により譲渡可能信用状の開設をバングラデシュ銀行に問合せることなく行うことができる。公認為替取引業者はまた、外国為替規制および輸入管理規制や現行の輸入政策令に違反しない変更をバングラデシュ銀行に問合せることなく行うことができる。
- (iv) バングラデシュへの輸出を禁止している国における受取人のために輸入信用状を開設することは許可されていない。

22. 有効な信用状認可書によるバングラデシュへの物品の輸入についての信用状は、その当時有効な輸入政策令で規定する期間内に開設しなければならない。

23. (a) 公認為替取引業者は信用状を開設する前に、輸入する物品の確定注文が行われ、それが引き受けられていることを証明する証拠書類を確認しなければならない。また信用状を開設するにあたり、公認為替取引業者は輸入する物品全ての内容が商品の単価と共に記載されていることを確認する。
- (b) 海外のサプライヤが直接発行した見積書により信用状の金額が 500,000 タカを超える場合、およびサプライヤの現地代理店が発行した買い付け委託書により信用状の金額が 1,000,000 タカを超える場合、公認為替取引業者は輸出業者の信用報告書を海外の支店または取引銀行から或いは自らの裁量にて取得し、Seyds、Dunn、Bradstreet などの国際的な信用調査機関が発行した標準参考文献を閲覧して輸出者の状況を確認しなければならない。かかる報告書は公認為替取引業者が自ら取得しなければならず、輸入者が提出した場合はそれを受領してはならない。公認為替取引業者は信用状の金額が上記の限度額を下回る場合でも、自らの裁量で、自らの利益のために受取人の状況を確認することができる。信用報告書は、これに相反する報告が公認為替取引業者の認めるところとなった場合をのぞき、発行から最大 12 ヶ月間有効である。さらに、ある輸入者のために入手した同じサプライヤにかかる信用報告書は、同有効期間内であれば他の輸入者のために使うことがで

信用状の開設期間

確定した契約に対してのみ信用状を開設

国外サプライヤの信用報告書

きる。

24. 信用状は物品の原産国または、輸入禁止の対象となっている国以外の国への支払いを規定して作成することができる。信用状では、受取人の国の通貨または原産国／物品発送国の通貨などの通貨または海外の銀行の非居住者タカ口座など、自由交換可能な外貨建てによる支払いまたは払い戻しを規定することができる。バーター協定または外国借款／贈与による輸入の支払いはバーター／借款／贈与について定めた方法でのみ行うことができる。
25. 公認為替取引業者はバングラデシュ銀行の代理でバングラデシュへの輸入に関する送金を承認することができるが、但し、本章第 1 項他に定める条件を遵守し、輸入が信用状によるものか否かにかかわらず輸入に関する書類を当該の公認為替取引業者を通じて受領することとする。郵送による輸入では、小包が公認為替取引業者に宛てられる場合のみ、公認為替取引業者はバングラデシュ銀行の事前承認を得ずに送金を行うことができる。小包が公認為替取引業者を利用する個人または個人に直接宛てられた場合は、下記第 28 項で定める方法にてバングラデシュ銀行に事前承認の申請を行わなければならない。
26. 物品の通関後、公認為替取引業者は関連の信用状認可書或いは為替管理用通関申告書または郵送の場合は税関が確認を行ったインボイスおよび関連のインボイスを根拠として、異なる書類または輸入者が直接受領した書類についての送金を許可することができる。
27. (i) バングラデシュに輸入する物品およびサービスで、許可されうるものに対する事前送金は、輸入者が別紙 5/10 の書式に署名入りの誓約を添えて申請した場合、バングラデシュ銀行の事前の承認なしに、公認為替取引業者が執行することができる。ただし、以下の条件を満たす場合に限る。
- (a) サプライヤとの購買契約書に事前支払いの必要が明記されている場合、
 - (b) 契約に沿った物品またはサービス提供の不履行がサプライヤ側にあった場合に、事前に支払われた金額の返済とすべく、国外の銀行から公認為替取引業者宛ての払い戻し保証をサプライヤが準備している場合。ただし、書籍、機関誌、救命医薬品の輸入に関する 2,500 米ドル以下の事前送金には、そのような保証は必ずしも必要ない。
- (ii) サプライヤが第 27(i) (b) 項に記載の銀行保証を準備する意志または能力がない場合の事前送金の要求は、公認為替取引業者が勧告を添えてバングラデシュ銀行本部・外国為替政策部 (Foreign

承認を受けた支払方法

輸入に関する送金の申請

異なる書類/輸入者から直接受領した書類に対する送金

輸入に関する事前送金

Exchange Policy Department) 宛て回送し、それぞれの場合に応じた事態改善のための決定を仰ぐことができる。

- (iii) 公認為替取引業者は、事前送金を行った物品/サービスが受け取れない場合、しかるべき期間内にバングラデシュ銀行に報告しなければならない。通常の報告に加え、公認為替取引業者は事前送金から一週間以内に以下の真正な写しをバングラデシュ銀行本部・外国為替政策部 (Foreign Exchange Policy Department) に宛て、物品/サービスの輸入可能日を添えて提出しなければならない。(i)誓約書 (別表 5/10 に記載)、(ii)国外の銀行による返済銀行保証、(iii)保証を提供する国外の銀行の信用報告書。ただし、ERQ (輸出者保持割当) 口座からの輸入に対する事前送金は、本ガイドライン第 13 章第 IV 部に記載する指示に従って行うことができる。

28. (a) バングラデシュへの輸入に関する支払いの申請は全て IMP フォーム (別紙 5/11 を参照) によって行うものとする。IMP フォームは輸入業者または認可を受けたその代理人が 2 部構成で提出しなければならない。バングラデシュ銀行の代理で送金の承認を行う権限が公認為替取引業者に与えられている場合、公認為替取引業者は IMP フォーム裏面の所定の箇所に承認の裏書きを行う。その他の場合、公認為替取引業者は IMP フォームを必要な付属書類と共にバングラデシュ銀行に提出して承認を受ける。
- (b) 公認為替取引業者は、自らが信用状を開設した政府機関名義で行われた輸入の送金に関する IMP フォームには太字で「G」と記入しなければならない。信用状認可書が個人宛に発行され「政府用」との記入がある場合、IMP フォームには同様に太字で「G」と記入しなければならない。

送金の申請を行うためのフォーム

29. バングラデシュへの輸入に関して送金する場合は全て、輸入者は関連の為替管理用通関申告書を送金日から 4 カ月以内に提出しなければならない。郵送による輸入の場合、輸入者は通関当局が確認を行ったインボイスを為替管理用通関申告書の代わりに提出しなければならない。郵送による輸入の価額が 5 英ポンド以下またはそれに相当する外貨である場合、通関当局はインボイスの確認を行う代わりに証明書を発行する。この場合、確認を受けたインボイスに代わってこの証明書を提出することができる。

為替管理用通関申告書および確認を受けたインボイスの提出
政府による輸入に関する IMP フォームの記入

30. 船舶の到着遅延やバングラデシュ上陸済の貨物の通関の問題などの正当な問題がある場合、バングラデシュ銀行は 4 カ月の期限の延長申請について考慮を与える用意がある。

通関申告書などの提出期限延長

31. (a) 公認為替取引業者はインボイスを2部取得し、通常通りその両方の確認を行う。IMP フォームに実施した送金の詳細を記録した後、IMP フォームの正本を確認済のインボイスを添えてバングラデシュ銀行に通常の月次報告書と共に提出する。
- (b) 公認為替取引業者はIMP フォームの副本を保管する。輸入者が為替管理用通関申告書／税関の確認を受けたインボイスを提出するのを受け、送金が行われた商品がバングラデシュ国内で正式に受領されているかを確認するため、その詳細を先に提出されたIMP フォームおよびインボイスの詳細と照合確認する。重大な矛盾が見つからない場合、当該案件は終了したものとみなされ、バングラデシュ銀行外国投資・検査部の検査チームによる今後の検査および処分指示のためにIMP フォームの副本、インボイス、通関申告書／通関の確認を受けたインボイスをまとめてファイルする。
- (c) 送金が行われた商品の詳細と為替管理用通関申告書／税関の確認を受けたインボイスで証明された実際に受領した商品の詳細との間に重大な矛盾があるケースおよび、送金後4カ月以内に通関申告書／通関の確認を受けたインボイスの提出が無いケースは四半期毎にバングラデシュ銀行の地域事務所へ報告を行わなければならない。かかる報告は別紙5/14および5/15を用いて3月、6月、9月、12月の末に終了する四半期の翌月に行うものとする。公認為替取引業者はまた、重大な矛盾があるケースまたは通関申告書／通関の確認を受けたインボイスの提出が無いケースのフォローを適切な期間内に行わなければならない。過去のいずれかの時点で、輸入に対する送金に関わる通関申告書/確認を受けたインボイスの提出を規定の期間内（またはバングラデシュ銀行により許可を受けた延長期間内）に行わなかったことのある輸入者は、バングラデシュ銀行からの事前の許可なしには新規の信用状開設を行うことができない。バングラデシュ銀行は、公認為替取引業者が提出する四半期報告によって、通関申告書/確認を受けたインボイスに記載された物品の内容、数量などと、送金前夜に申告されたその価値とに重大な矛盾を認めた者に対する新規の信用状開設を控えるよう当該の公認為替取引業者に指示する場合がある。
- (d) 公的部門による輸入については、いずれも最終的な処分を行うまでフォーム類を輸入者別に分けたフォルダに保管しなければならない。

32. 物品が完全に紛失した場合、IMP フォームの副本に紛失の詳細な説明および保険の請求金の受領方法の詳細な説明を添えてバングラデシュ銀行へ提出しなければならない。部分的な紛失の場合は、物品の実際の通関に用いられた為替管理用通関申告書に紛失の詳細な説明および保険の請求金の受領方法の詳細な説明を添えて提出する。

33. (a) 本条ならびに当時有効な輸入政策令で定められるその他の条件を遵守することを条件として、以下の場合、延払い（引受渡し）ベースで輸入信用状を開設することができる。
- (i) 360 日以下のユーザンスによる機械などの資本財の輸入
 - (ii) 180 日以下のユーザンスによる、輸入者の自己利用のための産業用原料の輸入（次項に詳細を記載する見返り信用状による輸入を含む）
 - (iii) 360 日以下のユーザンスによるオイルタンカーを含む沿岸船舶および海上航行船舶の輸入。スクラップ用に調達したものを含む。
 - (iv) 180 日以下のユーザンスによる農業機械および化学肥料の輸入
 - (v) 90 日以下のユーザンスによる救命医薬品の輸入

延払いベースの信用状

延払い輸入については、価格は国際的に競争力のある価格でなければならない。ユーザンス利息がある場合、その利息は当該の期間における LIBOR またはサプライヤの国の通貨の実勢利率を上回ってはならない。

- (b) 投資庁の一般承認または特定承認に従って、民間部門の産業企業がサプライヤの信用を得て更に長いユーザンス期間の輸入信用状を開設することに関する指示は本書第 15 章に記載する。

34. 公認為替取引業者は、信用状/契約書（国内・国外とも）の満期時に輸入債務の支払いを行わなければならない。信用状/契約書の条件に沿った輸入債務の決済を怠った場合、バングラデシュ銀行による公認為替取引業ライセンスの取消しを含む懲罰の対象になる場合がある。

輸入債務の支払い

第 III 部 見返り信用状

35. 商務省が随時規定する（輸入品目の C&F 価額の許可限度を輸出品目の FOB 価額の割合で表わした）国内付加価値要求を遵守することを条件に、公認為替取引業者は、保税倉庫システムの下で操業する輸出志向型の産業体が受領した輸出信用状による見返り輸入信用状を開設することができる。
36. 本章の以下に記載する関連の一般指示に加え、見返り信用状の開設にあたっては下記の指示に従わなければならない。
- (i) 認められた保税倉庫システムの下で操業する輸出志向型の産業体のみ見返り信用状の便宜を受けることが許可される。この便宜を求める産業体は有効な輸入・輸出管理庁長官への登録書および有効な保税倉庫ライセンスを保有していなければならない。
 - (ii) (要請する見返り信用状の開設に用いる) 輸出信用状の原本は輸入品の輸入、製造、商品化、荷受人への発送を行うために必要十分な有効期間がなければならない。
 - (iii) 見返り信用状の金額はそれに関する輸出信用状原本の正味 FOB 価額の（規定の付加価値要求に従って）許可される割合を超えてはならず、輸入する物品の価格は競争力のあるものでなければならない。輸出信用状原本の正味 FOB 価額を計算するため、運賃、保険料および輸出者によって手数料が課せられる場合はその手数料を信用状の金額から差し引く。運賃が個別に記載されていない場合は運送会社または運送代行者の証明書を求める。
 - (iv) 見返り輸入信用状は 180 日以下のユーザンスによるものとする。ユーザンス期間の利息は LIBOR または決済が行われる国の通貨の実勢利率を上回ってはならない。見返り信用状は、(a) バングラデシュ銀行が管理する輸出開発基金 (Export Development Fund) および／または、(b) 非居住者外貨預金 (NFC) 口座に対して本ガイドライン第 13 章第 20 項の指示を条件にオンサイト（支払渡し）ベースで開設することができる。
 - (v) 見返り輸入信用状の金額を超過することがないように、輸出信用状の原本に行われる修正には最新の注意を払わなければならない。
 - (vi) バングラデシュ銀行の事前承認を得ることなく、バーター／特別貿易協定による輸出用に受領した信用状により見返り信用状を開設してはならない。
37. 保税倉庫システムの下で操業する輸出志向型の産業体が受領した輸出信用状により、現地の製造者兼サプライヤのために外貨建ての内国見返り信用状 (Inland back-to-back L/C) の開設を行うことができる。

一般

見返り輸入信用状の開設

内国見返り信用状

かかる内国見返り信用状の金額は規定の付加価値要求／利用許可に従って適用される限度額以下とする。ただし、この場合、輸出加工区ユニットに関するもの以外はEXP/IMPフォームは適用されない。

上記第35項および第36項の指示に必要な変更を加えたものに従い、保税倉庫システムの下で操業する現地の製造者兼サプライヤのために開設する内国見返り信用状により、必要な輸入品の輸入のために見返り信用状を開設することができる。

内国見返り信用状による見返り輸入信用状の開設

38. 見返り輸入信用状についてのユーザンス手形を決済するために行う海外での支払いは、満期時に、それに関する輸出の外貨建ての売上から行う。必要な外国為替は輸出売上から取り、公認為替取引業者の補助元帳における別個の外国為替口座に取り置いておく。見返り輸入手形についての送金を行うに先立ち、公認為替取引業者は、当該の輸入品が実際に到着したことを証明する輸出管理用の通関申告書が提出されていることを確認する。何らかの理由で輸出が行われなかった場合または、輸出売上が換価されなかった場合または、付加価値要求分を差し引いた後の輸出売上が見返り輸入信用状をカバーするのに不十分である場合でも、見返り輸入信用状についてのユーザンス手形は満期時に決済されなければならない。これらの場合は、輸出の不履行または輸出売上の非換価／換価不足の詳細な説明をし、関連の付属書類を添付してバングラデシュ銀行による事後承認の申請を行わなければならない。信用状原本に関する輸出が行われなかった場合には国家歳入庁（National Board of Revenue）および当該の関税局長官（Commissioner of Customs）へも報告を行わなければならない。これは国家歳入庁および当該の関税局長官が保税倉庫の関連物品の在庫レベルを緊密に監視することができるようにするためである。輸出が行われなかったことを報告する国家歳入庁への書類の写しは、見返り輸入の支払のための送金の事後承認申請書と共にバングラデシュ銀行へ提出しなければならない。また、輸出が行われなかった場合および輸出売上の換価不足／非換価の場合には、かかる送金の事後承認の申請書に見返り輸入品の実際受取りを証明する関連の為替管理用通関申告書を添付しなければならない。

見返り信用状の支払決済

公認為替取引業者は見返りにより調達した輸入品の在庫およびそれにより作られた完成品の在庫を引き続き監視し、かかる在庫が保税倉庫から不法に処分されたことを公認為替取引業者が知り得た場合は、当該の関税局長官および国家歳入庁へ直ちに報告を行う。

39. (i) 保税倉庫システム下で操業する同一の輸出ユニットが、付加価値分に相当する輸出収益、および異なる輸出手形によるそれ以外の分の輸出収益を現金化する場合、公認為替取引業者はこれを外貨

保税倉庫システム下での見返り輸入支払いのための単一留保による外貨の保持

による単一留保として保持することができる。この留保にある資金は、公認為替取引業者が為替持高内の自己資金の関与を最小限に抑え、また輸出者を負債の心配から開放するため、同輸出ユニットによる異なる見返り輸入支払いに満期ベースで用いることができる。

- (ii) 輸出者/みなし輸出者による輸出収益の受領日から30日以内に輸入手形（見返り信用状以外の）の支払い期限が来る場合、公認為替取引業者は、製造者兼輸出者の申し出により、許可された保留割当制限を超える場合でも、かかる輸入の支払い用に最大30日間かかる収益を外貨で保持することができる。ただし、保持された輸出収益（通常の保留割当権を超える額の）は、受領日から30日以内にかかる輸入の支払いに用いられなかった場合は強制的にタカに現金化しなければならない。かかる取引を明確に区別するため、公認為替取引業者は適切な帳簿記入や、他の必要な記録を行わなければならない。さらに、本部事務所/主要事務所は外貨の保持と利用に関する情報を別紙5/14に従って収集し、別紙5/15に沿って統合報告書を作成し、これをバングラデシュ銀行本部・外国為替運用部（Foreign Exchange Operation Department）に毎月提出しなければならない。

直接・みなし輸出利益からの輸入手形（見返り以外）の支払い

第 IV 部 ノンプロジェクト借款（商品借款・信用供与・無償資金協力）に基づく輸入見返り資金の預金について

40. 見返り資金については、取立ベースにて受領した書類に不一致がある場合、または海外の銀行が留保付にて買取った場合を除き、バングラデシュ国内の指定銀行から、書類受領後 3 日以内に、バングラデシュ銀行の政府口座（No. IV A または関連する借款・信用供与・無償資金協力ごとの所定の政府口座）へ預金するものとする。3 日以内とは、書類受領日およびバングラデシュ銀行への見返り資金預金日を含む 3 日以内とみなされる。
- LC に対する呈示書類
41. 書類の不一致が原因で海外の買取銀行が取立ベースまたは留保付にて書類を送付する場合、銀行は直ちに輸入業者の書類受領を手配し、書類受領後 5 日以内に、見返り資金を預金するものとする。受領拒絶となった場合、銀行は書類を買取銀行に返送するか、または海外の買取銀行の指示に基づき書類を破棄するものとする。
- 書類の不一致による取立ベースまたは留保付買取にて受領した LC に対する呈示書類
42. 一部の借款・信用供与・無償資金協力においては、利用機関が信用状 (LC) を開設せず、かわりに借款供与機関、またはその代理人が物品を調達し出荷する。出荷後、場合により書類を財務省 (Ministry of Finance) 経済関係局 (Economic Relations Division) または指定銀行あてに郵送し、書類の破棄および積荷の通関手続を済ませるものとする。当該書類の受領手続を円滑に行うため、銀行は関連機関との間で 7 日以内に手形の支払を手配し、バングラデシュ銀行に預金するものとする。7 日を経過した支払遅延の場合、懲罰的金利が課せられる旨に留意する必要がある。また、支払不履行の場合、直ちにバングラデシュ銀行に通知される。
- LC を開設せず経済関係局または指定銀行が直接受領した書類
- (a) 輸入業者の取引銀行による申請に基づき指定銀行が LC を開設する場合、輸入業者の取引銀行は指定銀行から書類を受領後 24 時間以内に、これを破棄するものとする。24 時間以内に輸入業者の取引銀行から支払がない場合、指定銀行はバングラデシュ銀行に対し支払う懲罰的金利を、輸入業者の取引銀行から徴収する権利を有する。
- 輸入銀行の取引銀行を通じた申請により指定銀行が開設した LC に対する呈示書類
- (b) ただし、書類と LC に不一致がある場合、輸入業者の取引銀行は書類受領後 5 日以内にこれを破棄するか、指定銀行へ返送するものとする。当該措置を怠った場合、不一致に対する異議申し立ての権利が喪失する。
- (c) 上記の場合、指定銀行は輸入業者の取引銀行に対し、受領後 24 時間以内に書類を送付するものとする。指定銀行の対応が遅れた場合、遅延により発生する懲罰的金利を自ら負担するものとする。
- (d) 指定銀行は所定の期限内に、バングラデシュ銀行にタカ建てにて資金

を預金するものとする。対応が遅れた場合、当該資金および所定の金利分を早急にバン格拉デシュ銀行に預金する責任を全て負うものとする。

43. (a) 海外の商品借款・信用供与・無償資金協力に基づく予約済みの見返り資金は、予約時点での率に基づき預金するものとする。
(b) 海外の商品信用供与契約に基づく見返り資金のうち、予約不可のバーター契約に基づくものは、LC 開設日時点での代金取立手形 (BC) の売却率に基づき預金するものとする。
(c) 別段の定めがない限り、先物為替資産機能のない現金輸入に関する見返り資金は、為替手形預託時点での BC 売却率に基づき預金されるものとする。

為替レート適用

44. (i) 指定銀行として LC を開設、または LC を指定銀行に付託した公認為替取引業者 (AD) は、所定の期間内に前述の見返り資金を預金するため、常時万全の態勢を整えるものとする。前述の規定に従い所定の期間内に預金されなかった場合、見返り資金および下記に記載される懲罰的金利をバン格拉デシュ銀行に預金するものとする：
(a) 銀行金利の 5% — 所定期間経過後 7 日以内の場合
(b) 銀行金利の 6% — 上記の 7 日経過後

懲罰的金利

- (ii) (a) 海外の商品借款・信用供与・無償資金協力に基づく指定銀行は全て、添付資料 5/16 に記載される形式に従い、開設された LC 全て (借款・信用供与・無償資金協力) に関する毎月の明細を翌月 15 日までに、見返り資金が預金されるバン格拉デシュ銀行あてに送付するものとする。
(b) 不一致その他理由により取立ベースにて指定銀行、または輸入業者の取引業者が海外の買取銀行、借款供与機関、経済関係局から手形を受取った場合、輸入業者に対し不一致書類の受領後 24 時間以内に、所定の期限内の支払と引きかえに手形を破棄する旨を通知し、添付資料 5/17 に記載される形式に従い、見返り資金が預金されるバン格拉デシュ銀行にも通知するものとする。
(c) 見返り資金の預金時点にて、指定銀行は添付資料 5/18 に記載される明細をバン格拉デシュ銀行に提出するものとする。
(d) 前述の指示は、バン格拉デシュ銀行所在地以外の場所にて受領した書類にも適用される。
(e) 借款・信用供与・無償資金協力に基づく輸入に対し指定銀行が開設した LC は、繰り延べ方式の支払いは利用できないものとする。

開設 LC の詳細および不一致手形の提出

第 8 章
第 I 部 輸出

1. 外国為替規制法第 12 条に準拠して発行された 1948 年 1 月 1 日付の政府通告 No. 1(6)-ECS/48 および No. 1(7)-ECS/48 により、物品の輸出総額にあたる外国為替をバングラデシュ銀行の指定する方法ならびに期間に従って処分した、もしくは今後処分する旨の申告書を輸出者が税関の収税官またはその代わりにバングラデシュ銀行が指定するその他の人物へ提出しないかぎり、如何なる物品もバングラデシュ国外へ直接・間接的に輸出することは禁じられている。

輸出

2. 上記に記載する禁止は以下の輸出には適用されない。
- (a) 有効な輸出政策で規定する額以下の、登録済の輸出者による真正な商品サンプル
 - (b) 携帯荷物か別送品かに関わらず旅行者の携行品
 - (c) 船舶用品および積み替え荷物
 - (d) 陸軍、海軍、空軍の必需品のためにバングラデシュ政府またはバングラデシュ政府がその代わりに指名した職員またはバングラデシュ陸軍、海軍または空軍の命令により輸送される物品

輸出代金の本国送金
が免除される輸出

郵便による輸出の場合、任命が官報で告示される政府高官 (Gazetted officer) またはサービス郵便切手 (Service postage stamp) を利用する権利を有する人物による証明書を小包の外カバーに貼付しなければならない。

- (e) 小包の内容品の金額は現行の輸出政策に規定の価値未満であり、小包の発送には外国為替取引が発生しない旨の申告書を添付した贈答品の小包
- (f) バングラデシュ銀行が発行した、小包の輸出により外国為替取引が発生しない旨の証明書で包まれた小包

税関当局は、関連の輸出が上記の免除の資格を有するものであることを確認した後、かかる免除を許可する。

3. 輸出に関する外国為替規制は、輸出貿易管理規制の対象である輸出か否かに関わらず、全ての目的地へ輸出される全ての物品を対象とする。同様に、外国為替規制の如何なる規定も、輸出にあたって輸出ライセンスが必要な物品の場合のかかるライセンス取得の必要性等、政府の規定した輸出貿易管理規制を輸出者が遵守する必要性を免除するものではない。
4. 申告書提出の条件が適用される輸出については全て、EXP フォーム（別紙 5/19）による申告を行わなければならない。当フォームは公認為替取引業者が自らの顧客である輸出者へ供給する。
5. バングラデシュから輸出された物品の支払いは、公認為替取引業者を通じて、自由に交換可能な外貨建てまたはタカ建てで非居住者タカ口座から受け取らなければならない。各種バーターおよび二国間協定による輸出に対する支払いはバングラデシュ銀行が随時発行する指示に従って支払いを受けなければならない。
6. 公認為替取引業者は輸出フォームの認証を行う前に、輸出者が 1952 年登録（輸入・輸出）命令に従って輸入・輸出管理庁長官（CCI&E）への登録を行っていることを確認する。関連の輸出フォームには登録番号を記載しなければならない。
7. (a) 輸出者は税関当局／郵政当局へ EXP フォームを提出する前に、公認為替取引業者の認証したフォームを入手しなければならない。公認為替取引業者は認証目的で輸出者から EXP フォームを受領した後、フォームが正しく記入されていることを検査確認する。その後公認為替取引業者は、別紙 5/20 の様式による輸出記録簿（Export Register）にフォームの全詳細を記録し、以下の方法で各 EXP フォームに番号を付けて、かかる番号を各フォームの一番上に設けられたスペースに記入する。

輸出貿易管理規制

輸出申告用規定フォーム

輸出代金の受領方法

輸出者の登録

公認為替取引業者による EXP フォームの認証

公認為替取引業者のコード番号	記録通し番号							年

EXP 番号の最初の 4 つの欄には、バングラデシュ銀行が各公認為替取引業者について定めた支店コードを記入する。続く 5 つの欄には支店の輸出記録簿（別紙 5/20）上の通し番号を記載し、最後の 2 桁は登録年を記載する。公認為替取引業者も適切な箇所にフォームに関する全ての必要な情報／詳細／コード番号等を定められた方法により記載し、権限を有する役員が署名捺印を行ってかかるフォームを認証しなけれ

ばならない。

(b) 国家の外国為替の損失を避けるため、公認為替取引業者は以下の点を確認しないかぎり EXP フォームの認証を行わないものとする。

(i) 規定の期間内に輸出代金の受領するための手配が行われていること。

(ii) 物品の船積み時に公認為替取引業者が、船荷証券、航空運送状などの権原証券を受領するための手配を取っていること。

(iii) 輸出者または輸出者の有効な法定代理権を有する人物が EXP フォームに署名を行い、輸出者と法定代理人の両者が連帯して輸出代金の本国送金の責任を有することが代理権の条件となっていること。

(iv) 必要な場合、公認為替取引業者は海外の取引銀行等を通じて、海外の買い手／荷受人の信用に関する慎重な調査を行う。特に担保荷物保管証により輸出を行う場合や CAD（コンピュータ支援設計）または DA（設計自動化）に関する輸出の場合はより細心の注意を払わなければならない。公認為替取引業者が海外の買い手／荷受人の信用および財務状態に関する疑念を有する場合、または輸出者と海外の買い手／荷受人が共通の利益等のために輸出代金の本国送金の遅延または回避を共謀していると公認為替取引業者が疑念を抱く場合、公認為替取引業者はそれに関する報告を直ちにバングラデシュ銀行に対して行わなければならない。同様に公認為替取引業者は、輸出者が海外の買い手／荷受人と直接または間接的に関係があると知り得た場合または輸出者が海外の買い手／荷受人と財務上またはその他の利害関係があると知り得た場合もバングラデシュ銀行へ報告しなければならない。また、必要と考えられる場合、貨物／外国為替の損失を避けるため、輸出が用船船荷証券に反するおそれのある場合は用船契約の真正性および信頼性に関する慎重な調査を行わなければならない。

(c) 輸出代金の本国送金の遅延または不履行がある場合、輸出者および公認為替取引業者ならびに輸出フォームの認証を行った公認為替取引業者の職員には外国為替規制法による懲罰措置が課せられる。このため、輸出者と公認為替取引業者の両者は自己の利益のために輸出代金の時宜を得た本国送金を積極的に心がけなければならない。

8. バングラデシュ銀行は、外国為替規制法第 20(3)条により付与された権限を行使し、民営・公営を問わず全ての輸送会社(鉄道会社、船会社、

航空会社) およびその代理店に対して以下を命ずる。

- (a) バングラデシュから海外への陸路または海路での輸出(輸出加工区にある A タイプの企業による輸出は除く)に関し、輸出者は鉄道受取証 (Railway Receipts)、船荷証券およびその他の権原証券をこれに関して輸出者が指定した公認為替取引業者のみを指図人として作成し、当該の公認為替取引業者の正式な代表者のみへ提出しなければならない。輸出者が公認為替取引業者を通じて輸出代金を全額前受けしている輸出の場合、公認為替取引業者は船荷証券およびその他の書類に海外の輸入者を受取人とする裏書きを行い、これらを海外の輸入者へ直接送付することができる。バングラデシュから陸路または貨物船により隣国へ発送された物品が船荷証券やトラック受取証 (Truck receipts) 等よりも早く受取人の元へ到着する場合があるが、これは不都合な上、船積書類の受領の遅延による仕向港における滞船料が発生する。このような問題を克服するため、船会社はバングラデシュの買取銀行の要請がある場合、当該地の代理店に電信配送指示書 (Telegraphic Delivery Orders) を発行し、公認為替取引業者である銀行の買い手の国における取引銀行が指示した場合に物品を配送することを指示する。船会社またはその代理店が正式に認証した電信/テレックスのメッセージの写しは関連の公認為替取引業者へ手渡され、公認為替取引業者は電信/テレックスで、配送指示書を荷受人に渡す指示ならびに配送指示書の引渡しの前に荷受人から受領する金額を記載した指示書を海外の取引銀行に送付する。インボイス、船荷証券等の通常の船積書類は通常通り取引銀行へ発送することができる。
- (b) バングラデシュから外国への空路での輸出(輸出加工区にある A タイプの企業からの輸出は除く)に関し、輸出者は航空貨物運送状およびその他の権原証券をこれに関して輸出者が指定した公認為替取引業者の指定する輸入国の銀行を指図人として作成し、当該の公認為替取引業者の正式な代表者へ提出しなければならない。輸出者が公認為替取引業者を通じて輸出代金を全額前受けしている輸出の場合、公認為替取引業者は航空会社に自ら(公認為替取引業者)を指図人とする書類の作成を許可し、公認為替取引業者は航空貨物運送状を含めた書類へ海外の輸入者を受取人とする裏書きを行うことができる。公認為替取引業者はこれらの書類を海外の輸入者へ直接送付することができる。上記の手続きは輸出代金の本国送金が免除されている輸出および本章

第 2 項に記載する輸出については適用されない。鮮魚、野菜、果物、鶏肉、その他の腐敗しやすいものの輸出も上記の手続きが免除される。輸出加工区の 100%外資企業 (A タイプ企業) が輸出する物品に関する船荷証券、航空貨物運送状等の権原証券も荷受人／信用状開設銀行を受取人として作成することができる。

(c) 貨物転送者の発行する FCR または HAWB を用いた輸出手形の譲渡の場合は、以下の付加条件を満たさなければならない：

(i) 輸出信用状および輸出販売契約書に、貨物転送者の発行する FCR/HAWB (用いる場合) に対する輸出手形の譲渡を明確に記載してあること；

(ii) FCR/HAWB を発行する貨物転送者が、外国為替規制法 1947 の第 18.A 条に則り、バングラデシュ銀行の権威によってバングラデシュ国内で操業していること；

(iii) 公認為替取引業者は、FCR/HAWB に対して譲渡された輸出手形の収益回収が時宜に行えるよう責任を持って手配すること。

9. 公認為替取引業者は自社を指図人として作成された関連の鉄道受取証 (Railway Receipts) または船荷証券等へ自社の海外における取引銀行を指図人とする裏書きを行うが、バングラデシュ銀行の特別承認または一般承認を受けないかぎり、如何なる場合でも白地裏書きまたは荷受人を指図人とした裏書きは行わないものとする。輸出加工区の A タイプの企業による輸出の場合、公認為替取引業者を指図人とする船荷証券／航空貨物運送状／その他の権原証券は輸出信用状／輸出契約の条件に従って白地裏書きまたは荷受人を指図人とした裏書きが可能である。

公認為替取引業者
による船積書類の認
証

10. (a) EXP フォームは 4 部構成とする。如何なる場合でもフォームは輸出者またはその権限を有する代理人が記入・署名を行う。

(b) EXP フォーム記入後、輸出者はすべての部数を公認為替取引業者に提出し確認を受けなければならない。公認為替取引業者による確認後、全部数を発送時の発送手形とともに税関／郵便当局に提出しなければならない。税関当局は関連の箇所に記入し押印および署名後に 2、3、4 枚目を輸出者／その代理人に戻す。原本は税関当局がバングラデシュ銀行の各事務所に転送する。

EXP フォームの処理

- (c) 輸出者は、輸出する物品の支払いの受領に利用する公認為替取引業者へ EXP フォームの残りの部数をインボイス等と共に提出しなければならない。もう 1 部の荷送り人のインボイスはバングラデシュ銀行へ提出するため、EXP フォームの 2 枚目に添付しなければならない。輸出フォームの認証を行った公認為替取引業者以外の公認為替取引業者を通じて支払いを受領する場合、輸出フォームの認証を行った公認為替取引業者が関連の記録簿に適切な注記を行えるよう、輸出書類の買取および代金取立を行う公認為替取引業者は輸出フォームの詳細を輸出フォームの認証を行った公認為替取引業者へ伝えなければならない。

バングラデシュから輸出し、EXP フォームによる申告を行った物品をカバーする船積書類は全て発送から 14 日以内に中間の公認為替取引業者を通過しなければならない。EXP フォームの写しおよび船積書類等は、公認為替取引業者が認証を行った写しを船積書類上の物品の発送日より 14 日以内にバングラデシュ銀行へ提出できるよう、適切な時期に公認為替取引業者へ提出しなければならない。

- (d) 公認為替取引業者は EXP フォームおよび輸出をカバーする書類を受け取り次第、船荷証券上に行われた署名と保管している船舶会社の正式な権限を有する役員の署名見本とを照合し、書類の真正性を確認しなければならない。

公認為替取引業者はまた、関連の荷為替手形／書類を関連のフォームと照合し、フォーム上の申告が正しいこと、資金調達手段が許可されたものであること、また、荷為替手形またはインボイスの金額がフォームに記載されたインボイス価格を下回っていないことを確認しなければならない。インボイス価格は、フォーム上で税関用に計算されたタカ建ての金額ならびに船荷証券番号の欄の下に記載されたタカ建ての価格と照合して確認しなければならない。如何なる場合もインボイス価格は税関用に申告した金額を下回ってはならない。輸出の過少計上を発見する目的でインボイスの確認を実行する際は特別な注意を払わなければならない。疑わしい状況がある場合はバングラデシュ銀行へ報告しなければならない。

- (e) フォームに記載された金額と荷為替手形／インボイスの金額との差異が僅少で、合法的な取引費用等に計上される場合、公認為替取引業者はかかる荷為替手形／インボイスを買取／代金回収のために引き受けることができる。かかる調整の詳細は関連のフォーム上に記載しなければならず、公認為替取引業者は署名捺印を行ってそれを認証しなければならない。
- (f) 公認為替取引業者は荷為替手形の買取／催促状の引き受けの後、フォーム上に記載の金額を回収するために荷為替手形の買取／催促状の引き受けを行った旨をEXPフォームの2枚目上に設けられた欄に記入しなければならない。
- (g) 外貨建てまたは、銀行支店もしくはその海外の取引銀行に保有する非居住者タカ口座への振替で支払を受領した場合、公認為替取引業者は保管しているフォームの3枚目の裏面に認証を行い、通常の報告書によりバングラデシュ銀行へ報告を行う。4枚目は公認為替取引業者が記録のため保管する。
- (h) 前払いまたは確認信用状もしくは取消不能信用状を条件とする商品（未加工ジュートなど）を輸出する場合、輸出フォーム上の物品について前払いまたは確認信用状もしくは取消不能信用状を受領した旨の公認為替取引業者の認証が輸出フォームにある場合のみ税関は船積を許可する。
11. (a) 特定の輸出に関してバングラデシュの輸出者が海外の輸入者または代理人に支払う手数料、仲介料、その他の取引料は、物品の価格の最大5%までとし、関連の荷為替手形金額もしくは販売代金から控除すること或いは代金を全額受領した後にバングラデシュから送金することができる。例外的なケースの場合または、特定の業種に関して5%を超える手数料をインボイス価格から控除して支払うことが慣習となっている場合、バングラデシュ銀行は輸出者が銀行を通じて行う申請を検討し、インボイス価格の5%を超える手数料の支払いを継続的に許可する認可を付与することができる。これについては、上記の手数料支払いが必要となることを示した証拠書類の提出が必要となる。
- (b) バングラデシュで出版された書籍、機関誌、雑誌を輸出する場合、輸出者はバングラデシュ銀行の事前承認を得ずにインボイス価格総額の33.5%まで値引きを許可することができる。インボイス価格総額の33.5%を超える値引きの許可については、輸出者はバン

前払いまたは確認信用状もしくは取消不能信用状を条件とする輸出

手数料、仲介料、その他の取引料の控除

グラデシュ銀行に事前承認の申請を行うことができる。

12. 公認為替取引業者は、輸出フォームの記入に国際商業会議所の発行する適切なインコタームズを用いなければならないが、関連の信用状や購買契約書に規定がある場合は、EXW、FCA、FOB、FAS、CFR、CIF、CPT、CIP、DAF などの用語を用いることができる。ただし、このような場合に懸念されるリスクと責任について、公認為替取引業者は輸出者に周知するよう強く勧告する。輸出フォームの認証の際、公認為替取引業者は、FOB または相当額、運賃、保険、およびその他の料金を別々に示さなければならない。

適切なインコタームズの使用

公認為替取引業者は輸出代金の受領を認証する際、適切な欄における認証に加え、フォームの2枚目および3枚目の裏面にFOB相当額、保険額および運賃を別個に記載する。これに関して、公認為替取引業者は適宜ゴム印を使用することができる。

13. バングラデシュ銀行が定めた、輸出者が外国為替建てによる輸出代金を総額領収しなければならないとする期間は4カ月である（1977年4月16日付バングラデシュ銀行通告 No. FE 1/77-BB を参照）。バングラデシュ銀行の一般許可または特別許可を得ずに輸出代金の総額の受領が上記の期間を超えてしまった場合は外国為替規制法による措置が課せられる。

規定の支払受領期間

14. バングラデシュ銀行は、買い手が費用を負担して海外の第1級国際銀行から確認を受けた取消不能信用状に基づく360日以下のユーザンスペースで未加工ジュートまたはジュート製品の輸出を行うことを許可する一般許可を公認為替取引業者に付与している。カントリーリスク、カウンターパーティリスク（買い手の評判と財務状況）ならびに一般的な情報源または海外の取引銀行から得た信用状開設銀行の評判および財務状況を考慮に入れ、公認為替取引業者が期間内に支払いを受取る見込を確認した場合、上記の第三銀行による確認要求事項は免除することができる。公認為替取引業者はまた記載の輸出価格が国際的に競争力があること、および載せられたユーザンス利率が当該通貨に一般的な利率と同程度であることを確認しなければならない。

ユーザンスペースの未加工ジュートおよびジュート製品の輸出

15. (a) 公認為替取引業者の本社／本部は、全支店に関して毎月末の時点における未収輸出代金（一部未収分を含む）の総額を記載した月次計算書をバングラデシュ銀行本部外国為替政策部へ規定の様式（別紙5/21を参照）にて関連の月の翌月10日までに提出する。

未収金の報告

- (b) 公認為替取引業者の地域本部は、各四半期末に、規定の受領期間

を超えて未収となっている輸出代金の詳細の四半期計算書を規定の様式（別紙 5/22 を参照）にてバングラデシュ銀行の当該地域事務所へ提出する。計算書は、フォームの裏面に記載される指示に従って作成しなければならない。輸出代金の本国送金に関してバングラデシュ銀行による期間延長の許可を得ている場合は、公認為替取引業者は備考欄にバングラデシュ銀行による許可の照会番号と日付を記載しなければならない。計算書は当該四半期終了後 10 日以内に提出しなければならない。公認為替取引業者は計算書を期間内に確実に提出するようにすると共に、未収輸出代金を確実に記載漏れのないように計算書に含めるようにする。

16. (a) インボイス価格の一部のみに関して荷為替手形を振り出し、残額は物品が目的地に到着した後に支払われるのが特定の業種の慣習となっている場合、公認為替取引業者は残額を規定の期間内に受領する旨の保証を輸出者から得ることを条件に一部価格に関する荷為替手形を買い取ることができる。公認為替取引業者は、「EXP フォーム 無添付伝票 (EXP Form Not Attached Voucher)」(Vol-2 の別紙 18 を参照) に適切な付属書類を添付してバングラデシュ銀行に上記の一部受領を報告しなければならない。上記のケースのフォローアップを行い、残額を確実に規定期間内に回収できるようにするのは公認為替取引業者の責任である。上記は 100%前送金または輸出全額に関する確認／取消不能信用状の開設を条件とする物品の輸出には適用されない。
- (b) インボイス価格の一部を荷送り人が前受けする場合、公認為替取引業者は残額についての書類の買取／回収を行う際、金額の一部は前受けしている旨の認証を EXP フォームの 2 枚目に行い、代金の受領を報告した「前受け伝票 (別紙 Vo. 2 の 17 参照)」の照会番号を記載する。
- (c) EXP の 3 枚目は、輸出代金の総額を受領するまで公認為替取引業者が、未収扱いで保管する。
17. 貨物の一部に積み残しがあり、輸出者が税関に提出した関連の EXP フォームの原本に記入した数量よりも少ない数量で荷為替手形の振出やインボイスの作成を行うことになった場合、輸出に部分的な貨物の積み残しがあった旨の申告と積み残し数量とを荷為替手形買取銀行に提出した残りの部数のフォームに記載しなければならない。

手形の一部振出および前送金

事前送金の一部受領

積み残し

積み残しがあった場合はいつでも、輸出者は 2 部構成の規定のフォームによって税関へ積み残しの通知を行い、税関はかかる通知の謄本をバングラデシュ銀行に提出する。かかる通知には積み残しのあった物品に関する EXP フォームの番号および日付を記載しなければならない。

18. ある船舶による発送品に全体の積み残しがあり、別の船舶で再発送した場合、輸出者は 2 部構成の規定のフォームによって、関連の輸出書類および船荷証券上の船舶名の変更許可を税関に申請しなければならない。かかる申請には関連の EXP フォームの番号および日付を記載する。税関はかかる申請書の認証謄本をバングラデシュ銀行に提出する。

完全な積み残し

発送品全体が積み残され、他の船舶で直ちに再発送されない場合、輸出者は 2 部構成の規定のフォームにてその報告を行わなければならない。税関は、関連の EXP フォームを取消として扱うことができるよう、全体の積み残しに関する通知の認証謄本をバングラデシュ銀行に提出する。

19. バングラデシュから発送した貨物が輸送中に紛失し、これに対する支払いが直接送金または信用状に基づく荷為替手形の買取の何れかで行われていない場合、公認為替取引業者は紛失の判明後直ちに保険の請求が行なわれたかを確認しなければならない。EXP フォームの 3 枚目は、裏面に貨物の紛失の事実を公認為替取引業者の署名捺印と共に記載し、また貨物の保険に関する以下の詳細を記載してバングラデシュ銀行へ提出しなければならない。

輸送中の貨物の紛失および損害

(a) 保険額（加入保険の通貨を含む）

(b) 保険会社名

(c) 保険金の支払い場所。保険金がタカ以外の通貨で支払われる場合は、関連の EXP フォームの認証の 2 枚目に認証を行い、保険金が下りた場合には EXP フォームの 3 枚目に回収した金額の詳細を認証してバングラデシュ銀行に写しを提出する公認為替取引業者を通じて保険金を受領する。

20. バングラデシュから輸出する物品の前受金として海外から受け取った送金を外貨の購入または外国系銀行の非居住者タカ口座への振替で支払う前に、公認為替取引業者は受取人から「前受金伝票」による申告書を取得し、送金の目的を認証しなければならない。

輸出に関する前送金の受領

FOB ベースの船積

21. 輸出者が保険加入および運賃の手配をバングラデシュで行ったにもかかわらず FOB ベースでインボイスを作成した場合、公認為替取引業者は運賃がバングラデシュで前払いされていないことを船荷証券で確認する。運賃および保険料がバングラデシュで支払われているにもかかわらず、輸出書類が FOB ベースで作成されたケースは全てバングラデシュ銀行へ報告しなければならない。
22. 輸出者が各種政府機関に輸出および輸出代金の受領の証拠を提出することが求められることがあるが、この場合、公認為替取引業者はかかる代金の受領が確認された後に、直接・みなし輸出（場合に応じて）に対する代金受領証明書を発行することができる。公認為替取引業者は直接輸出代金受領証明書と、みなし輸出代金受領証明書の発行には、別々の書式を用いなければならない。

公認為替取引業者は、代金受領証明書の発行にあたっては以下の指示に従わなければならない：

- (a) 公認為替取引業者は、直接輸出に対する代金受領の代金受領証明書の発行には別紙 5/23 に規定の書式を用いなければならない。みなし輸出に対する代金受領の代金受領証明書の発行には別紙 5/23(A) に規定の書式を用いなければならない。
- (b) 公認為替取引業者は、これを必要とする政府機関に対しては、通常通り代金受領証明書の原本を発行しなければならない。所轄のバングラデシュ銀行地域事務所に提出する場合には、規定の書式で上部に「確認用写し」と太字で押印／タイプした写しを発行すること。
- (c) 公認為替取引業者は、みなし輸出に対する代金受領証明書の発行の場合には、外国為替取引ガイドライン Volume-2 の第 2 条・第 13 項(a)に従い報告する取引の補足として、月次収益と共に受領者の氏名、手形照会、払出銀行の支店名、受領額、受領日等の追加情報を提出することが求められる。
- (d) 公認為替取引業者は、発行した代金受領証明書を一覧にまとめて対応する報告書の照会をつけた月次報告書に、代金受領証明書の「確認用写し」、必要な明細書の写し、および前項で触れた追加情報を添えて、事後の照会/確認用に、バングラデシュ銀行の地域事務所に翌月 15 日までに提出しなければならない。公認為替取引業者は、バングラデシュ銀行視察チームによる事後の視察や、その他の政府機関による確認用に「確認用写し」を一部保管しなければ

ならない。

- (e) 公認為替取引業者の本部/主要支店は、発行された代金受領証明書が真正であることの確認のため、代金受領証明書に署名する権限のある職員一覧の最新版に、その署名見本、PA 番号、電話番号を添えて「保税長官事務所 (Bond Commissionerate)」および「免税・払戻税事務所 (Duty Exemption and Drawback Office: DEDO)」に随時、提出しなければならない。

公認為替取引業者は、代金受領証明書の発行には、いかなる誤用の可能性もないよう細心の注意を払うように勧告する。何らかの不正があった場合は、バングラデシュ銀行の指示に違反したものと見做される。公認為替取引業者は、政府各省庁が代金受領証明書の確認のために要請した場合は、全面的に協力するように勧告する。ただし、公認為替取引業者が上記の条件下で代金受領証明書の発行を開始するのは 2009 年 7 月 1 日以降に受領した代金に対してとする。

23. コンパクト・ディスク、フロッピー・ディスク、V-Sat、インターネット、または他の電子／磁気媒体を通じて輸出されたコンピュータ・ソフトウェア、およびデータ入力／データ処理業務による外国為替収益については、以下のガイドラインに沿って公認為替取引業者が代金受領し、バングラデシュ銀行に報告しなければならない：

- (a) 商品輸出の場合同様、輸出が物理的な形をとって行われる場合、つまりコンパクト・ディスク、フロッピー・ディスク、テープ等を通じて輸出されるコンピュータ・ソフトウェアや、データ入力／処理業務の場合は、第7項に記載のEXP手続きに従わなければならない。

ソフトウェアおよび
データ入力/処理
業務

輸出が物理的な
形で行われる場
合

- (b) V-Sat、インターネット、その他の電子媒体のように物理的な形をとらずに行われる輸出にはEXP手続きは適用されない。かかる輸出の場合は、各々の販売契約書に外国バイヤーの氏名と住所、ソフトウェアまたはデータ入力／処理業務の内容、数量表示、取引代金、対価受領時期を明記すること。執行された輸出契約書は公認為替取引業者に提出しなければならない。公認為替取引業者は、「電子媒体を通じたソフトウェアおよびデータ処理／入力の輸出台帳」という名目の台帳を用意し、別紙 5/24 に規定の書式に従い各々の契約につき前述の情報を記入すること。輸出契約書の条件に従い、輸出代金の受領にあたっては、かかる輸出に関する手形、

輸出が非物理的
な形で行われる場
合

送り状等を公認為替取引業者を通じて外国バイヤーに送付し、対価は公認為替取引業者を通じて受領すること。このような輸出にかんする輸出代金の受領には、前受金の場合を含み、その都度フォームCによる宣誓を行わなければならない。公認為替取引業者は、上述の台帳にそれぞれの輸出代金受領書を記録すること。

- (c) バングラデシュ銀行から特定の許可を得た場合をのぞき、物理的・非物理的いずれの輸出の場合も、得られる代金の全体を、通例どおり4カ月以内に本国送金しなければならない。期限を過ぎた場合、物理的な形での輸出の詳細は別紙 5/22 に沿って報告しなければならない。非物理的な形での輸出の場合は別紙 5/25 を用いること。

輸出収益の本国
送金期限

第 II 部 輸出加工区からの輸出

24. 輸出加工区は 1980 年バングラデシュ輸出加工区庁法により設立された。輸出加工区では以下のタイプの企業が操業している。
- (a) A タイプ：海外に居住するバングラデシュ国民によるものを含めた、100%外国資本
 - (b) B タイプ：外国企業とバングラデシュの居住者であるバングラデシュ企業による合弁プロジェクト
 - (c) C タイプ：バングラデシュの居住者であるバングラデシュ企業による 100%現地資本

輸出加工区における企業の操業に関する広範囲なガイドラインは、バングラデシュ輸出加工区庁 (BEPZA) が発行した輸出加工区における企業の設立に関する原則および手続きに定められている。

25. 輸出加工区からの輸出は、通常の EXP フォームによる輸出申告および輸出代金の本国送金が条件となる。輸出加工区からの輸出であることを識別するために、EXP フォームには太文字で“EXPORT FROM EPZ”とゴム印を押すか重ね刷りしなければならない。

原則と手続き

輸出加工区からの輸出の代金の本国送金

26. 輸出加工区から輸出を行う企業に対する外国為替の発行手続きは、第 13 章 (第 V 部) に記載する。

輸出代金の処理

27. 輸出加工区内の企業に対するバングラデシュ製品または原料の外貨建ての販売はバングラデシュからの輸出として取り扱われる。輸出加工区の企業への輸出には、EXP フォームによる輸出申告および代金の本国送金に関する通常の外国為替規制が適用される。

輸出加工区の企業へのバングラデシュ製品の販売

第9章

第I部 バングラデシュ国内における外国投資

1. 外国人投資家は 指定された幾つかの部門を除き、個人企業として自由にバングラデシュ国内で投資を行うことができる。現地投資家と共同での産業ベンチャーの設立または外国人投資家の100%出資も可能である。起業家が自己資金を利用する場合は、かかるベンチャーを設立するための許可は不要である。ただし、政府による便宜や制度上の支援を利用するために、起業家/出資者は投資局 (Board of Investment: BOI) への登録を行っておくのが良い。
2. (A) バングラデシュにおける外国投資に関して非居住者へ行う株式の発行にはバングラデシュ銀行の事前許可は不要である。これについては、以下の条件で一般許可が付与される。
 - a) 産業ベンチャーは、資本の発行について共同出資会社・企業登録 (Register of Joint Stock Companies and Firms: RJSCF) / 有価証券および為替委員会 (The Securities and Exchange Commission: SEC) の許可を求めること。
 - b) 株式の発行は、銀行チャネルを通じて国外から持ち込まれた自由に交換可能な外国為替、または機械などの資本財資本機械の輸入いずれかに対して行われる。かかる輸入の代金支払は国外から行わなければならない。ただし、このように持ち込んだ資金は株式の発行以前にタカへ両替しなければならない。機械などの資本財資本機械に対する株式発行の場合は、当該の機械はまずバングラデシュ税関の通関手続きを受けなければならない。
 - c) 上記 a) および b) に従って非居住者へ株式の発行を行う場合は、かかる発行から 14 日以内に以下の書類/文書と共に、公認為替取引業者を通じてバングラデシュ銀行本部・外国為替投資部 (Foreign Exchange Investment Department) へ報告を行わなければならない。
 - (i) RJSCF/SEC に則り発行された資本発行許可書の証明謄本、
 - (ii) 産業ベンチャーの形で行われる外国投資で、投資局 (BOI) への登録書 (ある場合の) 謄本、
 - (iii) 銀行を通じて海外から受領した外国為替で株式を発行する場合、公認為替取引業者が証明した外国為替のタカへの両替証明書写し、
 - (iv) 資本機械という形態で行われる外国投資に対する株式発行の場合、資本機械の通関を証明する税関当局によ

一般

非居住者への株式の発行

る通関申告書謄本、関連の輸入許可書の写し、インボイス、船荷証券/航空貨物運送状、等。

- (B) ある株主から国籍/居住地にかかわらず他の株主にバングラデシュ株式または有価証券の譲渡をする場合、バングラデシュ銀行の承認は不要である。居住者間で行われる譲渡の場合はバングラデシュ銀行への通知は不要である。ただし、株式上場されていない民間/公共の有限会社の株式譲渡や、居住者から非居住者、非居住者から居住者、非居住者間の譲渡の場合は14日以内に当該の公認為替業者を通じ、以下の書類を添えてバングラデシュ銀行本部・外国為替投資部にかかる譲渡について報告しなければならない：

- a) 居住者から非居住者への株式譲渡の場合、譲渡者の口座に入金されたタカを両替した際の外国為替両替証明書で、当該の公認為替取引業者が証明したものの写し；
- b) RJSCF/SEC に則った譲渡許可書の謄本；
- c) 最新のスケジュール X の謄本。

- (C) 公認為替取引業者は、バングラデシュに投資を考えている外国投資家から申請があった場合、バングラデシュ銀行の事前の承認なしにその会社/企業名義の非居住者タカ口座 (Non-Resident Taka Account: NRTA) を開設することができる。かかる口座は国外からの被仕向送金による入金のみ可能である。事業登録/開始に伴い、以下の通常の手続きに従って当該の会社名義の新規口座を開設する場合、先に開設した口座はただちに閉鎖し、残高がある場合は新規口座に振替えなければならない。何らかの理由で予定の投資/会社設立が行われない場合、口座残高は諸費用差し引きの後、バングラデシュ銀行の事前の承認なしに本国送金を行ってかまわない。ただし、公認為替取引業者はかかる口座の開設および閉鎖につきバングラデシュ銀行・外国為替投資部および外国為替運用部にフォーム C/TM フォーム (該当する場合) の謄本を添え、取引詳細をただちに報告しなければならない。

バングラデシュの株式/有価証券の譲渡

外国投資家の一時的非居住者タカ口座

3. 非居住者がバングラデシュへの投資を行った場合の売上金の送金を行う際のガイドラインは以下のとおりである：

- (A) 非居住者が保有する有価証券の販売代金送金にかかるバングラデシュ銀行の事前の承認は不要である。かかる場合の送金可能額は有価証券の販売当日の株式市場通用価格を上限とする；

- (B) 非居住者の以下への資産投資による売上金の本国送金にはバングラデシュ銀行の事前の承認が必要である：(1) 株式上場されていない公的有限会社、および(2) 民間の有限会社。かかる投資に定まった市場価格が存在しない場合、バングラデシュ銀行は送金可能額の算定に販売当日の監査済み財務諸表に基づく株式の純資産価値を吟味のうえ、この算定された純資産価値を送金可能額とみな

非居住者のバングラデシュ投資(直接/ポートフォリオ)による売上送金

株式上場のある公的有限会社の株式

株式上場のない公的有限会社および民間有限会社の株式

す。算定された純資産価値が当該の会社の株式額面価格を超える場合、これにより生じた資本収益（キャピタル・ゲイン）も同様に送金可能である。ただし、申請された売上高が純資産価値を超える場合でも、純資産価値のみが本国送金可能またはバングラデシュで再投資可能な額とみなされる。株式上場されていない公的有限会社の株式を非居住者間で販売/譲渡する場合はバングラデシュ銀行の事前の許可は不要である。

4. 非居住者のバングラデシュ国民を含めた非居住者の人物/機関は、銀行を通じて海外から送金された交換可能外貨でバングラデシュの株式または有価証券を購入することができる。配当金/利息収入および売却益の内貨化（タカ建て）などのかかる投資に関する取引は、非居住者投資家タカ口座（NITA）を通じて第14章第24項に記載の手続きにより行う。
5. 非居住者による証券取引所を通じての投資または新規公募債に関する投資の解釈上、有価証券とは外国為替規制法1947第2(k)条における定義と同様の意味を持つものとする。
6. 非居住者投資家が株式/有価証券の購入を行った場合、当該の株式/有価証券の株券/正本は投資家が指名する人物/組織に預託することができる。投資家は希望する場合、かかる株券/正本を国外へ持ち出すこともできる。

非居住者によるポートフォリオ投資

第 II 部 有価証券の運用

7. 外国為替規制法第 2 条は、「有価証券」を株式、債券、担保付債権、政府国債、有価証券およびユニットトラストに関する預り証、ユニットトラストのサブユニットと定義している。「外国有価証券」とは、バングラデシュ国外で発行された有価証券、元本および利息が外貨建てで支払われる或いはバングラデシュ国外で支払われる有価証券と定義されている。「有価証券」には配当金または利息のクーポン債またはワラント債および生命保険または養老保険の保険証券も含まれる。
8. 外国為替規制法には有価証券のバングラデシュへの輸入に関する規制はないが、如何なる有価証券もバングラデシュ銀行の一般許可または特別許可を得ることなくバングラデシュ国外へ輸出または持ち出しを行うことはできない。外国有価証券の保有者であり、有価証券を売却、譲渡などの目的で海外の銀行、ブローカー、エージェントへ送付することを希望するバングラデシュの居住者は、公認為替取引業者を通じてバングラデシュ銀行に必要な輸出許可の申請を行わなければならない。かかる有価証券の譲渡は許可されるものの、一定期間内にバングラデシュへ戻すという保証を公認為替取引業者が与えること、また売却の場合は売却により得た外貨はバングラデシュ・タカへ両替することが条件となる。バングラデシュ銀行は、バングラデシュの居住者が保有する外国の株式または有価証券と海外の居住者が保有するバングラデシュの株式または有価証券との交換の申請に考慮を与える用意がある。この旨の申請は公認為替取引業者または株式ブローカーを通じて行わなければならない。かかる申請は、海外から輸入を希望するバングラデシュの株式／有価証券が輸出を希望する外国の株式／有価証券とほぼ同様の市場価値を有する場合に許可の考慮がなされる。
9. 外国為替規制法第 13 条第(1)項(b)の見地から、バングラデシュ国外に居住する人物への有価証券の譲渡または有価証券の利息の創設あるいは譲渡は、バングラデシュ銀行の一般許可または特別許可を得た場合を除き禁止される。本禁止は(i)バングラデシュ国内ならびに国外に居住する人物が保有するバングラデシュの有価証券(即ち、バングラデシュの通貨で支払いが行われることが明記されている有価証券またはバングラデシュで登録された有価証券)全て、(ii)バングラデシュに居住する人物が保有する外国有価証券全ての譲渡に適用される。

有価証券の定義

有価証券の輸出入

非居住者への有価証券の譲渡

バングラデシュで登録された有価証券の場合、自由交換可能外貨または機械などの資本財資本機械(詳細については本章第 2 項を参照)の形態で行われる外国投資に関して非居住者に対し行われる株式／有価証券の発行および譲渡の一般許可がある。

外国為替規制法第 13 条第(1)項(b)に記載の非居住者に対し行われる有価証券利息の譲渡または創設に対する禁止には、非居住者に対する有価証券の担保差入れ、例えば海外における与信便宜に対する担保および抵当など（第 16 章第 I 部を参照のこと）または、非居住者が受取人となっている信託または清算のための有価証券の利用は含まれない。

10. (i) 外国為替規制法第 13 条第(1)項(c)および(d)はいずれも、バングラデシュの登録簿からバングラデシュ国外の登録簿への有価証券の譲渡および、（有価証券の登録場所がバングラデシュ国内、国外にかかわらず）バングラデシュ銀行の一般許可または特別許可を得ずにバングラデシュ国外に居住する人物への有価証券の譲渡を禁じている。

その他の規定

(ii) 外国為替規制法第 13 条の解釈上、「バングラデシュ国外に居住する人物」または「非居住者」には一時的にバングラデシュに居住する外国人が含まれる。

11. バングラデシュに居住する人物で外国有価証券の保有者または保有者となる者はかかる有価証券を保有することが許可される。但し、かかる人物はかかる有価証券を外国為替規制に違反しない方法で取得したものとする。有価証券の売却、譲渡、その他の処分、取引を希望する外国有価証券の保有者は、必要な場合、自らが行おうとする取引が外国為替規制法の規定ならびに同法に従ってバングラデシュ政府またはバングラデシュ銀行が発行する命令に違反しないことを確認しなければならない。

外国有価証券の所有／保有

12. 元本、利息、配当金が外国の通貨で支払われ、所有者がかかる通貨で元本、利息、配当金の支払いを受けることを希望する有価証券の保有者または保有者となるバングラデシュ居住者は全て、現行の外国為替規制に従い、有価証券の取得から 1 カ月以内に当該の有価証券の詳細を記した報告書をバングラデシュ銀行に提出することが求められる。詳細を 2 部構成で記載することが必要となる様式の見本を別紙 5/26 に示す。バングラデシュに一時的に居住する外国人は報告書を提出する必要はない。

外国有価証券の保有者による報告書の提出

第10章 商業上の送金（輸入以外）

1. (i) **送金申請**：外国の航空会社および船会社の支店または代理店による貨物運送料または運賃の送金申請は、FP フォーム（別紙 5/27 参照）による申告および以下の書類を TM フォームに添付して公認為替取引業者へ行わなければならない。
- (a) 輸入／輸出積荷目録
- (b) 海外の本社から受領した被仕向送金の証明となる両替証明書
- (c) バングラデシュの船舶代理店の本社がチャーターした船舶の場合、用船契約書の謄本
- 下記(v)および(vi)に記載する書類も申請書に添付しなければならない。
- (ii) **運送料および運賃の送金**：バングラデシュで集金した運送貨物料および運賃は、現地での支出および税金の調整を行った上で海外のオーナーへ送金することができる。集金した運賃の送金またはかかる運賃を現地における支出に使うことは、かかる運賃の発生する旅行が実際に行われた後にのみ許可されるものとし、当該の旅行が行われないうち送金額に含むこと、または現地における支出について利用することはしてはならない。
- (iii) **定期報告の提出**：外国の航空会社および船会社は全て、送金する剰余金が存在するか否かにかかわらず、支出額および集金額の定期的な報告を規定のフォームで提出することが求められる。バングラデシュにおける操業費用のために海外から資金を持ち込む航空会社および船会社にも上記の報告書の提出が求められる。また、これらの航空会社および船会社は海外の本社から持ち込んだ金額を FP フォームによる申告を通じて報告しなければならない。
- (iv) 船会社および船舶代理店は、バングラデシュの港における船舶の取扱について以下の最低代理手数料を請求することが求められる。
- (a) 輸出貨物－代理店が直接予約した貨物については正味貨物運送料の 5%、本社が予約した貨物については 2.5%
- (b) 輸入貨物－正味貨物運送料の 2%
- (c) (1) 不定期船およびチャーター船による輸入貨物－1 寄港地あたり
- (a) バルク／撒積貨物の混載を含む、不定期船／チャーター船の輸入貨物（ドライカーゴ）：
- (i) 申告載貨重量(Dead Weight All Told, DWAT) 1万

運送料および運賃

船舶取扱の代理手数料

トンまで…US\$1,000

(ii) 申告載貨重量 1 万トンを超え 2 万トンまで
…US\$2,000

(iii) 申告載貨重量 2 万トンを超える場合…US\$2,500

(b) タンカー／液体貨物

(i) 申告載貨重量(Dead Weight All Told, DWAT) 1
万トンまで…US\$1,000

(ii) 申告載貨重量 1 万トンを超え 2 万トンまで
…US\$1,500

(iii) 申告載貨重量 2 万トンを超える場合…US\$2,000

(2) 病気の乗組員の上陸等を含め、燃料補給、食糧補給のために
空荷でバングラデシュに寄港する不定期船／チャーター船の
1 寄港地あたりの最低代理手数料：

US\$750

(3) 船舶所有者の船舶管理業務代理店の 1 寄港地あたりの不定期
船／チャーター船の最低料金：

US\$750

(v) 外国の航空会社は以下の書類を毎月提出することが求められる。

外国の航空会社による
計算書の提出

(a) 貨物料／運賃の集金額およびバングラデシュにおける支出
の計算書（別紙 5/28 参照）

(b) 航空会社が販売した運賃／発券した航空券の計算書（別紙 5/29
参照）

(c) 取消／返金計算書（別紙 5/23 参照）を添付した支出計算書（別
紙 5/31 参照）

(d) 当該月に現金化した運賃および貨物運送料のクレジット予約の明
細（別紙 5/32 参照）

(e) クレジット予約の未払運賃および未払貨物運送料の計算書（別紙
5/33 参照）

(vi) バングラデシュで操業する船会社／船舶代理店は以下の書類を四
半期毎に提出することが求められる。

船会社／代理店による
計算書の提出

(a) 外国籍船舶に関する貨物運送料／運賃の集金額およびバングラデ
シュにおける支出の計算書（別紙 5/34 参照）

(b) 当該四半期に現金化した運賃および貨物運送料のクレジット予約
の明細。「ShippingII」フォーム（別紙 5/35 参照）を使用。

(c) クレジット予約の未払運賃および未払貨物運送料の明細。

「Shipping III」フォームを使用（別紙 5/36 参照）。

(d) 支出の内訳。「Shipping IV」フォーム（別紙 5/37 参照）を使用。
「Shipping V」フォーム（別紙 5/38 参照）による運賃および貨物
運送料の取消／返金計算書を添付。

(e) 船会社が販売した運賃／発券したチケットの計算書（別紙 5/39
参照）

報告書には輸入／輸出積荷目録を裏付けとして添付しなければならない。また、1 つの支出品目が 2,500 タカ以上のものについては、第三者の請求書／領収書を支出内訳明細に添付しなければならない。これらの報告書は、関連する四半期終了後 60 日以内に提出しなければならない。

(vii) **超過分携帯荷物の運送にかかる運送料**：船会社、航空会社、旅行
代理店は、バングラデシュ国民がバングラデシュ銀行の事前許可を受け
ずに海外の目的地からバングラデシュへ持ち込む自動車を含めた超
過分携帯荷物および別送品の運送料をタカ建てで集金することができる。

(viii) **船会社/航空会社によるタカ建ての運送料受領**：船会社および航空
会社は、輸出入に関してバングラデシュタカ建てで運送料を受領する
に際して下記の指示に従わなければならない。

(a) 輸出に関する運送料

バングラデシュからの輸出に関する現地通貨建ての運送料は、輸
出者の銀行による証明書が以下のフォームで船会社または航空会
社に提出された場合のみ受領するものとする。

「……………（輸出者名）による輸出に関する EXP フォ
ーム No. ……………には、かかる EXP フォームに記載の輸出に
関する書類は FOB ベースではなく、C&F または CIF ベースで作成
される場合のみ処理／受領されることを証するスタンプが押され
ていることを証明する。」

上記の証明書の発行前に、公認為替取引業者は関連の EXP フォ
ームに変更不可能な裏書きを下記のとおり行う。

「本 EXP フォームによる輸出に関する書類は、FOB ベースではな
く、C&F または CIF ベースで作成される場合のみ処理／受領され
ることを証明する。」

船会社は、公認為替取引業者に送金の申請書を提出する場合、上
記の銀行の証明書と、積荷目録の掲載順に揃えた関連の船荷証券

の写しを添付して変更可能な形態で提出する。航空会社の場合は、航空貨物運送状を上記の公認為替取引業者による証明書と共に提出しなければならない。

(b) 輸入に関する運送料

船会社は、CFR または CPT、CIF ベースのみで発行された信用状認可書に基づいた FOB ベースの輸入に関する運送料をバングラデシュ国内において現地通貨建てで受領する。但し、輸入者は本条に記載する公認為替取引業者の証明書を当該の船会社に提出することを条件とする。 CFR または CPT、CIF ベースで発行された信用状認可書に基づいた FOB ベースの輸入の場合、公認為替取引業者は、全体の総額が信用状認可書の金額を超えることのないよう、貨物運送料をカバーする適切なゆとりが制限総額内で設定されていることを確認しなければならない。上述の要求事項に確実に従うという点につき、公認為替取引業者は船荷証券に記載されたバングラデシュ通貨建て支払の貨物運送額を信用状認可書に裏書きし、バングラデシュ通貨建てで運送料の支払を行う際にバングラデシュの船会社／航空会社に提示する証明書を下記に規定のフォームで発行しなければならない。船会社／航空会社は上記の輸入に関してバングラデシュ通貨建てで運送料の支払いを受ける際、下記のフォームによる公認為替取引業者の証明書の提示を必ず求めなければならない。かかる証明書には、剰余金である運送料の送金申請時における積荷目録／報告書を添付する。

「……………が……………から輸入した……………に関する……………日付の船荷証券 No. ……………／航空貨物運送状 No. ……………に記載のバングラデシュタカ建て支払の運送料は、それに関する……………日付の為替管理用の信用状認可書 No. ……………に署名捺印をもって正式に裏書きされていることを証明する。」

2. 外国の航空会社、船会社、運送会社による剰余収益の送金

前項に記載した定期的な計算書以外に、公認為替取引業者へ提出した外国の航空会社および船会社の剰余収益の送金申請書（TM フォームによるものとし、別紙 5/5 の申告を行う）には下記の書類を添付する。

A. 航空会社

- (i) 正しく記入した P フォームのダミー版（別紙 5/40）
- (ii) 別紙 5/41 により記入した P-2 フォーム（適用がある場合）
- (iii) 適用がある場合、別紙 5/42 による両替証明書、別紙 5/43 による交

換可能タカ口座の引き落とし証明書、別紙 5/44 による船舶代理店／船会社の口座の引き落とし証明書

- (iv) カーゴを除く超過荷物の場合は、航空貨物運送状。バングラデシュからの輸出に関する運送が現地通貨建てで許可される場合は、上記第 1(viii) (b)項に従った輸出者の銀行による証明書
- (v) 信用状認可書に基づく輸入に関する貨物運送の支払いの場合、上記第 1(viii) (b)項に従った関連の公認為替取引業者による証明書
- (vi) 交換可能タカ口座を利用して航空券を発券する場合、本書第 12 章 11(vi) (b)に従った当該の口座名義人による認可状。

航空会社またはその総販売代理店は各フォーム／付属書類を公認為替取引業者へ 2 部提出する。

公認為替取引業者による検査および処理

公認為替取引業者は上記の書類により、当該の航空会社がバングラデシュ民間航空局 (Civil Aviation Authority of Bangladesh, CAAB) の承認したルートおよび料金に従って旅客運賃／物品運送料を回収したことを確認する。また、公認為替取引業者は、本章および第 12 章 (旅行) に記載する航空券の発券および運賃回収に関する規定が遵守されていることを確認しなければならない。バングラデシュ銀行に提出する報告書/明細書/書類には、以下を実費で示さなければならない：

- (A) 搭乗者の支払った運賃
- (B) 貨物運送料
- (C) 搭乗者数
- (D) 貨物チャラン数
- (E) 様々な用途で発生した費用

本章第 1 項(ii)に記載の指示に従い外国へ送金可能な余剰とみなされるのは、搭乗者の支払った実際の運賃および貨物に対して支払われた実際の運送料のみであることをここに特記する。公認為替取引業者は、航空会社が提出した両替証明書の真正性に関する確認をかかる証明書を発行した公認為替取引業者から書面で取得することが必要となる場合がある。

航空会社の経費を確認するため、公認為替取引業者は航空会社が本章第 1(v) 項の規定により提出した計算書[別紙 5/28-5/33]を検査する。別紙 5/30 に記載した経費の裏付けとして航空会社が提出した関連当局発行の請求書／伝票の検査を行い、重大な記載漏れ (路線就航している航空会社の場合、着陸料等) がある場合、書面による説明を取得しなければならない。説明が満足の行くもので

ない場合は、当該件を直ちにバングラデシュ銀行に通知する。

剰余収益を確定する際、公認為替取引業者は代理店手数料、IATAの規則に従った追加手数料（総販売代理店が航空券の発券および運賃の回収を行う場合）、適用される税金が控除されていることを確認する。税金は、免税を規定する2国間条約により免税となっている場合または税務当局から承認を得て銀行の保証書が提出される場合は控除しなくともよい。航空会社は税務当局による査定に従って取り置いた資金または現在の所得から税金を支払うこともできる。後者の場合、支払った税金は支払いを行った月の支出計算書の経費項目として記載しなければならない。月の経費が所得を上回った場合、赤字分は被仕向送金でカバーしなければならない。

本章および第12章の関連規定に従って剰余収益を確定した後、公認為替取引業者はTMフォームの承認を行い、申請者である航空会社の本社へ剰余収益を送金する。公認為替取引業者はその後、各フォーム／書類を含む全関連書類を1セットならびに承認済のTMフォームを事後検査のためバングラデシュ銀行へ提出する。

B. 船会社

- (i) 本社が海外から行った送金を証明する両替証明書
- (ii) 輸入／輸出積荷目録およびかかる目録に記載される船荷証券
- (iii) バングラデシュの船舶代理店の外国の本社がチャーターした船舶がバングラデシュの港に到着した場合、関連のチャーター主の認証謄本
- (iv) 輸出貨物の場合、税務当局および税関当局が正式に署名した規定フォーム（別紙5/45）による課税に関する計算書。船会社またはその代理店がかかる計算書を4部作成し、税務当局に提出する。当該の税務副長官（Deputy Commissioner of Taxes）はそれらの計算書に署名捺印を行い、そのうちの3部を船会社または代理店へ返却する。船会社／代理店はその3部を税務当局事務所へ提出し、かかる税務当局事務所はそれらの計算書上に名称および住所を記載した上で署名捺印を行い、そのうち2部を船会社または船舶代理店へ返却する。船会社または船舶代理店はこれらを公認為替取引業者へ提出する。公認為替取引業者の権限を付与された役員はかかる2部に氏名および住所を記載した上で署名捺印を行い、1部を保管し、もう1部を船会社／船舶代理店へ返却する。
- (v) 上記第1(vi)項に記載するフォームおよび第1(viii)(a)項および第1(viii)(b)項に記載する申告書
- (vi) 「Shipping IV」フォーム（別紙5/37）に記載した費用で1品目あた

り 2,500 タカ以上の費用のものの裏付けとなる請求書／伝票
各フォーム、計算書および付属書類／伝票を公認為替取引業者へ 2 部提出
する。

公認為替取引業者による検査および処理

所得総額を計算する際は、C&F ベース CFR/CIF/CPT/CIP ベースでの輸出について領収した運送料、FOB ベースの輸入について領収した運送料、現地船舶代理店の本社からの被仕向け送金により受領した資金を加算することとする。剰余収益は所得総額から「Shipping IV」フォームに記載の費用を差し引いて計算する。支出計算書の（「Shipping IV」フォーム）ポートチャージおよび税関手数料に関する費用は当該の港湾当局が発行した請求書と照合して検査する。公認為替取引業者は運送の取次または媒介料が「Shipping IV」フォームに記載されているかを確認する。非ジュート製品および非伝統的製品（民間部門のジュート繊維工場およびジュートカーペット製造者によるジュート繊維およびジュートカーペットの輸出を含む）を輸出する場合、総所得の 0.5%を運送取次人であるバングラデシュ荷主協議会（Bangladesh Shipper's Council）にサービス手数料として支払う。運送取次料は支出計算書にも費用として記載することが求められる。公認為替取引業者は上記第 1(iv)項の代行料および手数料が支出計算書の通し番号 No.8 に記載されていることも確認する。支出計算書に記載する税金は、課税額の決定のために別添 5/37 により提出される詳細と照合して検査される。前述の別紙にはフィーダー輸送に関する所得税が記載されないため、剰余収益の送金は、フィーダー輸送に関する所得税が支払い済であることを証する書類を提出した場合のみ許可される。船長への前払金、燃料補給に関する支払い、ホテル料金またはチャーターに関して発生する経費も支出計算書上に個別に記載しなければならない。2,500 タカ以上の品目については、関連の請求書も検査する。剰余収益を送金する場合、公認為替取引業者は、全経費が支出計算書に記載されている旨の証明書を船会社／代理店から取得しなければならない。上記の計算書に経費の記載漏れがある場合、申請者は外国為替規制違反による処罰の対象となる。公認為替取引業者は適切であると判断した剰余所得額について TM フォームの承認を行い、送金を実施した後、事後検査のためにフルセットの書類および承認済の TM フォームをかかると送金の翌月 15 日以内にバングラデシュ銀行の当該地域事務所へ提出する。

C. 国際宅配便サービス会社

外国の国際宅配便サービス会社およびその代理店は海外の本社へ剰余収益を送金するため、公認為替取引業者へ月次計算書を提出する。公認会計士が認証した月次計算書およびその付属書類には、バングラデシュにおける国外発送品の集荷、発送済の書類／小包の量／重量、発送方法、書類／小包を配達した海外事務所（都市名および国名）、手数料額、および代金に関して本社へ支払う金額に関する情報が含まれていなければならない。剰

余収益は、総集金額から (i) バングラデシュ向けへ発送される書類／小包および国外へ発送する書類／小包に関する現地代理店の取扱手数料、(ii) 適用がある場合、集金額に対して課せられる税金、(iii) 監査費用およびその他の費用を控除して計算する。送金申請書には海外の本社が請求金額に関して作成した請求書を添付する。認定為替取引業者は、バングラデシュ銀行が申請者である会社／代理店に対して発行した関連の認可状の条件が正しく守られていることを確認する。航空会社および船会社が剰余収益を送金する場合、申請書およびその他の全書類を公認為替取引業者に2部提出する。TM フォームの承認を記録し、送金を実施した後、公認為替取引業者は承認済のTM フォームを含む全書類のフルセットを1部、事後検査のため送金の実施翌月の15日以内にバングラデシュ銀行の当該地域事務所へ提出する。

3. 外国為替規制法 1947、第 18A/18B 条下の許可

公認為替取引業者は、送金申請の処理を開始する前に、当該の航空会社、船会社、国際宅配便サービス会社ならびにそれらの現地代理店が外国為替規制法第 18A/18B 条に従ったバングラデシュ銀行の有効な承認（最新の更新分）を受けているかどうかを確認する。

4. 剰余金の調整/本国送金にかかる保証書

剰余収益を送金する場合は全て、事後検査にて超過送金または超過額が発見された場合はバングラデシュへ送金し戻すか、次回の送金可能金額で調整を行う旨の保証書を申請者から取得する。

5. バングラデシュ銀行への月次報告書提出

上述の送金は全て、公認為替取引業者がバングラデシュ銀行に提出する通常の月次報告書で報告を行う。

6. (i) バングラデシュ海運公社 (Bangladesh Shipping Corporation) およびバングラデシュビーマン航空は、バングラデシュ銀行の承認を得ずに海外の港／拠点における真正な支出のための送金を行うことが許可される。

バングラデシュ海運公社およびバングラデシュビーマン航空の操業費

- (ii) バングラデシュ海運公社 (Bangladesh Shipping Corporation) は海外における操業に関して以下の定期的な計算書／報告書を提出することが求められる。

バングラデシュ海運公社による計算書の提出

- (a) 別紙 5/46 による、海外の船舶代理店に関する収支を示す四半期連結計算書
- (b) 別紙 5/47 による、海外の代理店による外国為替に関する収支を示す四半期連結計算書
- (c) 別紙 5/48 による、海外の銀行、主要代理店、その他の商業興信所に保有する残高を示す四半期連結計算書
- (d) 財務省に提出した現金外国為替による月次収支報告書の写し

上記(a)から(c)までの報告書は当該四半期終了後2カ月以内に、上記(d)の報告書は翌月20日までにダッカのバングラデシュ銀行本部へ提出する。

(iii) バングラデシュビーマン航空は、別紙5/49に示す外国為替の収支について四半期連結計算書を提出することが求められる。

バングラデシュビーマンによる計算書の提出

7. バングラデシュの民間船会社は全て、下記の四半期計算書/報告書を提出することが求められる。

民間船会社の提出すべき計算書/報告書

(a) 別紙5/50による、民間船会社が所有する船舶に関するバングラデシュ国内の収支の計算書

(b) 別紙5/51による、バングラデシュの船会社の海外代理店の収支を示す計算書

(c) 別紙5/52による、収支およびバングラデシュへ送金した正味金額の連結計算書

(d) 別紙5/53による、船会社が海外の銀行に保有する外貨口座の借方および貸方を示す計算書

これらの計算書は、当該四半期終了後2カ月以内にダッカのバングラデシュ銀行本部外国為替政策部 (Foreign Exchange Policy Department) へ提出しなければならない。

8. 非居住者が所有する航空機をチャーターする許可を適切な政府省庁から得ている人物または会社は、TMフォームに政府の許可書を添付してバングラデシュ銀行の送金承認を申請することができる。申請書には、チャーター契約の写しおよび、契約期間満了後15日以内に所有者に対して行った支出計算の詳細をバングラデシュ銀行に提出する旨の保証書を添付しなければならない。

外国航空機のチャーター

申請が承認された場合、チャーター条件に従って求められる前払いをカバーする送金の許可書が発行されるが、通常、支出等の最終計算をバングラデシュ銀行に行うまで、合意した総額の送金に対する認可は下りない。

9. バングラデシュに居住する人物または会社で、非居住者である船舶所有者にチャーターに関して外国為替送金を行う意図を持つ者は、公認為替取引業者に申請を行う。

外国船舶のチャーター

申請書と共に提出する書類は以下のとおりである。

(i) 正しく記入したTMフォーム

(ii) 海運省 (Ministry of Shipping) / 港湾海運総局 (Directorate General of Ports and Shipping) による、非居住者所有船舶のチャーター許可

書

- (iii) 港湾海運総局 (Directorate General of Ports and Shipping) による権利放棄証書 (Waiver Certificate)
- (iv) 船主と用船者との間で締結した契約書 (用船契約書)
- (v) 輸出者と用船者との間で締結した契約 (輸出者が用船者では無い場合)
- (vi) 運賃前払いの船荷証券
- (vii) 上記 1(viii) (a) に規定する様式の、C&F ベースの輸出を裏付ける残高証明書
- (viii) 船舶代理店が発行した貨物明細書
- (ix) 当該船舶の船長が発行した本船受取書
- (x) 1947 年外国為替規制法第 18A 条の規定に従い、船舶代理店が当該の非居住者所有船舶をバングラデシュの港で取扱うことを許可するバングラデシュ銀行の許可書

上記の書類が正しくないことが判明した場合、輸送品の総数は関連の船荷証券、貨物明細書、本船受取書により確定する。その後、かかる数量に用船契約書 (船主と用船者の間で締結した契約書) に記載する料金を適用して運賃総額を決定する。物品が C&F ベースで輸出されたことを確認するため、銀行が発行した証明書を検査する必要がある場合がある。正味チャーター料は運賃総額から規定税率によって課せられる貨物税、貨物取次料、港湾税、チャーター船に関するその他の現地費用を控除して計算する。非居住者である船主が上記の現地費用のために外国為替の送金を行う場合、送金可能な正味チャーター料は前述の海外からの送金額を調整して計算する。

上記の手順により正味チャーター料を計算した後、公認為替取引業者は TM フォームの承認を行い、非居住者である所有者に送金を実施する。公認為替取引業者はチャーター料の送金を許可するに先立ち、チャーター料の送金日より 1 カ月以内に最終収支計算書を証憑と共に公認為替取引業者へ提出する旨の用船者の保証書を取得する。

また、事後検査によって送金額が実際の支払額より多いことが分かった場合、超過額は通常の銀行手続きによりバングラデシュへ送金し戻す旨の保証書を用船者から取得する。

10. 用船者がバングラデシュの民間船会社である場合、公認為替取引業者は送金の実施に先立ち、当該の船会社が海外における収益のないこと或いは海外に保有する収益は当該のチャーター料には足りないことを確認する。

11. 用船者は、送金承認日より 1 カ月以内に、チャーターに関する確定収支計算書を証憑と共に公認為替取引業者へ提出する。公認為替取引業は上記の書類／計算書および関連書類を全て 2 部ずつ受領し、その 1 セットを承認済の TM フォームと共に事後検査のためバングラデシュ銀行の当該地域事務所へ送付する。
12. バングラデシュの輸入者が船舶チャーターの運賃として外国の船舶所有者に対して支払いを行う場合、公認為替取引業者はかかる料金の送金にあたり以下の条件を確認しなければならない：
- (a) 物品が国内に到着していることの証明として、しかるべき通関証明書が提出されていること；
 - (b) 公認為替取引業者は、輸入された物品の運賃を含めた単価が、過去に CFR ベースで輸入された同様の物品の価格と拮抗していることを確認しなければならない；
 - (c) 執行中の輸入政策指示書（Import Policy Order）が慎重に遵守されていること；
 - (d) 海運総局（Directorate of Shipping）による許可証が入手されていること；
 - (e) TM フォームがきちんと記入してあること。
13. 公認為替取引業者は輸出クレームに関し、下記の理由のために本国へ送金した輸出代金の 10% 以下の金額を送金することができる。
- (a) 重量不足のクレーム
 - (b) 品質クレーム
 - (c) 部品発送

チャーターを行った
外国船会社の収支
計算書

チャーター船による
輸入：国外の船舶所
有者への運賃支払

輸出クレームに関す
る送金

これらの場合、輸出者は別紙 5/46 のフォームで公認為替取引業に送金の申請を行うことが求められる。これらの場合、関連の公認為替取引業が TM フォームの承認を行う。また、これらの場合、請求の真正性を以下の書類でチェックしなければならない。

(A) 重量不足のクレーム

- (a) 代金受領証明書（Proceeds Realization Certificate）
- (b) 買い手からの請求書
- (c) 計量証明書／認められた計量団体による書類
- (d) 未加工ジュートの場合、LMD 証明書（運送重量ベースの運送）

(B) 品質クレーム

1. 代金受領証明書（Proceeds Realization Certificate）
2. 買い手からの請求書
3. 認められた試験機関による試験報告書または承認を受けた仲裁人

機関による仲裁証明書

(C) 部品発送

- (1) 代金受領証明書 (Proceeds Realization Certificate)
 - (2) 買い手からの請求書
 - (3) 契約書原本
 - (4) 契約書に記載する仲裁人による仲裁判断書
14. 下記の場合、公認替取引業者はバングラデシュ銀行の事前承認を得ずに輸出に関する商業上のクレーム処理について送金を実施することができ
る。
- (i) Bangladesh Jute Mill Corporation (BJMC)が支配する工場による
ジュート製品の輸出に関するクレーム。但し、
 - (a) 当該の工場の送金申請には、BJMC が発行した真正性証明書
(Genuineness Certificate) を添付すること。
 - (b) 代金受領証明書を申請書と共に提出すること。
 - (ii) 輸出者により、未加工ジュートおよびジュート製品の輸出に関する品
質クレームについての送金承認の申請を受理する際、公認替取引業
者は、ジュートおよびジュート製品検査局 (Directorate of
Inspection of Jute and jute goods) が発行した同意書 (No Objection
Certificate, NOC) / 推薦状を規定の書類に添付するよう求めなけれ
ばならない。この同意書 (No Objection Certificate, NOC) / 推薦状
が無い場合、未加工ジュートおよびジュート製品の輸出に関する品質
クレームについての送金申請の検討は行ってはならない。
15. 公認替取引業者は事後検査のため、上記第 13 項および第 14 項に記載の
各種品質クレームについての全書類を送金日より 15 日以内にバングラデ
シュ銀行に提出しなければならない。
16. 本国へ送金した輸出代金の 10%を超える輸出クレームを輸出者が送金す
るための申請書 (別紙 5/54) は、上記第 13 項に記載の書類を添付し、TM
フォームと共に事後承認のためにバングラデシュ銀行に提出しなければな
らない。輸出に関するその他のタイプのクレーム処理についての送金申請
も事後承認のため、同様に下記の関連書類を添付してバングラデシュ銀行
に提出しなければならない。
- (i) 和解
 - (a) 代金受領証明書 (Proceeds Realization Certificate)
 - (b) 買い手からの請求書
 - (c) 輸入国の商工会議所による証明書
 - (d) 荷送り人と買い手との間で交わした通信文書の原本。電信料金が

請求書に含まれる場合は電信の原本を提示する。

(ii) 手数料

- (a) 代金受領証明書 (Proceeds Realization Certificate)
- (b) 請求書
- (c) 手数料の支払に関する合意書

(iii) 契約取消

- (a) 請求書
- (b) 契約書
- (c) 仲裁判断書または商工会議所によるクレーム和解証明書

(iv) 輸出運賃

- (a) 代金受領証明書 (Proceeds Realization Certificate)
- (b) 請求書
- (c) 契約書
- (d) 船荷証券

(v) 検査料、仲裁料、調査・分析料等

- (a) 代金受領証明書 (Proceeds Realization Certificate)
- (b) 料金を請求している機関による請求書
- (c) 請求を裏付ける上記機関による報告書

(vi) 輸出税の返金等、その他のクレーム

- (a) 代金受領証明書 (Proceeds Realization Certificate)
- (b) 請求書
- (c) 契約書
- (d) 通信文書

17. 上記の輸出クレームに加え、未加工ジュートに関する下記のクレームについての送金も、各種クレームに対して規定される書類の提出を条件として許可される。

(i) 商品の返送と転売：（送金は物品の転売の終了後許可する。転売価格は商品返送クレームにより調整する。）

- (a) 仲裁判断書原本（控訴での裁定がある場合はその裁定書）
- (b) 以下を証明する証拠書類
 - (i) 荷送り人がバングラデシュ銀行に対して、買い手が商品返送の選択権を行使することに関する通知を行ったこと。
 - (ii) 返送品の転売の事前許可をバングラデシュ銀行から取得したこと。

- (c) クレームに含まれる雑費を裏付ける領収書、請求書、伝票
- (d) 売上計算書または転売票
- (e) 転売契約
 - (転売に関しては、最大手数料は 1%とし、商品を返送した者と同一人物へ再販売する場合は手数料無料が許可される。)
- (ii) 不履行
 - (a) 契約書原本
 - (b) 不発送に関して荷送り人と買い手の間で交わした通信文書の原本
 - (c) 仲裁判断書原本または和解証明書原本
 - (d) クレームについての市価の開きを証明する証拠書類
- (iii) 湿気に関するクレーム
 - (a) 代金受領証明書 (Proceeds Realization Certificate)
 - (b) 請求書
 - (c) 契約書原本
 - (d) 仲裁判断書または試験報告書または分析報告書の原本
 - (e) 契約不履行に対する荷受け人の説明
- (iv) 発送遅延の罰則
 - (a) 契約書原本
 - (b) 船荷証券の写し
 - (c) 発送遅延に対する荷受け人の説明
 - (d) 遅延不可避証明書 (Unavoidable Delay Certificate) の発行を拒否するバングラデシュジュート協会 (BJA) の文書
- (v) 一覧後払い (ユーザンス) ベースに代わり一覧払いベースで支払いを受領した場合の差額：
 - (a) 契約書原本
 - (b) 誰の要請により支払いが一覧払いで行われたのかを示す通信文書
 - (c) 代金を一覧払いで受領した旨の、受領日および取引を報告した報告書の詳細を記載した銀行の確認書
 - (d) 差額の請求の根拠およびそれを証明する証拠
- (vi) 運賃の割戻し (または割戻しに関する差額)
 - (a) 契約書原本
 - (b) 船荷証券の写し
 - (c) 船会社の支払い証明書 (運賃を海外で支払い、バングラデシュで割戻しを受ける場合)

(vii) 過剰価格に関する返金

(a) 契約書原本

(b) これに関して買い手と売り手の間で交わされた通信文書

18. 輸出クレームの送金または既製服の輸出に関する割引の許可の承認の申請は全て、輸出振興庁の割引委員会（議長：バングラデシュ銀行の Executive Director）の推薦状を添付しなければならない。未加工ジュート／ジュート製品に関する輸出クレームの送金の承認申請を転送する場合、公認為替取引業者は請求書番号、日付、EXP フォーム番号、正味請求額等を記載した輸出の明細が常に提出されていることを常に確認しなければならない。
19. 上記に該当しない何らかの輸出クレームについては、公認為替取引業者が輸出者による申請書に詳細情報および証明書類を添えてバングラデシュ銀行へ提出しなければならない。
20. 公認為替取引業者は、各月において公認為替取引業者が一般権限により許可した送金額およびバングラデシュ銀行の事前承認により許可された送金額を記載した輸出クレーム送金額の（別紙 5/56 による）月次計算書を翌月 7 日までに提出しなければならない。
21. 海上保険を掛けている場合に発生したクレームの処理に関する送金について、公認為替取引業者は下記の書類を正しく記入した TM フォームと共に別紙 5/48 による申告書を添付してバングラデシュ銀行へ提出し、承認を受けることが求められる。

既製服の出荷に関する割引クレーム

海上保険によるクレームの処理

海上保険：

(i) 保険金の請求が行われた発送分に関する荷送り人のインボイス

(ii) 代金受領証明書 (Proceeds Realization Certificate)

(iii) 船荷証券

(iv) 保険金請求書

(v) 保険証券／保険証明書の原本

(vi) 調査報告書

(vii) 物品の発送の不足に対するクレームが行われた場合、輸入国の税関当局による内容不足証明書 (Short Contents Certificate)

22. 海上危険に巻き込まれた財産を危険から守る目的で、共同の安全のために特別な犠牲または支出を任意でかつ妥当に行った場合は共同海損行為となる。船舶およびその貨物の主要な部分を危険から守るため、船長は共同海損を宣言することができる。共同海損行為により発生した損失を特定するため、船長は共同海損精算人を指名する。共同海損清算人は、損失額、損失の分担金、分担金の送金先を記載した報告書を当該当事者に送付する。これに関連して保険会社は、下記の書類を

共同海損の支払

提出して自社に保険を掛けている荷受人の負担額の海外送金を公認為替取引業者に申請することができる。

- (i) 共同海損精算人の最終報告書
- (ii) 貨物海上保険証券
- (iii) 信用状の写し
- (iv) 船荷証券
- (v) インボイス
- (vi) 共同海損分担保証状
- (vii) TM フォームおよび別紙 5/57 による申告書
- (viii) Shadharan Bima Corporation の申告書。共同海損に関する保険会社の社名を記載したリストを添付する。

公認為替取引業者は送金を許可する前に、海上保険証券に記載された会社、船舶、荷受人の名称、物品の数量およびインボイスに記載された価格、船荷証券番号および船荷証券に記載された物品の数量、信用状に記載された物品の数量および価格、共同海損分担保証状に記載された物品の数量および価格が共同海損精算人の報告書に記載された詳細と一致することを確認する。全ての書類が正しいと判断された場合、公認為替取引業者は TM フォームを承認し、申請のあった共同海損分担金の送金を実施することができる。書類は全て、バングラデシュ銀行の検査チームによる事後チェックのために保管する。

- 23. 海外の代理サービスを採用することを希望する在バングラデシュの人物または会社は、かかるサービスが定期的なものか断続的なものかにかかわらず、バングラデシュ銀行の事前許可を得ることが求められる。これに関する申請は、申請者が過去に行った事業の性質および取扱金額、海外の代理店との現行の取り決めおよび今後の取り決めの性質に関する詳細を記載した書面をもって行い、承認が下りた場合は、TM フォームにバングラデシュ銀行による承認が下りたことを記載して送金の申請を行う。
- 24. バングラデシュの居住者が海外に事務所／子会社を開設する場合はバングラデシュ銀行の事前承認は不要であるが、かかる事務所の開設から 1 カ月以内に別紙 5/58 によりバングラデシュ銀行に開設の報告を行うことが求められる。本社は、公認為替取引業者を通じて、海外にあるこれらの事務所／子会社の会計の定期計算書をバングラデシュ銀行の外国投資・検査部へ定期的に提出する。かかる事務所の経常費用を差し引いた収益／純利益は直ちにバングラデシュへ送金する。

海外の代理サービス等の採用

海外での支店／子会社の開設

商社または工業企業は、海外に開設した事務所の経常費用のために年間

US\$30,000 または相当額以下の送金を行うことができる。かかる送金は海外にある事務所／子会社の名義でのみ行うことができる。公認為替取引業者は送金を実施する前に下記の書類の検査を行う。

- (1) 事務所を開設する国の所轄官庁による事務所開設承認書
- (2) 敷地に関するリース契約

公認為替取引業者は、海外の事務所／子会社の監査済決算書類およびその他の書類に記載されたかかる事務所／子会社の実際収支および収支予測を調べて資金送金の実際の実行の必要性に関する確認を行い、必要であると判断するに足りる限りにおいて規定の上限度額以下の資金の送金を行う。公認為替取引業者は次年度の送金を実施する前に、更新したリース契約（適用がある場合）およびその他の関連書類の確認を行う。

25. 企業がロイヤリティ、技術ノウハウ料、技術支援費、操業サービス費、マーケティング手数料等の送金が盛り込まれた契約を締結する場合、総額および技術移転に関するその他の費用が下記の金額を超えない場合は、バングラデシュ銀行または投資庁の事前許可は不要である。

ロイヤリティおよび技術料の送金

- (a) 新規プロジェクトについては、輸入機械の費用の6%以下
- (b) 現行のものについては、所得税申告書で申告した前年度の売上の6%以下

公認為替取引業者はかかるロイヤリティおよびその他の費用をバングラデシュ銀行の事前承認を得ずに送金することができる。上記の限度額を超える送金についても、申請者である会社がかかる限度額を超える金額の特定の承認を投資庁から得た場合、公認為替取引業者はその送金を行うことができる。かかる送金申請の処理にあたり、公認為替取引業者は以下を確認する。

- (i) 申請者である会社はバングラデシュで登記され、同国で操業している。
- (ii) 申請者は別紙5/59による送金申請書を3部提出し、申請書には投資庁が正式に登録した関連の契約書の写しを添付する。関連書類も全て3部ずつ提出すること。
- (iii) 会社の監査人が申請書上の情報を確認し、監査人はそのために設けられたスペースにその真正性の証明を行う。監査人が正式に証明した支払額の根拠および実際の計算を示した別途の計算書を申請書に添付して提出しなければならない。
- (iv) 公認為替取引業者は、送金金額が監査人の証明した正味送金可能金額ならびに一般的に規定される限度額もしくは投資庁が特に承認した限度額を超えないことを確認するための適切な検査を実施する。疑義がある場合、公認為替取引業者はダッカのバングラデシュ銀行本部外国投資部の確認を受けなければならない。

- (v) 公認為替取引業者は送金を許可する前に、誤った送金または超過送金の場合、バングラデシュ銀行の要請に従い超過金額分を直ちにバングラデシュへ送金し戻す旨の保証書を申請者から得なければならない。

公認為替取引業者は送金を許可した直後、申請書1部を、付属書類と共にダッカのバングラデシュ銀行本部外国投資部へ事後チェックのために提出する。申請書のもう1部は、月次計算書／報告書で送金をバングラデシュ銀行の当該地域事務所へ報告する際に TM フォームに添付する。申請書の第3枚目は情報・記録目的で投資庁に提出する。

公認為替取引業者は、送金が上記の手続きに厳密に従って行われたことを確認し、バングラデシュ銀行による検査のため会社毎に正しく記録を保管する。

- 26. ロイヤルティのように繰返し発生する送金を行う場合、公認為替取引業者は以下が遵守されていることを確認する。
 - (a) 繰返し発生する料金等は1つの指定銀行を通じてのみ送金することができる。指定銀行を変更する場合はバングラデシュ銀行に事前通知を行わなければならない。現行の指定銀行が認証した最新の送金に関する計算書はバングラデシュ銀行および新しい指定銀行に提出する。
 - (b) 新規プロジェクトの場合、プロジェクトのための機械を輸出した際に利用した銀行を通じて費用の送金を行う。かかる銀行は関連の輸入書類（為替管理用の通関申告書、インボイス等）を保管する。後に銀行を変更することが必要となる場合は、前項に記載のとおり通知をバングラデシュ銀行および新しい銀行に提出する。
 - (c) 送金を実施する際、銀行は書類（ロイヤルティ契約書／技術支援契約書の写し、研修、訓練、コンサルタント業務に関する証拠書類、上記(b)に記載する新規プロジェクトに関する書類）の真正性を確認しなければならない。
- 27. 現地市場向けに製品を生産している工業企業は、その指定公認為替取引業者を通じて、前年度の税金申告書で申告した年間売上の1%以下を外国のトレーナー／コンサルタントとの契約に従って行われる研修およびコンサルティングサービスの費用のために送金することができる。この送金についてはバングラデシュ銀行の事前承認は不要である。これについて、工業企業とは、製造、加工、組立を行っている会社を意味する。
- 28. 公認為替取引業者は、バングラデシュ銀行の事前承認を得ずに外国企業の支店の利益を海外に送金することができる。これについてバング

訓練費用およびコンサルタント料金の送金

金融機関以外の外国企業の支店の利益送金

ラデシュで操業する外国企業は、その指定公認替取引業者に下記の書類／情報を添付した申請書を提出しなければならない。

- (A) (i) 当該期間にバングラデシュで行った事業に関する監査済貸借対照表および損益計算書
 - (ii) 同期における会社（本社）の監査済連結貸借対照表および損益計算書
 - (iii) 利益の送金を申請した期間における年毎の本社口座の照合表
 - (iv) バングラデシュでの納税に関する書類
 - (a) 対象期間における納税引当金がバングラデシュにおける課税総額の支払いに十分であることを証明した在バングラデシュの監査人の証明書
 - (b) 関連の省庁が正式に認証・捺印を行った当期の税金全てに関する最終課税査定命令およびフォームの写し
 - (v) 当該期間においてバングラデシュの会社の固定資産に増加がある場合は、その詳細とかかる増加の資金調達源
 - (vi) 会社のバングラデシュにおける未払い借入金の詳細
 - (vii) バングラデシュで事業を行うことを許可する関連政府当局の許可書およびその条件
- (B) 公認替取引業者は利益送金の申請を下記のとおり検査・処理する。
- (i) 過去の損失は全て損益勘定または別途積立金勘定で調整しなければならない。
 - (ii) 送金可能利益を確定するにあたっては、固定資産、家具備品、事務用機器、自動車等の増加額も純利益から控除する。かかる増加の資金が減価償却財源、当該年度処分量、海外から受領した本国送金不能な資金から出ている場合は利益からの控除は行わない。
 - (iii) 家具、備品、機器等の小規模固定資産の売却による利益および投資した株式、債券、有価証券等の売却による利益は送金可能な利益として受け入れられるものとして取り扱う。
 - (iv) 通常の事業活動を行うために取得した固定資産の売却による利益および未配分の送金可能利益で取得した株式および有価証券等の売却による利益の総額も送金可能として取り扱う。
 - (v) (a) 売却した不動産の現在の市場価値に関する監査人の証明書、(b) 売却日における不動産の帳簿価格を記載した当該期

間の貸借対照表およびその他の書類、(c) 監査人が認証した販売契約の写し、(d) 売却により取得した資産売却益に関する課税査定額／納税額に関する書類を申請書に添付して申請を行ってバングラデシュ銀行の事前許可を得ていないかぎり、土地、建物等の不動産の売却による利益は送金可能利益から控除する。

(vi) 政府から補助金が付与される場合、かかる補助金の正味金額は利益から控除する。

(C) 上記(A)および(B)項の要求事項に加え、Sterling Tea Estate Companiesの利益送金申請では以下を行わなければならない。

Sterling Tea Estate
Companiesの利益送
金

- (i) 同社はタカ建ての決算書を作成し、タカ建てで送金を申請する。
- (ii) 監査人は、送金可能利益および事業に関して稼得した当該年度の所得総額の計算が会社の定款に従って是認され、かかる利益および所得がバングラデシュで発生したこと、また、送金可能利益の確定に先立って損失、歳入、負債の調整が行われていることを証明しなければならない。監査人はまた、財務諸表は当時の会社の財務状況ならびに終了年度における業績ならびに財務状況の変化を公正に表わしており、かかる財務諸表は前年度の事業と一致する事業ならびにそれからの逸脱に適用される一般会計原則に準拠して作成されていることを証明しなければならない。
- (iii) 査定命令および、所得税ならびにその他税金の支払いの証拠または、引当金額の計算を示す監査人が認証した計算書を添付した前年度および今年度のバングラデシュにおける課税額の支払いに十分な引当金を計上していることを証明する会社の監査人の証明書を提出しなければならない。

(D) 会社は、公認為替取引業者の指定およびかかる指定のその後の変更をバングラデシュ銀行本部の外国投資・検査部に事前に報告する。公認為替取引業者は上記(B)および(C)項に従って送金申請のチェックを行ってタカで送金可能利益の金額を確定し、それに相当する外国為替の送金を実施する。公認為替取引業者は送金実施後、送金申請書および付属書類の原本を事後チェックのためバングラデシュ銀行の外国投資・検査部へ提出する。もう1部の送金申請書および承認済のTMフォームは、公認為替取引業者の月次報告書と共にバングラデシュ銀行の当該地域事務所へ提出する。

29. バングラデシュで操業する外国の銀行および金融機関は、バングラデ

銀行、保険会社およ
び金融機関の利益送
金

シュ銀行の事前承認を得ずに指定公認替取引業者を通じて本社へ利益の送金を行うことができる。バングラデシュで操業する外国の保険会社も同様にバングラデシュ銀行の事前承認を得ずに指定公認替取引業者を通じて利益の株主取り分を送金することができる。送金可能利益の計算根拠および計算の基礎となる書類は以下のとおりである。

(A) 書類

- (a) 海外の銀行／保険会社／金融機関のバングラデシュにおける操業に関する当該年度の監査済貸借対照表および損益計算書
- (b) (i)財務当局が正式に認証・捺印した当該機関の全税金に関する最終課税査定命令およびフォームの写しまたは、(ii)課税額全体の支払いに十分な引当金を当期計上していることを証した在バングラデシュの監査人の証明書
- (c) 当期において固定資産の増加がある場合は、かかる増加の詳細ならびに実施した減価償却額、固定資産処分による売却益、当期中資本投資のために海外から受領した本国送金可能な資金の金額の詳細を記載した、監査人が認証した証明書
- (d) 会計帳簿に記載されている所得で、送金日の時点で実際に受領していないものに関する監査人の証明書
- (e) 保険会社の場合、送金が行われた期間に関する保険計理人の評価報告書および当期利益の株主取り分に関する保険長官 (Controller of Insurance) の承認書
- (f) 適用法または規則により要求される(i)資本準備金および(ii)不良債権およびその他の不良資産に関する引当金の適切性に関する監査人の証明書。要求される資本準備金および引当金の額ならびに実際の資本準備金および引当金の額の両者を記載する。
- (g) 申請者である海外の銀行／保険会社／金融機関が送金した金額が実際に送金できる金額を上回るとバングラデシュ銀行が判断した場合、かかる超過額は要求があり次第直ちにバングラデシュへ送金し戻す旨の保証書。

(B) 送金可能利益の計算

送金の申請を行った金額が上記の書類上に記載される事実ならびに金額と一致することを確認した後、下記の項目に関する必要な控除を行った上で、監査済決算書類に基づく利益を送金することができる。

(a) 税金

税務当局が査定した課税額または、査定が送金日の時点で終了していない場合は帳簿に記載された課税額が税法に従って

十分であると監査人が認証した金額

(b) 固定資産増加額

当期に取得／購入した固定資産、家具備品、事務用機器、自動車等から、減価償却、当該年度処分を財源とするもの或いは、上記第 29(A) (c) 項の監査人による証明書に記載された海外から受領した本国送金不能な資金で購入したものを差し引いた額

(c) 不動産売却益

不動産（土地、建物等）の売却により発生した 10,000 タカを超える利益額は利益に含める。

(d) 未収収益

利息仮勘定に計上される利息収入等、不良資産に関する未収受取金

(e) 不定期所得

バングラデシュ銀行の検査チームによって発見された、受領後に損益勘定に計上された利息および手数料の超過額

(f) 要求される資本準備金の不足額

バングラデシュ銀行またはその他の規制当局が法律および規則により随時要求するバングラデシュにおける資本準備金の不足額および不良債権ならびにその他の不良資産に対する引当金の不足額

(g) 過去の累積損失

過去の累積損失総額

30. 公認為替取引業者は、海外の銀行、金融機関、保険会社の利益の送金に関する全書類の認証謄本を送金後1週間以内に、事後チェックのためダッカのバングラデシュ銀行本部外国投資部に提出し、これらの原本をバングラデシュ銀行による検査のために保管する。超過送金額（バングラデシュ銀行による事後チェックで発見された額）は直ちにバングラデシュへ送金し戻さなければならない。

事後チェックのためのバングラデシュ銀行への書類提出

31. (a) 公認為替取引業者は、監査人が正式に認証した3部構成の規定のフォーム（別紙 5/60）による申請を当該の会社から受領し、かかるフォームに下記の書類が添付されている場合、非居住者の株主へ（最終配当および中間配当の双方についての）配当金を送金することが認められる。

非居住者の株主への配当金送金

(i) 会社設立証明書の認証謄本（提出は1回のみ）

(ii) 配当金に関する年度の会社の監査済貸借対照表および損益計算書

- (iii) 監査人が認証した、配当を発表した取締役会決議の写し
 - (iv) 配当金が支払われる非居住者株主のリスト
 - (v) 受取配当金について非居住者株主に課される税金が控除されていることを証した会社の監査人の証明書
 - (vi) 所得税引当金または所得税に関するその他の債務（課徴金等）に対する引当金が、配当金の送金申請の行われた期間までの現在または過去の租税債務の全額を支払うのに十分であることを証した監査人の証明書。かかる引当金は当年度だけでなく、納税額の最終査定が行われず納税していない過年度も対象とする。
 - (vii) 最終課税査定命令を受領した場合は、かかる最終租税査定命令
 - (viii) 公認為替取引業者は送金を許可する前に、非適格な金額を送金した場合は公認為替取引業者がバングラデシュ銀行の要請に基づきかかる送金額をバングラデシュへ送金し戻す旨の保証書を申請者が与えたことを確認する。
- (b) 各会社は、ダッカのバングラデシュ銀行本部外国投資・検査部へ事前に報告した指定公認為替取引業者1ヵ所を通じて配当金の送金申請を行う。指定公認為替取引業者の変更は事前にバングラデシュ銀行へ同様に通知する。
- (c) 公認為替取引業者は配当金の送金を許可する際、貸借対照表および損益計算書上に記載された利益は、会社の通常の商品／事業活動または送金可能な過去の準備金により発生したものであることを確認する。配当が発表され、送金の申請が行われた利益を確認する際、公認為替取引業者は、過去の損失／租税債務がある場合は、かかる損失／租税債務を当年度の純利益または一般準備金／利益準備金で全額調整されたことを特に確認する。また、バングラデシュ銀行が別途許可しないかぎり、配当可能利益を確定する際は、政府から会社に付与された補助金を利益から控除しなければならない。
- (d) 配当金の送金はまずタカ建てで承認を受け、送金日の相場でタカから相当額の外国為替に交換した後、送金が実施される。
- (e) 配当金の送金の実施直後、公認為替取引業者は申請書、監査済年次貸借対照表および損益計算書およびその他の全書類のフルセットを1部、事後チェックのためダッカのバングラデシュ銀行本部外国投資・検査部へ提出する。もう1部の申請書は承認済のTMフォームを添付して月次報告書によりバングラデシュ銀行の当該地域事務所へ報告しなければならない。申請書の第3枚目およびその他の書類の写しは記録のため公認為替取引業者が保管しなければならない。
- (f) 公認為替取引業者は、バングラデシュ銀行による検査を促進させるため、上記一般許可に従って、送金または非居住者投資家タカ口座

(NITA) (第 14 章参照) への入金による非居住者株主への配当金支払いに関する会社別の記録を別個に保有する。

(g) 未だ配当が行われていない配当金の送金は、バングラデシュ銀行の事前許可が必要となる。公認為替取引業者はかかる申請に TM フォームおよび全必要書類を添付してダッカのバングラデシュ銀行本部外国投資・検査部長へ提出し承認を受ける。

(h) 配当金支払書は、バングラデシュおよび海外の会社の非居住者株主に対して自由に輸出することができる。但し上記は、銀行を通じた外国為替による支払いまたは株主名義の非居住者投資家タカ口座からの支払いを通じて株式が発行され、これに関するバングラデシュ銀行の一般承認が得られている場合とする。

配当金支払書の輸出

(i) 合併企業については、申請書に貸借対照表、損益計算書および本条の指示によるその他の書類を添付して提出した場合、バングラデシュ銀行は外国のパートナー／共同事業者の分配利益の送金を許可する。

合併の外国パートナーへの利益送金

32. (a) 現地の新聞社から申請を受けた場合、公認為替取引業者は新聞、特集記事、外国通信社の記事の買取費用のために外国為替を送金することができる。送金は、(i)送金申請者と外国の通信社との間で締結される契約、(ii)情報省の同意書 (No Objection Certificate) に基づいて行う。

外国の通信社の配信料

(b) 公認為替取引業者は、ロイターモニターサービスなど自らの外国メディアサービス購読にかかる費用/料金をバングラデシュ銀行の事前の承認なしに国外送金することができる。

ロイターモニターの料金

(c) 公認為替取引業者は、自らの SWIFT サービス購読にかかるプロバイダへの費用/料金をバングラデシュ銀行の事前の承認なしに国外送金することができる。

SWIFT の費用/料金

33. 公認為替取引業者はバングラデシュ銀行の事前承認を得ずに海外のマスメディアにおけるバングラデシュ製品の広告費用のための送金を実施することができる。バングラデシュの会社による送金申請には外国のマスメディアからの請求書を添付しなければならない。申請者は発行後の 1 カ月以内に広告の写しを提出しなければならない。公認為替取引業者はバングラデシュ銀行の検査官による事後チェックのため、請求書、申請書、広告の写しを保管する。

海外のマスメディアにおけるバングラデシュ製品の広告

34. 公認為替取引業者はバングラデシュ銀行の事前承認を得ずに、通常の事業活動で発生する銀行手数料、電信料、その他の付随費用について外国の銀行に支払わなければならない金額を清算するための送金を実施することができる。かかる送金は全て、TM フォームに適切な報告書を添付してバングラデシュ銀行に報告しなければならない。

銀行手数料および雑費

35. バングラデシュ国内の衛星チャネル配信業者から国外の本部宛てに仕向送金の必要がある時は、バングラデシュ銀行からの事前の許可取得を条件として公認為替取引業者が送金することができる。当該配信業者の監査済み年間貸借対照表に本セクタからの所得にかかる情報が明記されていることが必須である。この場合、粗所得から契約書に記載の代理人/配信業者の受け取る手数料、政府への税金、その他を調整後に確定された金額をバングラデシュ銀行からの許可取得後に送金できる。送金許可の取得には、当該の公認為替取引銀行が以下の書類を精査のうえバングラデシュ銀行に提出しなければならない：
- (a) 各ケーブル・オペレータから集金する月額料金、同ケーブル・オペレータが支払う政府税、現地代理人/配信業者が料金として受け取る金額、その他の差引額（ある場合）および外国の本部宛ての送金額にかかる情報を含む貸借表
 - (b) 外国為替規制法 1947 第 18 条の A に基づくバングラデシュ銀行からの許可証の写し
 - (c) 代理人/ディストリビュータが現地顧客から集金した収入の月次貸借表の写し
 - (d) 外国の本部から受領した（月次集金の貸借表に基づく）送り状の写し
 - (e) 監査人による仕向送金証明書で、源泉課税の適用可否、適用の場合は納税の有無を記載したもの
 - (f) TIN 証明書の写し、および差引きされた収入税の支払いに関する書類の写し
 - (g) 計算の誤り、手違い、またはその他の理由で外国の本部に余剰の送金がなされた場合、送金額は返金/本国送金/調整する旨の代理人/配信業者の最高経営責任者による確約書（別紙 5/61）
 - (h) 送金に関連する年度の監査済み貸借対照表、損益計算書、その他の財務諸表
 - (i) 配信業者が本部から（輸出入、商業送り状およびパッキングリスト主管理事務所からの許可証に基づき）輸入したデコーダ/IRD 数およびこれらを配置したケーブル・オペレータの詳細一覧。

上記の文書につき真正性/正確性を確認次第、公認為替取引銀行は代理人/配信業者の代わりに 外国為替運用部に TM フォームおよび他の必要/関連書類を添えて国外送金の申請を行わなければならない。送金は、同部からの承認取得後に初めて可能となる。

第 11 章 個人送金

資産の移転—バング
ラデシュを離れる外
国人

1. 雇用契約における勤務期間が満了し、バングラデシュを恒久的に離れる外国人は、投資庁が正式に承認した雇用契約に明記されている給与／給付金からの純粋な貯蓄を海外に移転させることができる。かかる人物はまた、投資庁が承認した雇用契約に従って支払われる退職積立基金、年金、謝礼金等の退職金も海外に移転する権利を有する。
2. 公認為替取引業者はバングラデシュ銀行の事前承認を得ずに次項の指示に従って、退職金ならびに下記第 5 項による政府発行有価証券の売却益を含む貯蓄の送金を実施することができる（但し、家財、不動産等の実物資産の売却益は含まない。これらの売却益の送金の要請はバングラデシュ銀行に提出する）。

3. (A) 申請書および付属書類

申請者およびその雇用者が正しく記入した別紙 5/62 の様式による申請書に以下の書類を添付する。

(I) 申請者が正しく記入署名した TM フォーム

(II) (a) 以下を示す雇用者の証明書

- (i) 各年度の純給与額および手当額
- (ii) 退職時に支払われる退職積立基金および休暇中の給与額
- (iii) 各年度の賞与およびその他の心付けの額
- (iv) 雇用者による被雇用者本人およびその家族の旅費支払の有無

投資庁またはバングラデシュ政府の当該省庁が承認した雇用契約の認証謄本を上記に添付して提出する。

上記の支払いのいずれかが労務供給契約で規定されていない場合、支払いを許可した雇用者の会社の取締役会決議の謄本および外国人の雇用を承認した政府省庁の承認書を提出しなければならない。

民間部門で雇用されている場合、適切な政府省庁が発行した関連の雇用許可書の認証謄本を添付しなければならない。

(b) 海外からの送金を受領した場合、その裏付けとしての銀行の両替証明書

- (c) 所得税控除のために作成された、申請者の政府発行有価証券の投資に関する公認為替取引業者の証明書。その売却益から受取った金額および投資に関して発生した所得も記載する。
- (d) 以下を示す銀行の証明書
 - (i) 家族扶養のために行った送金の総額
 - (ii) 休暇中の給与を送るために行った送金の総額

滞在期間が 10 年を超える場合銀行の証明書は最近の 10 年間を対象とする。

- (e) 申請日直前の 1 年間における銀行口座明細および、給与および手当に関するもの以外の 500 タカ以上の入金についてはその入金元の説明
- (f) 保険に加入している場合は、保険準備金移転申請書および関連の保険記録を当該の保険会社を通じて提出することが求められる。

上記第 (b)、(c)、(d)、(e)、(f) に記載の計算書／証明書は公認為替取引業者が自らの記録に基づいて作成すること。

- (g) 所得税およびその他税金に関する清算証明書
- (h) 外国企業および外資系企業を退職する被雇用者の年金、年金積立金、心付けの送金について、退職金の支払源となった年金基金／退職基金はバングラデシュに存続しており、申請者である被雇用者に関しては海外の雇用基金への拠出金に如何なる送金も行われていないことを証明する、退職金を支払う雇用者の組織とその指定公認為替取引業者が連署した証明書

(B) 申請書の検査および処理

- (I) 公認為替取引業者は退職金の送金を実施する前に、所轄政府省庁（現在は投資庁）が承認した雇用契約の条件を参照して、送金の申請が行われた退職金が雇用契約に従って本当に支払われるものであるかどうかを確認しなければならない。申請者が外国企業／外資系企業を退職する場合、公認為替取引業者は第 3(A) (h) 項の証明書を参照して、関連の年金／退職基金が現地に存続していることを確認する。
- (II) 公認為替取引業者は貯蓄である金銭の送金を実施する前に、申請書と付属文書を慎重に検査して、送金の申請を行った金額が真に申請者自身のバングラデシュにおける合法的な収入からの貯蓄で

あることを確認する。このため、公認為替取引業者は、承認を受けた給与、手当、賞与等の申請人の収入、かかる収入から支払う申請者の現地費用のための出金、既に実施された仕向送金および今後実施する仕向送金、海外から受領した被仕向送金に関する情報を詳しく調査する。送金の申請が行われた金額には申請者自身の合法的な収入のみが含まれていることを確認するため、最低過去 1 年間の申請者の銀行口座の入金の詳細を調べなければならない。

上記の検査により、送金の申請が行われた金額が申請者の真正な貯蓄額を超えていると判断するための十分な根拠が得られた場合、公認為替取引業者は自らが予測する申請者の真正な貯蓄額の範囲にかぎって送金を実施し、その後、超過額に関する更なる検討のため、バングラデシュ銀行の外国為替政策部へ当該件を付託する。申請者は希望する場合、追加説明／表明を提出することができる。

(III) 年金の支払い：初回の退職金一括払い後に定期的に年金が支給される場合、公認為替取引業者は、海外の支払銀行が発行した年金受給者の生存証明書が提出され、当該の年金基金がバングラデシュに存続していることを証拠書類に基づいて公認為替取引業者が確認することを条件に定期払いの年金の送金を実施する。

4. 公認為替取引業者は、上記に従って実施された送金を、通常の月次報告書上でバングラデシュ銀行の当該地域事務所へ報告する。公認為替取引業者は、自らが処理した外国人の退職金および貯蓄の送金の記録を全て、バングラデシュ銀行の検査官による今後の検査のために保管する。
5. 所得税控除のための、外国人による国防貯蓄債券 (defense savings certificates) 等のバングラデシュ政府発行有価証券への投資の申請は全て、申請者の銀行を通じてバングラデシュ銀行へ提出し、事前承認を受けなければならない。申請書をバングラデシュ銀行に提出する際、銀行は申請書に関して下記の証明書を提出する。
 - (i) 予定する投資が申請者のバングラデシュにおける真正な貯蓄から行われることの証明書。

外国人による株式／
有価証券等への投資

(ii) 申請者に現地における借入金または当座借越がないことの証明書。

(iii) 予定する投資が、所得税当局の許可する投資控除に関する税金控除の対象となっていることの証明。

申請者に現地における借入金または当座借越がある場合、それに関する下記の詳細を提出しなければならない。

(i) ローン／当座借越の取得日付

(ii) ローン／当座借越の取得目的

(iii) 政府発行有価証券への投資申請日時点におけるローン／当座借越の未払い金額

6. 家財、不動産等の実物資産の売却益の送金申請は下記の書類／証明書と共にバングラデシュ銀行へ提出しなければならない。

実物資産の売却益の送金

(i) 現地で購入した 500 タカ以上の品物に関して受領した売却益の計算書。以下の情報を記載すること。

a) 内容

b) 購入価格

c) 購入日

d) 売却日

e) 受領した売却代金

関連の領収書またはその認証謄本を提出しなければならない。

(ii) 500 タカ以上の輸入品または海外から持ち込んだ品物に関して受領した売却代金の計算書。(a)内容、(b)バングラデシュへの陸揚げ費用込み原価、(c)輸入日、(d)売却日、(e)受領した売却代金を記載する。

関連の輸入書類および領収書またはその認証謄本を提出しなければならない。

7. 相続人が海外に居住しているため、死亡者の遺産およびその他分配金を送金する場合の申請はバングラデシュ銀行に提出する。かかる申請には下記の情報を記載し、それを裏付ける書類も提出しなければならない。

死亡者の遺産およびその他分配金

(i) 死亡の時点における死亡者の氏名、国籍、居住地。死者がバングラデシュの居住者である場合は居住期間を記載すること。

(ii) 検認認証後の遺言の関連条項の写しまたは、無遺言死亡者の場合は遺

産管理状の関連条項の写し。いずれの場合もバングラデシュまたは、死亡者が海外で死亡した場合は居住国の公証人、裁判所、裁判官、判事が認証を行う。

申請を行う場合、バングラデシュにおける死亡者の銀行口座明細およびその他の全資産の明細を含めた資産を全て記載した明細を提出しなければならない。死亡者がバングラデシュ国外に居住していた場合、当年度の所得を表わす銀行口座残高は別個に記載しなければならない。相続人への送金が許可されない金額は、バングラデシュ国内の銀行にある遺言執行者または遺産管理人名義のブロック口座にバングラデシュ銀行が入金することが許可される。特にバングラデシュ国外に居住する人物に遺贈された有価証券株式、不動産が相続人へと移転される場合、申請書にはかかる有価証券、株式、不動産の詳細を全て記載しなければならない。

家族送金

8. (a) バングラデシュに居住し、バングラデシュで所得を得ている外国人は、海外における支払義務のために、純所得額の 50%以下の金額を現行の貯蓄から定住国へと毎月送金することが許可される。

(b) バングラデシュ国民の外国人妻はこの送金に関する便宜を利用できない。

(c) 外国人の個人口座へ入金するには雇用者から支払小切手を受領する。公認為替取引業者である銀行の支店は、TM フォームおよび投資庁またはその他の関連政府当局が正式に承認した雇用契約（必要な場合、更新／再発効されたもの）の認証謄本を添付して提出された別添 5/56 による送金申請の処理および承認を行う。

(d) 送金を行うことのできる給与は、無償住居、輸送、使用人、寄宿舎等の各種便宜の価額ならびに輸送、娯楽、家賃等の現金払いの金額を除外して計算する。本項の解釈上、「純所得」とは、申請者の所得総額から所得税、年金積立基金、年金基金、家賃等の強制控除額ならびにその他の固定控除額を差し引いた金額を表わす。賞与または手数料の付与を見込んで各月の送金額の計算に外国人の受取る賞与または手数料を含んではならない。賞与または手数料は雇用者がその手取額を実際に支払った後でのみ含むことができる。

(e) 政府が正式に承認した労務供給契約により許可される休暇の期間中に支払われる外国人の純所得（前項に従って計算したもの）は送金可能である。この場合は、送金の申請が行われた休暇はバン

外国人の休暇中給与の送金

グラデシュで供給した労務に関してのみ取得したものであるという旨の申告書を雇用者から取得しなければならない。かかる送金は雇用者の申入れがあった場合に実施する。被雇用者が予定の期間よりも早くバングラデシュに帰国した場合は残存期間における送金は許可されないことを雇用者に注意しなければならない。

休暇中の給与を利用する期間中は家族送金の便宜は許可されない。

- (f) 承認済の雇用期間中、外国人およびその配偶者ならびにその他の家族が短期間海外へ旅行する場合は外国為替を発行することができる。これについて発行した外国為替の金額は毎月の送金可能額または上記第(e)項による送金可能な休暇中の給与で調整する。この場合、外国為替は、トラベラーズチェックによる外国為替の発行日から2週間以内の確定された旅行日を証明するチケットに基づいて発行されるものとする。
- (g) 上記に従って実施された送金は、公認為替取引業者の通常の月次報告書上でバングラデシュ銀行へ報告する。公認為替取引業者は、かかる送金の記録を全て、バングラデシュ銀行の検査官による今後の検査のため、またバングラデシュから離国する際の貯蓄の送金申請処理の際の参考とするために保管する。

家族送金／休暇中
給与を利用した海外
旅行用の外国為替
発行

9. 公認為替取引業者は、送金額が記載されている海外の機関からの請求書／文書の裏付けを添付した申請書に基づき、海外の専門機関または科学機関の会員費の送金および海外の教育機関への入学に関する申請、登録、入学者選考、試験（TOEFL、SAT等）の費用のために外国為替を発行することができる。これらの送金のために発行される為替手形／電信手形は当該の機関を直接の受取人として振り出す。これらの取引は通常の月次報告書にTMフォームを添付してバングラデシュ銀行へ報告しなければならない。

会員費、申請費、登
録費、入学者選考
料、試験料等

10. 公認為替取引業者は、真正性を確認することを条件として、下記の方法に従ってバングラデシュ国民が海外の認定されている教育機関の普通過程に入学し、そこで学習するために外国為替を発行することができる。

国外留学のための
外貨発行

(A) 申請書および必要な書類

- (i) 正しく記入した申請書（別紙 5/64）
- (ii) 教育機関が生徒に発行した入学許可書の原本および写し（米国の教育機関の場合は I-20 等）
- (iii) 当該の教育機関が発行した年間授業料、住居費、付随費用等に関する見積書の原本および写し（米国の教育機関の場合は I-20）
- (iv) 申請者の教育証明書の謄本
- (v) 有効な旅券

(B) 公認為替取引業者による検査および処理

- (a) 公認為替取引業者は、旅費の金額で調整を行うことを条件に、提出された申請書および付属書類を検査した後、教育機関による見積書に従って外国為替を発行する。生徒が申請を行った時点で、US\$200 または他の自由に交換可能な通貨建ての相当額以下の移動費用を本ガイドライン第12章第1項に記載される旅費から出すことが許可される。
- (b) 外国為替を発行する場合、当該の教育機関が発行した見積書／受入書原本の表紙には外国為替発行銀行の支店の丸印がはっきりと押され、かかる銀行の支店役員の署名がなされていなければならない。
- (c) 外国為替を発行した公認為替取引業者は、上記(A)項に記載される書類の原本を確認した上で、その写しを認証し、保管する。その後、原本は申請者へ返却する。
- (d) 教育機関に支払う外国為替は、当該教育機関を受取人として、電信為替／郵便為替／為替手形で発行しなければならない。教育機関を受取人とした住居費／付随費用等の支払いが強制的に求められない場合、これに関する外国為替は生徒に対して旅行小切手／為替手形等で発行する。教育機関は申請処理や入学枠の確保等のために前払金の送金を求める場合があるが、海外の教育機関の書類にかかる要求事項が明確に記載されている場合は、前払金の送金を実施する。
- (e) 1回あたり1学年分を超えた外国為替の購入／送金は許可されない。
- (f) 初回発行後、公認為替取引業者が外国為替の発行を行う際は毎回、

教育機関によるその当時の成績報告書およびその当時の見積書を考慮に入れなければならない。公認為替取引業者は各生徒別のファイルを作成し、バングラデシュ銀行の検査官による検査のために関連の書類を保管する。

- (g) 外国為替は、海外における学習期間全体を通じて同一の公認為替取引業者である銀行の同一の支店から購入しなければならない。この点に関して変更を希望する場合、生徒は書面による要請を行い、その上で関連のファイルを新しい公認為替取引業者の支店に宛てて移すことになる。
- 如何なる場合もファイルを生徒に渡してはならない。

11. 外国の大使館がタカ建てで徴収し、徴収した領事費用の入金専用とする公認為替取引業者のタカ口座に入金した領事費用は、バングラデシュ銀行の事前承認を得ずに海外に送金することができる。公認為替取引業者は関連の TM フォームを添付して通常の月次報告書でバングラデシュ銀行の当該地域事務所へかかる送金の報告を行う。

領事費用の送金

12. 公認為替取引業者は、居住者であるバングラデシュ国民が移住査証の申請を行っている外国の出入国管理当局が請求する移住査証処理費および学歴証明書の評価のための評価費用を、外国の出入国管理当局からの要請書に従って送金することができる。さらに公認為替取引業者は、最終的に移住目的で国外に移動する居住者、バングラデシュ国籍者に要求される「着地権料／永住料」のための送金を許可することもできる。かかる料金は要求の正当性を確認次第、国外の入国管理当局宛て送金することができる。着地権料/永住料目的の送金を処理するにあたり公認為替取引業者は以下の書類／文書を申請者から入手しておくことが必要である：

移住査証処理費、評価費用、着地権料

- (i) 候補者の申請書
- (ii) 旅券の写し
- (iii) 料金表
- (iv) 当局からのレター（要求書／オファーレター）
- (v) 二カナマ（結婚証明書：移住決定者の配偶者用）
- (vi) 健康診断書の写し

(vii) 健康診断費用の受領証

かかる送金は通常の月次収益書中に関連の TM フォームを添えてバングラデシュ銀行の当該地域事務所に報告しなければならない。

13. 公認為替取引業者は、海外に居住する家族（扶養家族である両親、配偶者、子）の扶養のための適度な額の外国為替による送金の申請書を、検討・承認のためバングラデシュ銀行へ提出する。各申請書には受取人の居住場所、海外における収入額に関する関連のバングラデシュ大使館発行の証明書ならびに家族扶養の必要性に関する大使館の推薦状を添付しなければならない。証明書には、家族が海外へ行った目的、海外における継続的な居住の理由、海外滞在予定期間も記載する。

14. 公認為替取引業者は、政府、自治体／半自治体等の職員、バングラデシュで操業する銀行や金融機関雇用者、政府公認の銀行業務研修機関の教員が国外での研修／セミナー／ワークショップに参加する場合のための登録料／参加料を、申請者または雇用先機関宛ての招待状を根拠として、国外の運営機関宛ての FTT/FDD の形態でのみ発行することができる。上記目的で外国為替を発行するに先立ち、公認為替取引業者は所轄の政府省／庁／しかるべき当局による職員／雇用者／教員に対する国外でのプログラム参加許可証に参加料／登録料としての外国為替発行要請を添えたもの入手しなければならない。上記目的での送金は TM フォームで報告しなければならない。また公認為替取引業者は申請者がバングラデシュに帰国次第、修了証、旅行書類の写しを入手し、バングラデシュ銀行による事後の検査のために保管しておくのがよい。

15. 公認為替取引業者は公立大学および医大、公認の国立調査研究／研修機関、大学認可委員会（University Grant Commission: UGC）認可の私立大学、政府認可の私立医大が国外から手配する学術的／調査研究用雑誌で、一機関あたり一暦年 3,000 米ドル相当までの購読費用につき、送り状／関連の裏付け書類の提示に対し真正性が確認できた場合その送金を許可することが出来る。かかる送金は TM フォームをもってバングラデシュ銀行に報告する。

居住者であるバングラデシュ人による海外の家族扶養

国外での研修／セミナー／ワークショップ参加にかかる登録料／参加料

学術的／調査研究用雑誌購読にかかる送金

16. 上記以外の目的のための個人的な送金の申請は TM フォームで行い、送金の詳細な目的を記載の上、申請を裏付ける証拠書類を添付しなければならない。公認為替取引業者は自らが申請者について知り得ていることまたは申請者が提示できる証拠を通じて申請の真正性に関する確認を行わなければならない。公認為替取引業者はこの確認を行った後、申請書を認証し、申請書をバングラデシュ銀行に提出して検討にかける。如何なる場合でも申請者の国籍を記載し、申請者がバングラデシュの居住者で無い場合は、申請者の居住国を明記しなければならない。申請者が外国人の場合、バングラデシュにおける居住期間および将来の居住予定の申告も行わなければならない。また、定住国へ毎月の送金を行うために取得した許可書の詳細も提出しなければならない。

第12章 旅行

1. (i) 公認為替取引業者は、バングラデシュ銀行の承認を得て或いは公認為替取引業者に付与された一般権限を行使して、旅行者に発行した為替額を発行の時点で旅行者の有効な旅券およびチケットに記録し、署名捺印を行う。USD200以上の外貨発行には有効な査証が必要である。ただし、外交官、特権的な地位にある人物、国連職員、公用で旅行する政府職員に外国為替を発行する際にはかかる裏書きは不要である。公認為替取引業者は、チケットに記載の旅行が為替発行後2週間以内に実施されることを確認しなければならない。チケットに出発日が明記されていない場合は為替を発行してはならない。
- (ii) 公認為替取引業者は、南アジア地域協力連合(SAARC)およびミャンマーの目的地まで飛行機を利用するバングラデシュ国民に対して、1暦年につき1人あたりUS\$1,000またはその相当額を発行することができ、また上記国まで陸路で行く場合は1人あたりUS\$500またはその相当額を発行することができる。上記国以外の国をバングラデシュ国民が訪問する場合は、1暦年につき1人あたりUS\$3,000まで発行することができる。ただし、現金による外貨の発行はいずれの場合もUS\$2,000を上限とする。しかるべき業務または国外への移住目的で片道切符により国外移動しようとする居住者であるバングラデシュ人に対する外貨の発行は本人の年間旅行割当(annual travel entitlement)の当該暦年末使用残高の半額を上限としなければならない。年間旅行割当にかかわらず、出国する旅行者に許可される現金所持は毎回500バングラデシュタカまでである。この限度額は目安であり、バングラデシュ銀行は、費用の真正性に関する書類の提出を受けた場合、この目安制限額を超えて海外旅行目的の外国為替の発行を認可する。かかる認可の申請はバングラデシュ銀行外国為替運用部へ行う。
- (iii) 上記の年間制限額は成人の旅客に対するものである。小児(12歳未満)に適用される制限額は成人の半額とする。
- (iv) 海外旅行のために外国為替を発行する際、公認為替取引業者は前回の旅行時に発行した外国為替が実際に実施した旅行に利用され

旅券およびチケット
上の外国為替発行
額の裏書き

海外旅行者への外
国為替発行

たか、もしくは未利用のまま正式に両替を行ったことを確認する。

(v) 上記の旅行のための金額は、当該の旅行者名義で発行された国際的なクレジットカードによる利用も可能である。クレジットカードの発行および利用に関する指示は第 19 章で詳述する。

(vi) 旅行目的の外国為替を発行する際、公認為替取引業者は以下を確認しなければならない。

(a) 旅行予定者は公認為替取引業者である銀行の顧客または公認為替取引業者である銀行が熟知している人物であり、申請の真正性が確認できること。

(b) 旅行予定者は実施予定の旅行について確定した航空券（該当がある場合）を所持していること。

(c) 旅行者の旅券および航空券（該当がある場合）に発行した金額が不滅インクで裏書きされ、公認為替取引業者の署名および名称が旅券および航空券（該当がある場合）に浮き出し加工されていること。

(vii) 海外旅行用に外国為替を発行する場合、旅券の第 1 ページから第 6 ページおよび外国為替の裏書が記録されているページの写し、および旅行者の名前、ルート、旅行日および外貨発行額の裏書きが記載されている航空券のページの写しを TM フォームと共に、通常の月次報告書による取引報告書を添付してバングラデシュ銀行に送付する。

2. 健康上の理由で海外へ旅行するために行う外国為替の申請は全て別紙 5/65 のフォームによるものとし、2 部提出しなければならない。公認為替取引業者は、保健局 (Health Directorate) が設置した医療審議会 (Medical Board) の推奨または適切な医師の推奨ならびに海外の医療機関の費用見積書に基づいて US\$10,000 または相当額までの外国為替を発行することができる。海外での治療のための US\$10,000 を超える外国為替発行の要請書は、公認為替取引業者が付属書類と共にバングラデシュ銀行 (外国為替運用部) へ提出する。バングラデシュ銀行は費用の真正性を確認した上でかかる金額の発行を認可する。

健康上の旅行：外国
為替の発行

3. 政府、自治体／準自治体等の職員による公用または準公用の海外訪問

については、公認為替取引業者は財務省が随時決定する発行可能金額に従って外国為替を発行する。この場合、外国為替の申請者は、旅行を認可する認可書および所轄当局の命令書、通知または回状を提出することが求められる。

政府/自治体/準自治体の職員による公用または準公用訪問

4. 公認為替取引業者は海外のセミナー、会議、ワークショップに参加する民間部門の参加者に対して、(i) 南アジア地域協力連合 (SAARC) およびミャンマーについては1日あたりUS\$200まで、(ii)その他の国については1日あたりUS\$250まで外国為替を発行することができる。外国為替は、参加者または参加者を雇用している機関の名義で受領した招待状に基づき、セミナー/ワークショップ/会議が実際に開催される期間についてのみ発行できるものとする。公認為替取引業者は、招待状およびその他の全関連書類の写しをバングラデシュ銀行の検査官による事後検査のために記録する。バングラデシュ銀行は、費用の裏付けを添付した要請書の提出がある場合、上記の制限額の目安を超えて外国為替の発行を許可する。かかる発行の申請はバングラデシュ銀行の外国為替運用部へ送付しなければならない。
5. 海外の教育的視察、セミナー、ワークショップへ参加する民間人および政府、自治体、準自治体の職員に対し、外国の非営利団体および国際団体の要請によりかかる団体の交換可能タカ口座から引き落としを行うことにより外国為替を発行することができる。政府、自治体、準自治体の職員の場合、外国為替の発行申請には海外旅行を認可した所轄当局の許可書を添付しなければならない。
6. 公認為替取引業者は、外国人が同様の金額を外貨で支払う場合、トラベラーズチェックを無制限に、また、外国通貨紙幣を1人あたりUS\$2,000または相当額分発行することができる。トラベラーズチェックと外国通貨紙幣はバングラデシュ国外の目的地までのチケットを提示した場合のみ引き渡されるものとし、発行金額は当該者の旅券上に裏書きされなければならない。自動車による旅行の場合、公認為替取引業者はチケットの代わりに輸出兼輸入許可の提示を受け入れることができる。
7. (i) 公認為替取引業者は、輸出振興庁の推薦状に基づき、新規の輸出者に対して海外旅行目的でUS\$6,000または相当額を発行することができる。バングラデシュ銀行は、公認為替取引業者を通じて裏付け書類を添付した申請が行われた場合、これを上回る金額に対

国外でのセミナー、会議、ワークショップ参加にかかる外貨発行

交換可能タカ口座からの引き落としによる海外旅行用の外国為替発行

外国人に対するトラベラーズチェックおよび外貨紙幣発行

新規輸出入者および非輸出生産者の商用旅行割当

する要請を検討する。

(ii) 輸入者は、前会計年度の決済済み輸入代金の 1%の商用旅行割当を受ける権利を有し、現地市場向けの非輸出生産者は税金申告書に記載した前会計年度の売上の 1%の商用旅行割当を受ける権利を有するが、いずれの場合も上限額は US\$5,000 とする。輸入および生産に関する同業者組織は 1 者としての商業旅行割当のみが許可される。バングラデシュ銀行は、費用の証拠書類の提出がある場合、上記の目安の制限額を超えて外国為替の発行を許可する。かかる発行の申請はバングラデシュ銀行の外国為替運用部へ送付する。

8. 旅行用に外国為替が許可された人物全員に関する留意点については外国為替規制法第 4 条(3)を参照する。旅費のために外国為替を取得した人物は、為替が発行された対象国における滞在費および旅費のため以外の目的に外国為替を利用してはならない。また、特別割当の場合は外国為替の許可を受けた目的以外に利用してはならない。持ち帰った未利用分 (US\$5,000 を超える場合は FMJ フォームで申告を行う) は帰国時に自由にタカへ両替でき、また、居住者外貨預金口座に保有することができる。また、US\$5,000 までは手元に保有することもできる。
9. 公認為替取引業者は、外国人旅行者(即ち、バングラデシュでの雇用のためでなく、短期滞在で訪れた外国人)が持ち込んだ外貨を両替したことを証明する証明書を提示する場合、未使用のタカを外国為替へ再交換することを許可することができる。再交換は以前外貨をタカに両替した公認為替取引業者と同一の業者により許可され、公認為替取引業者は、自らが保有する両替証明書の原本を根拠として再交換を許可する。再交換額が US\$5,000 を超える場合、公認為替取引業者は、到着時に持ち込んだ外貨額の申告を記載した FMJ フォームを要請し、それを保管しなければならない。同様に、両替商も自らが交換した外貨である場合は USD500 までの現金についてかかる再交換を許可することができる。この場合、公認為替取引業者と同様に両替商も両替証明書の原本を記録に保管しなければならない。

さらに、帰国する外国人旅行者／非居住者バングラデシュ国籍者の便宜をはかるため、USD100 相当分を上限とする未使用のバングラデシュタカは、両替証明書の提示があればバングラデシュ国際空港の出発ラウンジに設置の銀行窓口で再交換できるという一般許可が出されている。かかる再交換を行う場合、銀行窓口は両替証明書の原本／先に外

帰国した居住者による未利用の外国為替の処分

外国人旅行者による未利用分のタカの外国為替への再交換

貨から現地通貨に交換の際に公認為替取引業者/両替商自らが発行した両替証明書謄本、および旅行者の搭乗券の写しを保管し、これに旅券番号と発行日、国籍および再交換された外貨額を記録しなければならない。

10. バングラデシュ政府は、メッカ巡礼を行う巡礼予定者に対して発行する外国為替の額を毎年発表する。これに関する外国為替の発行は、バングラデシュ銀行がこれに関して毎年発行する指示に従って行わなければならない。

メッカ巡礼のための
外国為替発行

11. 航空会社／船会社およびそれらの正規旅行代理店には、以下を条件として海外旅行のチケットを発券する一般権限が付与されている。

海外旅行用のチケット
発券

- (i) **居住者であるバングラデシュ国民による海外旅行：** P フォーム（別紙 5/40）の記入が行われ、バングラデシュ民間航空局（Civil Aviation Authority of Bangladesh, CAAB）が承認したルートおよび料金を記載した、有効な査証を有する有効な旅券が提示された場合、航空会社または旅行代理店はバングラデシュタカでの支払いによるチケットの発券を行うことができる。政府、自治体、準自治体、公社または現地政府機関の職員が公用で海外に旅行する場合またはかかる職員が公的な訪問団のメンバーとして海外に旅行する場合は、バングラデシュビーマン航空のチケットのみが発行される。

海外の組織または国際機関が、運賃を含めた上記訪問の費用総額を負担する場合は例外となる場合もある。また、旅行予定者の旅券に、旅行者が政府、自治体もしくは準自治体または公的部門機関に雇用されていることが記載されている場合、航空会社または旅行代理店は旅行の実施を認可する行政省庁の命令書または同意書の提示を受けた場合にのみチケットを発券する。

上記のタカ建ての支払いによる発券規定は、バングラデシュ政府当局の承認を得て労働に従事し、バングラデシュタカで給与および手当を受けている外国人または、雇用契約に従い雇用者である組織もしくは機関が海外旅行の費用を負担する外国人にも適用される。この場合は、チケットの発券前にバングラデシュ政府当局の認可書または労務供給契約の認証謄本を要請し、月次計算書と共に公認為替取引業者へ提出する。

- (ii) **雇用のためにバングラデシュ国外の目的地へ赴くバングラデシュ国民の旅行：** 航空会社／旅行代理店はこれらの旅行のチケットの

発券または許可に先立ち、下記の書類を要請しなければならない。

- (a) 正しく記入した P または P-2 フォーム（別紙 5/41）
- (b) 有効な査証を有する有効な旅券。旅行予定者の旅券に、旅行者が政府または自治体もしくは準自治体または公的部門機関に雇用されていることが記載されている場合、海外旅行を認可する行政省庁の命令書または同意書を提示しなければならない。
- (c) 旅券上の裏書きによる人材雇用訓練局（Bureau of Manpower and Employment and Training, BMET）の認可
- (d) 当該国の在バングラデシュ大使館または高等弁務官事務所が発行し、人材雇用訓練局（BMET）が認証した査証もしくは入国許可。入国許可または団体査証を含む査証が海外で発行された場合は、同国のバングラデシュ公館および人材雇用訓練局による認証を受けなければならない。

(iii) **バングラデシュ国民の、海外より受領したチケット／呼び寄せ航空券による海外旅行：** 旅行者が P-2 フォームを記入し、有効な査証を有する有効な旅券を提示する場合、航空会社または旅行代理店は、受領したチケットまたは呼び寄せ航空券と全く同一のルートで旅行を実施することを条件として上記カテゴリーの旅行に関する予約を行うことができる。旅行予定者が政府、公的部門機関、自治体に雇用されている場合は、下記第(iv)項の指示に従わなければならない。呼び寄せ航空券がバングラデシュ人の学者または学生の海外における研究のためである場合は、下記第(v)項に従わなければならない。

(iv) **政府職員および自治体もしくは準自治体を含む公的部門の職員の海外から受領した呼び寄せ航空券による旅行で、外国の政府機関、国連組織または国際赤十字委員会、ブリティッシュカウンシル、フォード財団、英連邦事務局、コロンボ計画事務局、イスラム事務局、海外の大学等の国際非営利組織が海外における会議、セミナー等への参加のためにチケットの費用を支払う或いは負担する場合：**

航空会社または旅行代理店は、これらの旅行者が下記の書類または詳細を提示した場合、かかる旅行者の旅行予約を行うことができる。

(a) 海外旅行を認可した行政省庁の命令書または同意書の写しまたは認証謄本。訪問が他の省庁の出資によるものである場合は、出資を行う省庁の認可書の写しまたは認証謄本も提出する。航空会社はこれらの命令書または同意書を記録のため保管する。

(b) 有効な旅券。必要な場合は有効な査証があること。

- (v) **海外から受領した呼び寄せ航空券によるバングラデシュ人の学者もしくは学生の海外における研究のための旅行で、外国政府／海外の大学／ブリティッシュカウンシル、フォード財団、英連邦事務局、コロンボ計画事務局、イスラム事務局等国際的に認められた非営利組織がチケットの費用を支払う或いは負担する場合**

航空会社／旅行代理店は、旅行資金を出資する省庁の命令書／同意書の写しまたは認証謄本および有効な査証を有する有効な旅券を提出する場合、上記カテゴリーの旅行に関する予約を行うことができる。旅行予定者が政府、公的部門機関、自治体に雇用されている場合は、予約に先立ち海外旅行を認可した行政省庁の命令書または同意書の写しを要求しなければならない。航空会社はこれらの命令書または同意書を記録のため保管する。

- (vi) **外貨紙幣／トラベラーズチェック／為替手形の両替、海外からの被仕向送金、外国人／外国企業／外国組織がバングラデシュの公認為替取引業者に有する個人的な外貨口座／交換可能タカ口座からの引き落とし、海外から受領した呼び寄せ航空券による、外国人、外国の外交官、特権的な地位にある人物の旅行**

旅行を行う人物が口座名義人自身またはその配偶者或いは子供である場合、またはかかる人物が外貨口座／交換可能タカ口座を保有する企業、公館、会社または組織の被雇用者である場合、航空会社または旅行代理店は、当該の旅行者が P-2 フォームを記入することを条件に、海外出発またはバングラデシュ出発の上記カテゴリーの旅行のチケットを下記の方法にて発券することができる。

- (a) 外貨紙幣、証券、トラベラーズチェックまたは郵便為替等を両替して或いは個人外貨口座を利用した外国為替を両替してチケットを発券する場合、当該の旅行者は公認為替取引業者が発行した別紙 5/42 の様式による両替証明書を航空会社または

旅行代理店に提示しなければならない。旅行の予約は両替証明書の発行日から 1 カ月以内に行わなければならない。ただし、両替商の発行する両替証明書はこの場合のチケットの発行には無効である。

バングラデシュ国民が保有する外貨口座を利用した外国為替を両替して行う旅行の予約は、バングラデシュ旅券を保有する旅客のみに許可される。航空会社または旅行代理店は、バングラデシュ銀行の事前承認を得ずにバングラデシュ国民が保有する外貨口座からの外国為替を両替して外国人にチケットを発券してはならない。航空券をマニュアルで発券している航空会社もバングラデシュ銀行の事前承認を得ずにバングラデシュ国民が保有する外貨口座からの外国為替を両替してチケットを発券してはならない。

- (b) 交換可能タカ口座からの引き落としでチケットを発券する場合、旅行費用は、交換可能タカ口座から振り出した、航空会社もしくは旅行代理店を受取人とする受取人指定小切手または支払い命令で受領しなければならない。口座名義人が外国公館、国際組織、外交官、特権的な地位にある人物ではない場合、小切手を振り出した口座は交換可能タカ口座であることを証明し、口座番号ならびに引き落とし額を明記した別紙 5/43 の様式による当該銀行の証明書を小切手または支払い命令に添付して提出しなければならない。口座名義人が外国公館、外交官もしくは特権的な地位にある人物、国連ならびに IMF、IBRD、IDA などの国連団体の駐在職員、国際的または地域的な資金・借款供与機関およびその職員である場合、航空会社、旅行代理店または船会社は、交換可能タカ口座を保有している銀行名、口座番号、旅行費用のための引き落とし金額を記載した申告書を当該の組織または人物から取得しなければならない。航空会社、旅行代理店または船会社はこれらの書類を通常の月次運賃計算書と共に公認為替取引業者へ提出しなければならない。配偶者または子供のチケットを発券する場合、航空会社または旅行代理店は口座名義人と旅客の関係を記載した口座名義人の証明書を取得する。外国公館または外国組織の職員のチケットを発券する場合は、かかる公館または組織から、旅行予定者は公館／組織の被雇用者である旨の証明書を要請しなければならない。航空会社または旅行代理店は

これらの証明書を通常の運賃計算書と共に公認為替取引業者へ提出する。

- (c) 外国の外交官または特権的な地位にある人物ならびに在バングラデシュのその他の外国人の海外より受領した呼び寄せ航空券／チケットによる旅行も予約を行うことができる。また、外国人旅行者が海外から持ち込んだ認可を受けたクレジットカードを利用して外国人旅行者にチケットを発券することもできる。上記のカテゴリーに該当しない外国人の旅行のためのチケット発券はバングラデシュ銀行の事前承認が必要となる。

(vii) バングラデシュ出身の船舶乗組員による旅行

- (a) バングラデシュ出身の船舶乗組員が海外の船舶に乗り組むために海外へ行く場合、海外からの呼び寄せ航空券または外国の船会社または船舶代理店がバングラデシュに自社名義で保有する口座からの引き落としによりチケットの発券を行うことができる。外国の船会社の口座を利用してチケットを発券する場合、旅行費用の支払いはかかる口座から振り出した受取人指定小切手で受領しなければならない。船舶代理店／船会社は、口座を保有する銀行名、外国の船会社名、引き落とし金額を記載した別紙 5/44 の様式による銀行の証明書を提出しなければならない。証明書は通常の月次運賃計算書と共に公認為替取引業者へ提出しなければならない。
- (b) 航空会社または旅行代理店は、バングラデシュ国籍の船舶乗組員にチケットを発券する前に、乗組員が有効な CDC およびバングラデシュ政府の海員監督官（Shipping Master）が発行する海外での採用に関する認可書を保有していることを証拠書類に基づいて確認しなければならない。海員監督官の認可書の写しは通常の月次運賃計算書と共に公認為替取引業者へ提出しなければならない。

(viii) 外国籍の船舶乗組員による旅行

外国籍の船舶乗組員の国外旅行は、被仕向送金または外国の船会社または船舶代理店がバングラデシュに自社名義で保有する口座からの引き落としにより予約することができる。被仕向送金によって旅行を予約する場合、船舶代理店または船会社は別紙 5/42 の様式による当該銀行の両替証明書を提示しなければならず、また第

vi (a)項に定める方法に従わなければならない。外国の船会社の口座から支払いを行って予約する場合、別紙 5/44 の様式による銀行残高証明書を提示し、また上記第 vii (a)項記載の指示に従わなければならない。

(ix) **航空会社または船会社が発行する割引チケットによる旅行**

- (a) 航空会社または船会社が自社の被雇用者ならびにその家族および自社の旅行代理店に対して許可した無料旅行(100%割引)のチケットは、当該の旅行者が P-2 フォームを記入することを条件に発行することができる。
- (b) 航空会社または船会社が自社の被雇用者ならびにその家族および自社の旅行代理店に対して許可した部分割引の旅行に関しては、旅行者がPフォームを記入した場合1年に1度チケットを発行することができる。

旅行の予約

- 12. (a) (i) 上記第 11 項に関する旅行の予約を行う前に、旅行予定者は P フォームまたは P-2 フォームを記入して、旅行の予約を行う航空会社、旅行代理店または船会社へ提出することが求められる。航空会社は通常の月次運賃計算書で売上の報告を行う際にこれらのフォームを公認為替取引業者へ提出しなければならない。
- (ii) 航空会社は自己の利益のために、旅行の予約に際しては上記のガイドラインに厳密に従って最大限の注意を払うべきである。付与された権限に従って実施した旅行予約に不正または矛盾がある場合、航空会社または旅行代理店の関係者は外国為替規制法に従った処罰の対象となる。
- (iii) 航空会社は、上記の項目で付与された権限に従って販売した旅行または発行したチケットに関して、通常の様式による月次運賃計算書に前項に記載の書類を添付した上で規定のスケジュールに従って公認為替取引業者へ提出する。
- (iv) 旅行予定者の提出した証明書または書類の真正性に疑問があるとの理由がある場合、航空会社、船会社または旅行代理店は直ちにバン格拉デシュ銀行の当該地域事務所へ連絡しなければならない。
- (v) バン格拉デシュ銀行は、同銀行が発行した指示が遵守されているかどうかを確認するため、航空会社、船会社、旅行代理

店の帳簿および記録をいつ何時でも検査する権利を有する。

- (b) 上記第 11 項により航空会社、船会社または旅行代理店に付与された一般権限でカバーできない旅行の予約は P フォームまたは P-2 フォームによるバングラデシュ銀行の事前承認が必要となる。これらのフォームにより取得したバングラデシュ銀行の承認は承認日から3暦月間の旅行に有効である。国際線による旅行はPフォーム/P-2 フォームの有効期間内に開始しなければならず、かかる期間内に開始しない場合、かかる国際線のチケットは、同チケットの一部を構成する国内線の旅行が実施された場合でも更新が必要となる。

国外旅行の予約

13. (i) 国外旅行の予約は、バングラデシュ民間航空局 (Civil Aviation Authority of Bangladesh, CAAB) が承認したルートおよび料金にて行うことができる。バングラデシュ民間航空局は、航空会社および旅行代理店へ各種ルートの料金の上限額を随時通知する。
- (ii) 航空会社、船会社または旅行代理店は、実際の出発日の記載がないバングラデシュからの国外旅行のチケットを発券してはならない。出発日の変更申請が後に航空会社/船会社/旅行代理店へ行われた場合、航空会社/船会社/旅行代理店は変更を行うチケットを調べ、かかるチケットに対して外国為替が発行されたかを確認する。かかるチケットに対して外国為替が発行されている場合、バングラデシュ銀行から当該件についての特別承認を得ることなく出発日の変更を行ってはならない。
14. (a) 片道チケットで海外へ行ったバングラデシュ旅券を保持する人物のためのタカ建ての支払いによるバングラデシュ行きの旅行の予約は P フォームを提出してバングラデシュ銀行の事前承認を得ることが必要となる。タカ建てで支払いを行う外国人のためのバングラデシュ行きの旅行の予約も P フォームを提出してバングラデシュ銀行の事前承認を得ることが必要となる。
- (b) 航空会社、船会社、またはそれらの旅行代理店は、バングラデシュの政府、自治体、準自治体組織、国連組織、国際組織の現地機関が招待する外国人を受取人とする呼び寄せ航空券を発券することができる。これらの呼び寄せ航空券は、当該組織が別紙 5/66 に規定するフォームにより申請を行うことで発券することができる。

バングラデシュ行き
の旅行の予約

15. 取消または未利用のチケットもしくはバウチャーの返金は、乗客が旅

チケット取消による
返金

券を提示し、更に、発行された外国為替が公認為替取引業者で両替済であること或いは外国為替が公認為替取引業者により正しく取り消されたこと或いはチケット保有者に対する外国為替の発行の証拠が書類上にないことを確認した上で行うようにしなければならない。一緒に旅行する団体の代表として 1 人の乗客が外国為替を受取る場合があるが、このような場合において団体のあるメンバーが自分の予約を取り消した場合、かかるメンバーに割り当てられた外国為替が返金または公認為替取引業者で両替され、これに関する必要な証拠が航空会社、船会社または旅行代理店に提出されるまで、かかるメンバーの旅行代金の返金を行ってはならない。未使用の外国為替の両替に関するこの要求事項はあらゆる場合に適用される。航空会社、船会社または旅行代理店による返金は、当該の航空会社、船会社または旅行代理店が Bangladesh の銀行に保有する公用口座から振り出した小切手で行わなければならない。その他の場合は全て、Bangladesh 銀行の事前承認を得ない限り、チケット取消の一部または全部に対する返金を行ってはならない。

乗客が外国旅行を行った場合は、かかる人物に対して発行された外国為替は発行の目的のために利用されたものと解釈される。航空会社、船会社または旅行代理店はこの場合、乗客が何らかの理由で外国旅行を行い海外に滞在したことが明白ならば、当該の乗客の旅券の提示を要請することなく、チケットの取消分または未利用部分の料金の返金を許可する。

16. (i) タカ建ての支払いにより予約が行われた場合は全て、片道か往復にかかわらず、Bangladesh 国外において返金を行ってはならない。如何なる場合でも返金は、当該の乗客の Bangladesh における受取人または被任命者に対して Bangladesh 国内においてタカ建てで行わなければならない。チケットまたはバウチャーにはその旨の印をつけなければならない。航空会社および船会社は、かかる返金が交換バウチャーまたは今後の輸送に利用できるその他の形態で行われていないことも確認しなければならない。かかる返金は全て、Bangladesh において小切手または現金払いで行われなければならない。
17. Bangladesh 国外の場所から、Bangladesh 国外の別の場所への旅行、即ち全行程が Bangladesh 国外で行われる旅行は、P フォームの提出による Bangladesh 銀行の事前許可を受けずに Bangladesh タカ建てで予約を行ってはならない。

Bangladesh 国外
での返金禁止

Bangladesh 国外
で行われる旅行

18. 運賃に上下変動があった場合、航空会社、船会社または旅行代理店は、
 バングラデシュ銀行の事前承認を得ずに、P フォームを提出して承認
 された旅行費用を 600 タカまでフォームの有効期間内に調整すること
 ができる。
19. 航空会社、船会社または旅行代理店は、バングラデシュ銀行の事前承認を得ずに、下記の場合にかぎって超過荷物（携帯荷物または別送品）の運賃を現地通貨建てで受け取ることができる。
- (a) バングラデシュへ帰国するバングラデシュ国民の外国からバングラデシュへの携帯荷物または別送品に関する輸送料先方払いの輸送料
- (b) 有効な輸入政策令の規定に従って、輸送料先方払いでバングラデシュに輸入するサンプル、広告材料、贈呈品の輸送料
- いずれの場合もPフォームのダミー版2セットを月次計算書と共に公認為替取引業者へ提出すること。
- (c) 航空会社は、バングラデシュ銀行の事前承認を得ずに、バングラデシュから海外の目的地への超過の携帯荷物または別送品の輸送料をバングラデシュタカ建てで受け取ることができる。
- (d) 航空会社／船会社／旅行代理店は、バングラデシュ銀行の事前承認を得ずに、本章第 I(viii) 項で定める規定に従って FOB ベースのバングラデシュへの輸入についての輸送料をタカ建てで受け取ることができる。
- (e) 航空会社、船会社または旅行代理店は、物品の発送に関する通関証明書に基づき、バングラデシュ銀行の事前承認を得ずに輸出製品の真正な商品サンプルをバングラデシュから輸出する場合の輸送料をバングラデシュタカ建てで受け取ることができる。商品サンプルの金額が本第 8 章に示す規定の制限を超える場合、輸入・輸出管理庁長官（CCI&E）事務所による輸出許可および輸出振興庁による推薦状も請求しなければならない。かかる輸出サンプルの発送に関する輸送料を受取る場合、航空会社または船会社は、荷物には外国為替建ての支払いが発生しない真正な商品サンプルが含まれている旨の申告書を（別紙 5/67）当該の輸出者から取得する。航空会社または船会社は報告書を公認為替取引業者へ提出する際、通関証明書ならびに輸入・輸出管理庁長官（CCI&E）事務所による輸出許可の日付と番号ならびに輸出振興庁の推薦状の照会

旅行費用の調整

運賃差額の受領

超過荷物の運賃受領

FOB ベースの輸入に関するタカ建て運賃の受領

輸出サンプルのタカ建て運賃の受領

番号および日付、当時における輸出者の登録番号を示す。

20. 本条に該当しない旅行予約／輸送は、バングラデシュ銀行に付託して指示を得ることができる。

バングラデシュ銀行
への付託

21. 航空会社および船会社は、販売した旅行、発券したチケット、ならびに第10章の指示に従って行われた返金および取消の月次報告書を公認替取引業者へ提出しなければならない。旅行代理店にはかかる月次報告書の提出は求められないが、販売した旅行全ての記録を別紙5/29および5/39に従って保管しなければならない。

バングラデシュ銀行
への報告

第13章
第I部 個人外貨口座

1. (i) 公認為替取引業者はバングラデシュ銀行の事前承認を得ずに、(a) 海外に居住するバングラデシュ国民、(b) 海外またはバングラデシュに居住する外国人およびバングラデシュまたは海外で事業を行う海外で登録した外国企業、(c) 海外のミッションおよび駐在員であるその従業員の名義で外貨口座を開設することができる。バングラデシュ銀行は上記の一般認可によらない外貨口座の開設を特別に許可することができる。
 - (ii) バングラデシュで行った事業またはサービスにより稼得した外貨はこれらの口座に入金することはできない。外貨口座への入金は何なる形態の外国為替の被仕向送金または海外にある別の口座または非居住者タカ口座からの振込みにより行うことができる。
 - (iii) 残高がある範囲において、これらの外貨口座から海外での支払いを自由に行うことができる。かかる外貨口座からタカ建てで現地での支払いを自由に行うこともできる。
 - (iv) バングラデシュの居住者またはバングラデシュ居住者の代理で前述のとおり開設した外貨口座から外国為替での支払いを行うことはできない。しかし、この制限は外国の外交官、特権的な地位にある人物ならびにバングラデシュ銀行からかかる支払いを受ける特定の認可を得た人物または企業には適用されない。バングラデシュにおける海外のミッション（大使館等）の現地委託業者の手形もかかるミッションの外貨口座の残高から外貨建てで決済することができる。このような場合、手形の受取人は受取日から1カ月以内に公認為替取引業者にて外貨を両替しなければならない。
 - (v) 公認為替取引業者がバングラデシュ居住者の代理として外国為替建てで受領した支払いは、受取人が外国為替を保有する一般／特別許可をバングラデシュ銀行から得ていることを公認為替取引業者が確認しないかぎり外国為替で保有してはならず、タカに交換しなければならない。
 - (vi) 本認可により外貨口座を維持する公認為替取引業者はかかる口座に対し実勢のユーロ通貨預金利率で利息を支払うことができるが、それは1/3/6/12カ月の定期預金という形態で口座を維持している場合とする。また公認為替取引業者は、特に定期預金として維持されていないが、1カ月以上にわたり1,000米ドル、500ポンド・スターリング、または相当の他の通貨以上の残高がある非居住者外貨口座に対しても実勢のユーロ通貨預金利率を適用することができる。
2. (i) 海外における自営業のバングラデシュ移民を含め、海外で労働に

バングラデシュ国内の公認為替取引業者における外貨口座の開設

非居住者バングラデシュ人の外貨口座

従事して所得を得るバングラデシュ国民は口座開設時の預入金無しで外貨口座を開設することができる。これらの人物は自ら口座を運用することができ、また口座運用のためにバングラデシュに在住するその他の人物を指定することができる。口座は口座名義人の裁量によりポンド、米ドル、ユーロ、日本円建てで開設することができ、口座名義人が希望する期間維持することができる。これらの口座への入金通常口座名義人自ら送金して行うことができるが、他の賃金稼得者が送金した資金もかかる口座に入金することができる。公認為替取引業者は交換可能な外国為替、即ち口座名義人がバングラデシュを一時的に訪問した際にバングラデシュに持ち込んだ通貨紙幣、トラベラーズチェック、手形などがかかる口座に入金することもできるが、但し、5,000米ドル（またはそれに相当する金額）を超える外国為替は到着時に FMJ フォームにより税関に正式に申告を行っていないなければならない。

- (ii) 国外におけるこれらの外貨口座からの支払いは口座残高の範囲内で自由に行うことができる。また現地における支出もこれらの外貨口座からタカ建てで自由に行うことができる。バングラデシュ国民の外貨口座に入金される資金は、輸入・輸出管理庁長官（CCI&E）およびバングラデシュ銀行が発行する指令に従って物品および商品を輸入するために利用することができる。
- (iii) かかる口座に対しては本章第 1 項目(vi)に記載の利率を適用する。

- 3. 公認為替取引業者は以下の条件に従って、税関当局の認可を受けた外交用の保税倉庫（免税店）の名義による外貨口座を開設することができる。
 - (a) 商品の販売によってのみ受領する交換可能な外貨（トラベラーズチェック、手形、小切手、クレジットカード決済）はこれらの口座に入金することができる。
 - (b) 保税倉庫は商品の輸入目的のためにのみ外国為替を海外へ送金することができる。同様の目的のため、かかる口座から他の公認為替取引業者の外貨口座へ外国為替を振り込むこともできる。現地での費用を賄うため、これらの口座の外国為替は現行の換金レートで自由に両替することができる。保税倉庫の外国為替での売上総利益（商品の販売価格から商品の購入価格を差し引いたもの）の50%以上を両替するという要求事項は確実に履行しなければならない。
 - (c) 売買ならびにそれに関する外国為替取引の月次報告書およびタカへの両替に関する銀行の証明書を所定のフォームでバングラデシュ銀行に提出する（Vol.2 第2章参照）。

外交用保税倉庫
の外貨口座

4. 公認為替取引業者は、海外の施主または国際的な施主団体によるプロジェクトを遂行するために雇用された現地または合弁の請負業者名義の外貨口座を、承認された契約の条件に従ってバングラデシュ銀行の事前許可を得ずに開設することができる。かかる口座に入金できるのは、プロジェクトの費用を賄うために施主／施主団体から受領した外国為替のみである。これらの口座はプロジェクトに関する取引の完了と同時に閉鎖しなければならない。
公認為替取引業者が外貨口座の名義人に小切手帳を発行するのは規則に違反するものではない。
5. バングラデシュに居住する外国人は、海外に有する自らの外貨口座の維持・運用を行うことが許可される。
6. 外貨口座はバングラデシュで操業する外国組織または国際組織で労働に従事するバングラデシュ国民居住者の名義で開設することができるが、その場合かかる人物の給与は外貨建てで支払われていなければならない。かかる口座への入金は一外貨建ての給与のみ入金できるものとし、また旅行費用、子女の教育費用、治療費など承認を受けた全ての現在取引のためにかかる口座からの出金を行うことができる。前述の категорияに該当する居住者が外貨建てで受け取る固定費や謝礼金も外貨口座へ入金することができる。出金については前述と同様の条件に従うものとする。
7. 公認為替取引業者は外貨口座保持者に対して小切手帳を発行しなければならない。
8. 外国為替規制法第9条に従って発行された1958年8月20日付けの政府通告No. 1(8)-EF/58により、バングラデシュ国内または海外のいずれかにおいて外国為替の所有者となったバングラデシュ国民およびバングラデシュに連続6カ月間以上居住するその他の人物は全て、かかる外国為替の取得日より1カ月以内にかかる外国為替を公認為替取引業者に売ることが求められる。この外貨の内貨（タカ建て）化に関する規定は以下のケースには適用されない。
 - (i) 外国の外交官および在バングラデシュの外国大使館または公館で雇用されている外国人が海外で保有する外国為替
 - (ii) 外国人または外国の会社が海外で保有する外国為替。バングラデシュにいる間にバングラデシュで行った業務またはサービスに関して海外で得た所得となるものを除く。
 - (iii) バングラデシュ国民である口座名義人がバングラデシュ国外の居住者として海外で労働に従事している間に開設・入金した海外の口座に保有する外国為替
 - (iv) 政府または民間団体との契約または借款、融資、贈与におけるプロジ

現地および合弁の請負業者の外貨口座

外国／国際組織で働く居住者バングラデシュ国籍者の外貨口座

エクトのためにバングラデシュで労働に従事する請負業者またはコンサルタントで、費用および報酬が全額または一部海外にて外国為替で支払われる場合。

(v) 上記第(iv)項に記載する外国の請負業者またはコンサルタントの外国人従業員で、給与の全額または一部が海外にて外国為替で支払われる場合。

(vi) 海外における外国企業の従業員としてバングラデシュにいる外国人で、生計のためにバングラデシュで給与の一部を受け取り、家族の扶養費など他の費用として残額を海外で受け取る者も海外で受け取る分の給与の内貨（タカ建て）化は不要である。

内貨（タカ建て）化に関しては上記の場合が例外として免除されるほか、(i) 輸出者保有割当口座に入金が許可される輸出収入の内貨分（第 13 章第 IV 部を参照）、(ii) 外国からの帰国時に持ち込む外国為替で居住者外貨預金（RFCD）口座に入金が可能なもの（第 13 章第 III 部を参照）、(iii) 外国からの帰国時に持ち込み、申告せずに手元に保有することのできる 5,000 米ドル以下の金額（第 6 章を参照）が両替要求（内貨化）の例外となる。

上記通告の解釈上、「バングラデシュの居住者」にはバングラデシュ国外に居住するバングラデシュ国民は含まれないが、連続 6 カ月以上バングラデシュに在住する外国人は含まれる。

9. バングラデシュに在住する外国人は、バングラデシュ人であるか外国人であるかにかかわらず、バングラデシュ居住者に対してまたはバングラデシュ居住者の代理で外貨建ての支払を行うことは、有効な公認両替商のライセンスを有するギフトショップなどの会社やホテルなどの施設を除き禁じられる。このため、外国人はタカ建ての支払いについて、直接または間接的に現地の居住者または住民が外貨を入手できるようにしてはならない。このような支払いは例えバングラデシュから維持・運用することが許可されている外貨口座からのものであっても禁止される。

外国人による外貨建ての支払

10.

公認替取引業者は「株式公開用外貨口座」という名目で非居住者バングラデシュ人からの輸入政策令（IPO）購読費用徴収のみを目的とした株式発行会社名義の外貨口座を開設することができる。公認替取引業者は証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）の発行する株式流通許可証の写しを保管し、かかる口座の開設に当たりにダッカのバングラデシュ銀行本部・外国為替投資部に通知しなければならない。超過購読の場合は超過分は同通貨により返金しな

株式公開にかかる外貨口座

なければならない。かかる口座は送金の実施され、別紙 5/68 により同口座を通じて行われた取引の概要を上記のバングラデシュ銀行部門に報告した後にただちに閉鎖しなければならない。

第 II 部 非居住者外貨預金口座

11. 二重国籍を持ち通常は外国に居住している者を含め、非居住者である
バンングラデシュ国民およびバンングラデシュ出身者は、利息が生じる「非
居住者外貨預金 (NFC) 口座」という名称の預金口座を維持することができる。
12. 在外バンングラデシュ大使館／高等弁務官事務所に勤めるバンングラデシュ
国民ならびに海外に派遣された政府機関／準政府機関、国営銀行、
法人の職員／スタッフまたは IMF、世界銀行、IDB、ACB などの国際機
関および地域機関の代表者となった人物は海外で業務に従事している
期間中、非居住者外貨預金口座を開設することができる。バンングラデ
シュの運送会社については、クルーメンバーは非居住者外貨預金口座
を開設する権利はないものの、海外に派遣され陸上で勤務するスタッ
フは非居住者外貨預金口座を開設することができる。賃金稼得者が維
持する既存の外貨口座から公認為替取引業者へ振り込む資金で口座を
開設することもできる。
13. 口座は 1 カ月、3 カ月、6 カ月、1 年満期の定期預金とする。口座は米
ドル、ポンド、ユーロ、日本円建てのいずれかで維持することができ、
口座開設時には 1,000 米ドルあるいは 500 ポンドまたはそれらに相当す
る金額を預け入れる。その他の交換可能な通貨を送金し、米ドル、ポ
ンド、ユーロまたは日本円に交換して口座を開設することもできる。
14. これらの口座は口座名義人が希望する期間中維持することができる。
また有資格者はバンングラデシュ帰国後いかなる時点においてもかかる
口座を開設することができる。
15. 権利を有するバンングラデシュ国民は、海外のバンングラデシュ大使館が
正式に確認したバンングラデシュ国内の公認為替取引業者またはバン
ングラデシュ国内の公認為替取引業者に良く知られた信頼のおける人物な
どへ申請書(別紙 5/69 参照)を口座開設者の署名見本と共に送付する。
申請フォームは海外におけるバンングラデシュの大使館またはバン
ングラデシュの公認為替取引業者の海外支店から入手する。既に外貨口座を
保有している公認為替取引業者に申請書を提出する場合、署名の見本
を同封する必要はない。この場合、外貨口座を保有する支店が各外貨
口座の番号からその口座のために維持している署名見本と署名を照合
する。
16. 公認為替取引業者は口座に預け入れられた預金に関して、ユーロ通貨

口座の開設

口座の開設方法

預金利息

の預金利率で計算した利息を支払う。満期前に解約する場合、利息は公認為替取引業者に没収される。この口座の預金に関する利息は所得税法に従って課税が免除される。

17. バングラデシュの公認為替取引業者は自らの選択で、バングラデシュ銀行の買相場にて下限を設けずに外貨為替預金（米ドルのみ）をバングラデシュ銀行に売り、再購入の日におけるバングラデシュ銀行の売相場で元本および利息を再購入することができる。公認為替取引業者は、預け入れられた預金を海外に投資し、かかる投資により得た収益から預金者へ利息を支払うこともできる。

18. 口座名義人は外国為替の残高ならびに利息を自らが居住する国または選択したその他の国の内貨に両替することができ、また、実勢為替相場で残高を現地通貨のタカへ両替することを選択することもできる。

元金および利息
の内貨両替

19. 外国人、海外で登記／設立した会社／企業、銀行、機関投資家を含むその他の金融機関、バングラデシュの輸出加工区における 100%外資(Aタイプ)の企業は、公認為替取引業者に非居住者外貨預金口座を開設・維持することが許可される。この場合の定期預金の最低額は2万5ドルまたはそれに相当する金額のポンド、ユーロ、日本円となる。これらの口座の名義人に課せられるその他の条件は、前述した非居住者であるバングラデシュ国民の非居住者外貨預金口座と同様である。

20. 公認為替取引業者は非居住者外貨預金口座残高の 50%を以下の目的で利用することができる：(i) 輸出加工区における A タイプおよび B タイプユニットのユーザンス輸出手形の割引き、(ii) 現場ベースの見返り信用状の支払い。使用された金額はかかる輸出代金の支払いがあり次第ただちに返金しなければならない。

利用

21. 公認為替取引業者である銀行の全支店における非居住者外貨預金口座の取引を通貨毎にまとめた個別の月次報告書を、別紙 5/70 の様式で翌月の 15 日までに当該銀行の本店／主たる営業所からバングラデシュ銀行本部の外国為替政策部へ提出しなければならない。

報告

第 III 部 居住者外貨預金口座

22. バングラデシュに通常居住する人物は、外国旅行から帰国した際に持ち込んだ外国為替で居住者外貨預金口座を開設し、それを維持することができる。この口座には、FMJ フォームにて税関当局に申請した如何なる金額およびかかる申請を行わずに持ち込んだ 5,000 ドル以下の金額を入金することができるが、バングラデシュからの物品またはサービスの輸出による収入またはバングラデシュで行われた事業により発生した手数料を入金することはできない。
23. 居住者外貨預金口座の残高は自由に海外へ移転させることができる。この口座からの資金は、通常の形態による海外旅行（現金紙幣は 2,000 米ドル以下とし、残額は旅行小切手）の目的で口座名義人に払い出すことも可能である。
24. 居住者外貨預金口座は米ドル、ポンド、ユーロ、日本円建てで開設することができる。口座名義人が希望する期間中維持することができる。かかる口座への入金として外国為替を預け入れる場合、預金者は海外から帰国した日付、持ち込んだ外国為替の金額ならびに、(i)外国為替がバングラデシュからの物品またはサービスの輸出に関して受領したものでないこと、(ii)外国為替がバングラデシュ国内で行われた事業により発生した手数料ではないことを記載した書面による申告書を提出する。公認為替取引業者は、預金者の旅券および（金額が 5,000 ドルを超える場合は）FMJ フォームを確認し、申告が正しいものであることを確認してから預金者が提示する外国為替を居住者外貨預金口座へ入金する。
25. 公認為替取引業者は居住者外貨預金口座の保持者に対し、その口座残高に応じて国際カードを発行することができる。（第 19 章参照のこと。）
26. 預金が 1 カ月以上のものであり、かかる口座に 1,000 米ドルあるいは 500 ポンドまたはそれに相当する金額の残高がある場合、残高について外国為替に関する利息が支払われる。利率は 0.25% とし、バングラデシュ銀行の外貨決済口座の残高について支払われる利率より低いものとする。
27. 銀行の本店／主たる営業所は、公認為替取引業者である銀行の全支店における居住者外貨預金口座の取引を通貨毎に連結した月次報告書を（別紙 5/71 の様式で）翌月の 15 日までにバングラデシュ銀行本部の外国為替政策部へ提出しなければならない。

国際カード

第 IV 部 輸出者保持割当 (ERQ) 口座

28. (a) 製品輸出者は、本国へ送金した輸出物の FOB 価格の 50% の外国為替保有割当の権利を有する。ナフサ、炉油、瀝青を含む石油・油脂・潤滑油製品、輸入繊維で作成した既製服、電子製品等の輸入分の高い製品（国内付加価値の低い製品）の輸出については、外国為替保有の割当は本国へ送金した FOB 価格の 10% とする。
- (b) 保持割当口座は、外貨建ての内国見返り信用状で投入供給を行うみなし輸出者の名義で開設、保持することもできる。直接輸出から得られた外国為替は直接・みなし両輸出者間で分配の必要があるため、公認為替取引業者は以下に厳格に従わなければならない：
- (i) 直接輸出者の保持割当口座に入金された金額と投入供給に対しみなし輸出者に支払われた外国為替の合計が直接輸出者に本国送金された FOB 輸出純価格を超えてはならない；
- (ii) みなし輸出者の保持割当口座への入金は、みなし輸出に対する見返り信用状の金額が確定されてはじめて行うことができる。
- (c) コンピュータ・ソフトウェアおよびデータ入力/処理業務の輸出者は外国為替で本国送金された輸出所得の 50% を保持割当口座に保持することができる。
- (d) 上記(c)項以外の業務輸出者は本国送金された所得の 5% を保持割当口座に保持することができる。
- ただし、バングラデシュからの輸出代行手数料としての外国為替所得は所得源泉がバングラデシュに存するためかかる口座に入金することはできない。
29. (i) 輸出代金を受領した場合、保有割当の外国為替を公認為替取引業者の保有する外貨口座に米ドル、ポンド、ユーロ、日本円建てで維持することができる。輸出者はバングラデシュ銀行の事前承認を得ずに、これらの口座の残高を商用による海外訪問、輸出見本市やセミナーへの参加、海外事務所の設立・維持、原料、機械、スペアパーツの輸入等の真に商業上の目的のために利用することができる。輸出者は保有割当の外国為替を商用の海外訪問に利用するため、別途の商用旅行割当は許可されない（第 12 章 7 項(i)に従う新規輸出者以外）。輸出者の保有割当の外国為替は、輸出者の海外での投資には利用することはできない。
- (ii) 輸出者の保有割当の外国為替は、バングラデシュの公認為替取引業者の米ドル、ポンド、ユーロ、日本円建ての金利付継続可能定

製品輸出者の保持割当

ソフトウェアおよびデータ入力/処理業務の保持割当

業務輸出者の保持割当

有効な通貨と利用

定期預金とその利子

期預金として保有することもできる。この定期預金の最低残高は US\$2,000 または 1,500 英ポンドまたは相当額とする。かかる定期預金の期間は通常の銀行実務または銀行が行う通常の検討により決定することができる。預金には、ユーロ預金の利率に相当する関連通貨の利息を許可することができる。

(iii) 公認為替取引業者は、しかるべき契約書/プロフォーマインボイスにかかる支払いの規定がある場合で以下の条件に該当する場合、真に業務用の目的であれば US\$5,000 相当を超えない前払いを輸出者の保持割当口座から実効することができる：

- (a) 公認為替取引業者は行おうとする事前送金に対しての返金保証がサプライヤから入手不可能であることを確認しなければならない；
- (b) 現行の輸入政策令を遵守しなければならない；
- (c) 公認為替取引業者は所定の期限内に物品が国内に到着しない場合、自らの責任で事前に行われた送金の本国返金を手配しなければならない；
- (d) 公認為替取引業者は見返り信用状開設にあたり事前送金分を調整して IPO に規定の付加価値要求に違反がないよう気をつけなければならない；
- (e) 公認為替取引業者は前払いを行う前に輸入者がしかるべく署名した誓約書（別紙 5/10）を入手しなければならない。

輸出者保持割当
口座を利用しての
輸出に対する前払
金

30. 輸出者保持割当口座の残高に対して国際カードを輸出者に発行することができる。国際カードの発行手続きおよび、かかるカードの輸出者による利用は第 19 章に記載する。

国際カード

第V部 輸出加工区会社の外国為替口座

31. 輸出加工区からの輸出に対し企業に支払われる外国為替については以下
代金の処分
の手続きを適用しなければならない：
- (i) 輸出加工区における A タイプの企業の 100%本国送金された輸出代金はバングラデシュにおける公認為替取引業者に保有する企業名義の外貨口座に保有することができる。外貨口座の残高は、企業の輸入代金支払債務および輸出加工区庁へ支払う外貨建ての債務を含む債務の支払いおよび輸出加工区への外貨建て債務の支払いに自由に利用することができる。外貨口座の残高はまた、現地での支出または、賃金、家賃、料金、税金等の支払いといったタカ建ての債務支払のため、ならびに公認為替取引業者に維持するタカ口座への入金のために自由にタカに両替することができる。輸出加工区の A タイプの企業が公認為替取引業者に維持するタカ口座には、外貨口座からの資金または海外からの被仕向送金による資金をタカに両替した分のみを入金することができる。但し、A タイプの企業の工場の廃物および未利用の原料をタカ建てで売却した売上金は、輸出加工区庁の売却許可書および売却代金に関する納税証明を公認為替取引業者に提出することを条件にタカ口座に入金することができる。タカ口座の残高は外国為替に交換することはできず、現地費用の支払にのみ利用することができる。
- (ii) 衣料部門以外の B タイプおよび C タイプの企業の本国送金された輸出代金は 80%まで公認為替取引業者に保有する企業名義の外貨口座に保有することができる。衣料部門の B タイプおよび C タイプの企業については、本国送金された輸出代金の 75%までを公認為替取引業者に保有する企業名義の外貨口座に入金することができる。輸出代金の残額は実勢為替レートでタカに両替しなければならない。B タイプおよび C タイプの企業の輸入代金支払や外国ローンの返済等の海外における支払債務は全て自社の外貨口座の残高から支払うことができる。B タイプの企業の輸出加工区庁へ支払う外貨建ての債務の支払も外貨口座の残高から行うことができる。B タイプおよび C タイプの企業の外貨口座残高は現地での支出のために自由にタカに両替することができる。

第 14 章

第 I 部 交換可能および交換不可能タカ口座

1. 公認為替取引業者は、外交機関、国連組織、非営利の国際団体、政府機関または準政府機関による特定のプロジェクトに従事する海外の請負業者ならびにコンサルタント、バングラデシュに居住し前述のミッション／組織に雇用されている外国人駐在員などの外国組織／外国人の名義で交換可能タカ口座を開設することができる。

一般
2. この口座への入金、海外から持ち込んだあるいは送金した外貨または、外貨口座あるいは他の交換可能タカ口座から振込んだ外貨により行うことができる。他の交換可能タカ口座からの振込については、振込人の口座のタカを振込みのため外貨に交換し、タカに再交換して受取人の口座に入金することになる。バングラデシュにおける事業により発生した金銭およびその他内貨（タカ建て）化しなければならない金銭は交換可能タカ口座に入金することはできない。

交換可能タカ口座
への入金
3. 交換可能タカ口座は、海外における外貨建ての支払い、現地費用支払い、外貨口座あるいは他の交換可能タカ口座への振込、交換不可能タカ口座への入金を目的とした出金が可能である。

交換可能タカ口座
からの出金
4. 公認為替取引業者は、外交機関およびその海外駐在員、バングラデシュで操業する外国の航空会社ならびに運輸会社、慈善団体を含む非営利の国際団体、国連組織およびその海外駐在員の名義でタカ STD（7～30 日の特別通知）口座を開設することができ、それについて利息を支払うことができる。但し、かかる口座の残高に対する利息は、稼得した利息を如何なる段階においても海外に送金できない交換不可能タカ口座に現地で支払われるものとする。

利息の発生する
STD 口座
5. 上記第 1 項に記載した外国の組織／海外駐在員はバングラデシュ銀行の事前承認を得ることなく交換不可能タカ口座を維持することができる。この口座へは交換可能タカ口座の資金ならびに STD 口座の利息を含め認可を受けた所から受け取ったタカを入金することができる。この口座は、現地の費用の支払いのための出金を行うことができる。交換不可能タカ口座から出金して海外への送金または外貨口座／交換可能タカ口座への振込を行うことはできない。

交換不可能タカ
口座

第 II 部 個人非居住者タカ口座

6. (i) バングラデシュ国外に居住する個人、企業、会社の口座は非居住者口座とみなされ、口座名義人が永住する国の口座として取り扱われる。公認為替取引業者は口座名義人全員の永住国を確認し、非居住者である個人、企業、会社全員の口座を非居住者口座である旨記載した上で確認した永住国を明記する。口座を非居住者口座として取り扱うかどうか不明な場合は、関連の詳細事項を提出した上でバングラデシュ銀行に決定を委ねる。

非居住者口座

- (ii) 国連（特権および免責）法 1948 の別紙第 II 条第 5 項により、国連および国連組織の口座には金融管理が適用されないものとする。このため、公認為替取引業者は自行にあるかかる口座を居住者口座として取り扱うことになる。本条に記載する指示は在バングラデシュの国連および国連組織に雇用された海外駐在員に平等に適用されるが、これらの人物の交換可能タカ口座への(i)在バングラデシュの国連組織の公用口座からの入金、(ii)海外からの送金による入金、(iii)バングラデシュの公認為替取引業者で両替した外貨の入金、(iv)他の交換可能タカ口座からの入金はかかる適用から除外される。

7. バングラデシュに居住したことがある人物は、バングラデシュ銀行が一般命令または特別命令によって別途命令を行うまでバングラデシュの居住者として取り扱われることが外国為替規制法第 20 条(1) (a)に規定されている。同法第 5 条の解釈上、バングラデシュにおいて軍務に従事している人物で、勤務または休暇のために、暫時海外に行く人物または既に海外に行きバングラデシュ国外に居住している人物を除き、雇用、学問、事業、ツアー、旅行などの如何なる目的のためにバングラデシュ国外へ出国するバングラデシュ国民は全て、海外に留まっている期間中非居住者として取り扱われる。このため、この人物は在バングラデシュの人物にバングラデシュに居住する人物宛の支払いを代理で行う指示を出すことはできない。このような支払いが行われた場合は外国為替規制法違反となり、同法の規定により懲罰が課せられるおそれがある。海外で所得を得る人物が在バングラデシュの人物へ支払いを行わなければならない場合は、それについての事前承認をバングラデシュ銀行から得なければならない。しかし、一時的な訪問でバングラデシュに来る場合、この人物の口座はバングラデシュ滞在中「居住者」として取り扱われる。この人物がバングラデシュから出国した後、公認為替取引業者は直ちにこの人物の口座を再び「非居住者」とするようにする。

居住者の変更

上記にかかわらず、かかる人物がバングラデシュに不在中、公認為替取引業者が以下の目的でかかる人物の口座への出入金を行うことは規則に違反するものではない。

(a) 出金

- (i) 公認為替取引業者が顧客からの指示を受けている、バングラデシュにおいて定期的に発生する保険掛金の支払い、クラブ会費、その他の支払い。但し、支払いには請求書または支払伝票がなくてはならない。
- (ii) バングラデシュ政府および地方自治体の支払い。但し、支払いには公的な請求書がなくてはならない。
- (iii) 船賃または航空運賃のバングラデシュにおける支払いのための出金
- (iv) バングラデシュに居住する受取人宛てに振り出された小切手によるその他の支払い
- (v) 公開有限責任会社の株式またはバングラデシュ人民共和国政府の国債の購入に関する出金。但し、かかる株式／国債は、口座名義人がバングラデシュ国外に居住する間に、公認為替取引業者が口座名義人の代理で購入し保有するものとする。
- (vi) 銀行を通じて海外から受け取った資金の範囲で居住者であるバングラデシュ国民へ行う支出に関する出金
- (vii) 口座名義人が取得したバングラデシュの金融機関のローンの支払いに関する出金
- (viii) 過去の入金の戻入れに関する出金

(b) 入金

- (i) 給与、手当、賞与、手数料などの受取り
- (ii) 株式および有価証券の投資に関する配当金および利息収入
- (iii) 不動産および農地の賃貸による収入
- (iv) 証拠書類のある家屋の賃貸および物件の売却益
- (v) 非居住者口座の残高に対して発生する利息
- (vi) 上記第 2(a)項第 (v) により購入した公開有限責任会社の株式およびバングラデシュ人民共和国政府の国債の売却益
- (vii) 銀行を通じて海外から受け取った送金
- (viii) 過去の出金および過請求に関する支払い。

これらの場合、公認為替取引業者は口座への入金に先立って、入金が例外となるいずれかのカテゴリーに属していることを確認し、かかる入金の目的の確認を行わなければならない。

バングラデシュに居住する人物が他国の永住権を取得するためにバングラデシュを出国する場合、かかる人物の口座は新しい居住国の口座として取り扱われなければ

ならない。同様に、バングラデシュに居住する外国人が永久にバングラデシュから出国する場合、かかる人物の口座は永久居住地である国の口座として取り扱われなければならない。

8. (a) 銀行以外の人物、企業、会社の名義による新規の非居住者口座はバングラデシュ銀行の事前承認を得た場合のみ開設することができる。承認の申請書には申請者のフルネームならびに本国の住所、口座の目的、資金の保有方法を記載しなければならない。

銀行以外の人物
の新規非居住者
口座

- (b) 非居住者タカ口座は、銀行または郵便局を通じて被仕向送金の入金を行うためにバングラデシュ銀行の事前承認を得ずに開設することができる。入金が入貨建てであるかぎり、かかる口座からは自由に現地における支出を行うことができる。

9. バングラデシュに居住する外国人の口座および、本社または管理の中心がバングラデシュ国外にあるが在バングラデシュの人物が操業する（銀行以外の）会社または企業の口座は居住者口座として取り扱うことができる。口座名義人またはかかる口座の運用を委任された在バングラデシュの人物は QA-22 フォーム（別紙 5/72 を参照）に署名を行わなければならない。QA-22 フォームは公認為替取引業者から 2 部入手し、口座開設時に 1 部をバングラデシュ銀行に記録目的で提出しなければならない。かかる口座の開設についてのバングラデシュ銀行の事前承認は不要である。このフォームは、署名者が外貨をタカ建ての支払いに用いないことならびに、口座に関する取引は署名者のバングラデシュにおける事業には直接の関係がなく、また国外からの送金はフォーム A-7（別紙 5/73）によりバングラデシュ銀行に報告するものであることを確認するものである。QA-22 フォームはバングラデシュ国内の外国大使館、公使館、領事館のメンバー、および外国政府職員からは提出の必要がない。公認為替取引業者でない銀行にも外国人のタカ口座を開設するための許可が付与されているが、QA-22 フォーム上に署名証明を行うことが条件となる。

バングラデシュに
居住する外国人
の口座; QA-22 フ
ォーム

10. 非居住者口座の場合、QA-22 フォームによる申告は不要である。

非居住者は、
QA-22 フォームは
不要

11. 本人が QA-22 フォームに署名した事実にもかかわらず、公認為替取引業者は、本人がタカ建ての支払いについて公認為替取引業者以外の在バングラデシュの人物に外貨を融通しないこと、また、その他の如何なる方法で法律の規定に違反しないことを確認するための妥当な手段を全て取らなければならない。如何なる違反があった場合は、直ちにバングラデシュ銀行の通告を受ける。

口座の不正運用
に関する公認為
替取引業者の責
任

12. 居住者と非居住者が共同で保有する口座は、居住者が単独で運用する場合または居住者と非居住者が共同で運用する場合、居住者口座として取り扱われる。共同口座が非居住者のみによって運用される場合は非居住者口座として取り扱われる。

居住者と非居住者の共同口座

13. 銀行以外の人物、法人、会社の特定の非居住者タカ口座に関して বাংলাদেশ 銀行が別途規定しないかぎり、かかる口座の運用は全て以下の規則を遵守するものとする。かかる口座の取引は、A-7 フォーム（別紙 5/73 を参照）の記入が特に免除される場合を除き A-7 フォームを下記のとおり提出しなければならない。 বাংলাদেশ 銀行の事前承認が必要な場合は、A-7 フォームにより承認を取得する。

銀行以外の人物、法人、会社の非居住者口座の運用

(I) **A-7 フォームの不要な出入金**

(a) **入金：**

過去の出金および過請求の払い戻し

(b) **出金：**

(i) 1 カ月に 2,000 タカを超えない、郵便・電報料金、保管料、クラブ会費、その他の日用品支払い

(ii) 過去の入金の戻入れに関する出金

(iii) 承認を受けた外貨送金に関する出金

(iv) 本章第 8(b) 項により開設し、入金全て বাংলাদেশ 国外からの送金によるものである口座から行う বাংলাদেশ 国内における支出の支払い。

(v) 第 7(a) (i)～(viii) 項に記載の出金で、第 7(a) (iv) 項を除くもの。

(II) **A-7 フォームが必要だが বাংলাদেশ 銀行の事前承認は不要な出入金**

(a) **入金：**

বাংলাদেশ 国外の銀行から振り出した小切手の入金または海外から非居住者口座の名義人宛で受け取った送金、または বাংলাদেশ への一時的訪問中に物理的に持ち込まれた外貨収入で FMJ フォームで申請のうえ公認替取引業者発行の両替証明書を提出しているもの。ただし、5,000 米ドル以下の場合は FMJ フォームは必要ない。

(b) **出金：**

1. বাংলাদেশ に居住する受取人宛てに振り出された、1 カ月あたり 5,000 タカ未満の小切手；

2. 第 7(a) (iv) 項に記載の取引で小切手の額面が 1 カ月あたり 2 万タカ未満のもの。

上記以外の出入金は全て বাংলাদেশ 銀行の事前承認が必要となる。

Bangladesh Bank へ報告する必要がある、個人非居住者口座の出入金に関する A-7 フォームは Bangladesh Bank 外国為替政策部へ送付する。

14. 個人非居住者口座への入金の場合、非居住者口座への入金を帳簿上行う受取り銀行は、個人非居住者口座への入金を行う前に、A-7 フォームの記入が行われ、Bangladesh Bank または許可を受けた公認為替取引業者の承認を受けていることを確認する責任がある。これについての煩雑さを避けるため、全銀行が以下の手続きを採択する提案がなされている。

A-7 フォームの提出の責任:個人非居住者口座への入金

会社、法人、個人の非居住者口座への入金として受け取った小切手または手形は、A-7 フォームの添付がないかぎり決済にかけず、受取り銀行は、非居住者口座に入金を行っている旨および、振出人またはその代理として支払銀行が正式に記入を行い Bangladesh Bank または許可を受けた公認為替取引業者が承認を行った A-7 フォームを添付した支払伝票を引き換えに要請する旨を記載して支払銀行宛にかかる小切手または手形を送付する。

QA-22 フォームの記入を行った外国人の居住者口座への入金のための海外からの送金を支払う場合もこれと同様の方法に従わなければならない。

15. 非居住者口座からの出金の場合、支払銀行は第 13(I) (b) (i)、(ii)、(iii)、(iv)、(v)に記載した以外の支払いに関する小切手を、「非居住者口座につき、承認済の A-7 フォームが必要」と明記した注記を付けて返却するものとする。それを受けて回収銀行は、支払いを受け取る顧客が A-7 フォームを提出し承認を受ける手配を行う。

A-7 フォームの提出の責任:個人非居住者口座からの出金

第 III 部 非居住者封鎖口座

16. 外国為替規制法第 6 条は、バングラデシュ国外に居住する人物のバングラデシュにおける口座を「封鎖」し、非居住者への如何なる金額の支払いにかかる封鎖口座へのみ行うことができることを命令する権限をバングラデシュ銀行に付与している。
17. 封鎖口座とは、バングラデシュ銀行の代理である銀行がバングラデシュの支店または事務所に封鎖口座として開設した口座または、バングラデシュ銀行の命令により封鎖された口座を意味する。
18. 封鎖口座は、非居住者と共同で保有しないかぎり、バングラデシュの居住者名義で開設することはできない。バングラデシュ銀行の命令無しに公認為替取引業者による封鎖口座の開設または既存の「自由な」口座の封鎖を行うことはできない。
19. 外国為替規制法第 6 条第(1)(b)項は、非居住者への支払いはバングラデシュ国内の銀行にあるかかる非居住者名義の封鎖口座へ行うことができるとの指令をバングラデシュ銀行が出した場合、封鎖口座への入金、入金金額分にかぎり支払者の債務返済の履行となることを定めている。
20. 非居住者への債務返済支払いまたは、当時の外国為替規制に従いバングラデシュ銀行がバングラデシュ国外では承認できない送金は、合法であるにもかかわらず、封鎖口座へのみ行うことが許可される。例えば、資本の性質を持つ非居住者への支払いまたは他国へ移住したバングラデシュ国民への支払いは受取人名義の封鎖口座へのみ行うことが許可される。
21. 外国へ移住するバングラデシュ国民およびバングラデシュに永住する外国人の銀行口座および有価証券は封鎖されたものとして取り扱われる。当該の移住者の口座および証券の封鎖について、バングラデシュ銀行は必要な指示を移住者の銀行に発行する。移住以外の目的で外国へ行った人物が外国の永住権を取得する場合があるが、このような事実を公認為替取引業者が知り得た場合、当該の人物の銀行口座／証券を封鎖するか否かについての指示をバングラデシュ銀行に仰ぐため報告を行うのは公認為替取引業者の責任である。このような場合、バングラデシュ銀行の指示を受けるまでは、証券は固定され、バングラデシュ銀行の事前許可無くして銀行口座の如何なる運用を行うことも許可されない。
22. バングラデシュ銀行は個人の封鎖口座の運用に関して特別な指示を発行することができる。かかる特別な指示がない場合、バングラデシュ銀行

非居住者口座を封鎖するバングラデシュ銀行の権限

封鎖口座の定義

封鎖口座の開設

封鎖口座への支払

封鎖口座へ支払うことができるもの

バングラデシュ人移住者の口座封鎖

封鎖口座への運用

の事前承認を得ないかぎり封鎖口座への支払いまたは封鎖口座からの引き出しを行うことはできない。

23. 封鎖口座の残高は、バングラデシュ銀行の事前承認を得て、タカ建てで支払いを行う「承認を受けた」有価証券への投資または、封鎖口座の銀行の定期預金に利用することができる。これらの投資または利用はバングラデシュ銀行が投資を承認した株式または有価証券は封鎖口座が保有されている銀行を通じて行われなければならない。また、それらの株式または有価証券の登録は口座名義人とし、住所はバングラデシュ国外で本国住所とする。これに代わり、購入した有価証券は封鎖口座を保有する銀行名義または在バングラデシュの被指名人名義とすることもできる。有価証券は無記名とすることはできず、バングラデシュ銀行の事前許可を得ずに株主以外の人物に売却または譲渡することはできない。

封鎖残高の利用

第 IV 部 非居住者投資家タカ口座 (NITA)

24. (i) バングラデシュへのポートフォリオ投資 (第 9 章第 4 項に記載) に関し、非居住者の投資家 (非居住のバングラデシュ国籍者を含む非居住の人物/機関) は、通常の銀行チャンネルを通じて海外から送金された自由交換可能外貨を利用して、または、バングラデシュに非居住者投資家外貨口座がある場合はその口座の資金を利用してバングラデシュ国内の公認為替取引業者を通じて非居住者投資家タカ口座を開設することができる。
- (ii) 非居住者投資家タカ口座の残高はバングラデシュの株式/有価証券を購入するために自由に利用することができる。かかる残高は相当する外国為替で個々の公認為替取引業者を通じて本人の外貨口座 (第 13 章第 1 および 2 項の指示に従い開設されたもの) へ自由に振替えることも、海外に自由に送金することもできる。一般規則により、振替えおよび仕向送金は通常为非居住者投資家タカ口座および利益率の月次報告書と TM フォームで、それぞれ公認為替取引業者が承認したものを添えてバングラデシュ銀行に報告する。
- (iii) 非居住者投資家タカ口座は口座名義人自らまたは公認為替取引業者を含むその被指名人によって運用することができる。バングラデシュ証券取引所に上場している株式/有価証券の売買は証券取引所のメンバー/登録済のブローカーを通じてのみ行うことができる。
証券取引所に上場していない新規公募債は株式/有価証券の発行を行う会社から直接購入することができる。
- (D) 非居住者投資家タカ口座を通じて購入した株式/有価証券に関する配当金/利息で発行会社/機関から受領したものは、非居住者の株主の場合税引き後の支払いとなり、かかる配当金/利息は非居住者投資家タカ口座に入金することができる。(支払いに際して、非居住者である口座名義人の稼得に課せられる税金は控除済であって、税引き後の正味金額が非居住者投資家タカ口座に入金されたことを証明する発行会社の監査人の証明書が添付されていないかぎり) 公認為替取引業者は非居住者である口座名義人の稼得に課せられる税金は (税務当局への後の支払いのために) 受取総額から控除され、税引き後正味金額のみが非居住者投資家タカ口座に入金されていることを確認する。

- (v) 非居住者投資家タカ口座を通じて購入した株式／有価証券の売却益(キャピタルゲインに課せられる税金がある場合はその税引き後の金額)も非居住者投資家タカ口座に入金することができる。非居住者である口座名義人が保有する株式／有価証券の売却益の入金に先立ち、公認為替取引業者は税務当局への後の支払いのために、キャピタルゲインに課せられる税金がある場合はかかる税金が売却益から控除されていることを確認する。
- (vi) 上記(i)、(ii)、(v)項に記載する以外の資金源から現地で得た資金は非居住者投資家タカ口座に入金することはできない。
- (vii) 公認為替取引業者は、非居住者投資家タカ口座について行われた株式の売買に関する出入金が売買当日の株式市場における現行価格で行われたことを確認しなければならない。
- (viii) 正しい株式の売出し、配分、発行に関する証券取引委員会の通告に記載された関連の指示に厳格に遵守する。
- (ix) 公認為替取引業者は、非居住者投資家タカ口座に関するローンの便宜を許可しない。
- (x) 株式／有価証券の売買および口座の運用に関する付帯費用は非居住者投資家タカ口座から引き落とすことができる。

通常の報告書を用いた、非居住者投資家タカ口座を利用した被仕向送金および仕向送金に関する定期的な報告に加え、公認為替取引業者は非居住者投資家タカ口座の取引の四半期報告書を所定の様式(別紙 5/9)にてダッカのバンングラデシュ銀行本部外国投資・検査部へ提出する。公認為替取引業者はまた、適用がある場合、非居住者の口座名義人のキャピタルゲインおよび配当金／利息収入に課せられる税金の支払い／控除、免税に関して当該の会社の監査人による証明書を四半期報告書と共に提出する。

第15章 居住者による国外借入

1. バングラデシュの民間部門産業企業による国外からの借入（サプライヤーズクレジット、組織や個人からの金融ローン、国外市場で資金として発行された負債を含む）申請にはすべて、投資局（BOI）からの事前の許可が必要である。かかる信用貸を得るための手続き詳細については、投資局発行の1998年12月10日付、回状番号BOI/R&IM1/4(39)/81(Part)/1209にまとめてある（別紙6/1）。

民間産業企業による
国外での借入

国外からの借入申請の承認には、別紙6/1付-Aの書式の通りの申請書に、分析および補足書類を添えて投資局に提出しなければならない。

投資局が承認した国外サプライヤーズクレジット/ローンについては、関与する公認替取引業者がダッカのバングラデシュ銀行本部・外国為替政策部（Foreign Exchange Polich Department）「外国債務・補助金部門（External Debt and Grant Section）」にローン合意書の写しを送付しなければならない。

ただし、国外サプライヤ/バイヤーからの期間一年未満の短期クレジット供与は、現行の商業取引の解決に関してバングラデシュ銀行が発行するガイドライン/指示にかなった場合に限るものとする。

2. 公認替取引業者はバングラデシュ銀行に事前に問合せを行わず、上記の投資局の一般認可または特別認可により契約したサプライヤーズクレジット/外国ローンの利息および元本の分割返済金を、以下の条件で海外に送金することができる。

返済のための送金

(i) 利息および元本の分割返済金は、海外融資の受領に利用した公認替取引業者のみを通じて送金することができる。

(ii) 交換可能な外国為替で融資金を受取る場合、公認替取引業者は、利息/元本の返済額の送金を通常バングラデシュ銀行に報告する際、融資金の受取日および受取金額を証明し、バングラデシュ銀行に受取金の報告を行った月次報告書/別紙に関する記載を行った証明書を提出しなければならない。関連の融資契約書および返済予定の写しも提出しなければならない。

(iii) サプライヤーズクレジットの形で提供される外国ローンの場合は、利息/元本の分割払い金が送金可能になるに先立ち、借り手は関連の資本財が実際にバングラデシュに到着していることを証明する通

関申告書の謄本（申告書が複数の場合はそれぞれの）を公認為替取引業者に提出しなければならない。公認為替取引業者は、通関申告書の謄本に関連のクレジット合意書および返済計画を添えてバングラデシュ銀行に転送するとともに、元本/利息の分割送金については通常の月次収益/明細書で報告しなければならない。

- | | |
|--|--|
| 3. 公的部門の団体による海外融資の利用には政府の承認が必要となる。かかる融資が商業ベース（非譲許）ローンである場合はハードタームローン委員会の特別承認も必要となる。 | 公的部門の団体による海外での借入 |
| 4. 外国からのサプライヤーズクレジットに対する返済保証の発行については、第 16 章第 9 項の指示に従うことを条件とする。 | 外国のサプライヤーズクレジットの返済保証 |
| 5. 延払信用状による輸入という形で短期の国外サプライヤーズクレジットを利用するには、第 7 章（輸入）第 33 項の指示に従うことを条件とする。 | 国外からの短期サプライヤーズクレジット |
| 6. 特別承認による過去の外国ローン/サプライヤーズクレジットで上記に該当しないもの（過去の所得比例スキームによる船舶の調達等）の利息および元本の分割返済金の送金は、バングラデシュ銀行が各件について別途決定を行わないかぎり、承認書の原本に記載されている事前許可の取得を条件とする。 | 過去の外国ローン/サプライヤーズクレジットに対する利息および元本分割返済金の送金 |

第 16 章

第 I 部 融資、当座貸越、保証

1. 非居住者、バングラデシュ国外に居住する人物が直接または間接的に支配する会社（銀行を除く）、バングラデシュ国外に預けた担保物件を有する居住者への融資の提供、および外貨建ての融資、当座貸越の供与、バングラデシュ居住者の代わりに非居住者へ行う保証付与または非居住者の代わりに居住者へ行う保証付与は全て、外国為替規制法第 3、4、5、18、20 条に従って規制される。本章ではかかる融資、当座貸越、貸付、保証の付与を対象とする一般規制を定める。
2. 公認為替取引業者は、自社の支店および海外の取引銀行にのみ 2 週間を超えない期間の短期融資を行うことができる。これは、バングラデシュからの輸入について公認為替取引業者が開設した信用状の買取のために海外の取引銀行に非居住者タカ口座がある場合、かかる口座の当座貸越という方法で行われる。
3. 公認為替取引業者は、バングラデシュ銀行の事前承認を得ずに、バングラデシュ国外の担保物件でタカ建ての融資を行ってはならない。この承認の申請はフォーム 2（別紙 5/75 を参照）により行わなければならない。申請者は融資を必要とする目的および期間、バングラデシュ国内における株式および資産額、バングラデシュ国外の担保物件による融資が必要な理由を示すことが求められる。申請者はまた、融資または当座貸越を受ける方法も示すことが求められる。
4. (A) 外国為替規制法第 18(2)条に基づき、バングラデシュに居住する人物は、バングラデシュ銀行の承認を受けた場合を除き、バングラデシュ国外に居住する人物が直接または間接的に支配する会社（銀行を除く）へ融資または貸付金を提供することはできない。外国為替規制法第 18(2)条の解釈上、「会社」という用語には法人および、会社もしくは法人の支店もしくは事務所が含まれる。バングラデシュ銀行は当規定に従い、バングラデシュで操業する外国／外資系の企業および商社に対して、一般的な信用基準に従い、また通常の銀行－顧客関係に基づいて適切な操業に必要なタカ建ての運

貸付に関する規制

非居住者の銀行支店および取引銀行への融資および当座貸越

貿易上および商業上の融資および当座貸越

外資系企業および外国企業への操業に必要な融資および当座貸越等

転資金融資を供与するための一般権限を銀行に付与した。

- (B) 外国／外資系の企業に対する（生産）能力拡張／BMRE (Balancing, Modernization, Rehabilitaion & Expansion) 目的のタカ建て期限付き融資の提供／更新は、以下の条件を満たせばバングラデシュ銀行の事前の承認なしに各銀行が行うことができる：

外資系および外国企業へのタカ建て期限付き貸付

- (i) タカ建てのタームローンが、借入総額の比率で見て、バングラデシュ国籍の者が所有する企業/会社、および外資や外国企業以外の企業/会社と同等の比率を超えないこと、および
- (ii) 当該企業/会社の負債総額が、負債対資本率で 50:50 を超えないこと。

貸付にあたっては、単一者の利用限度額等、一般的な信用貸の規範および規制条件を順守しなければならない。また、貸付けされたタームローンについては、事後にダッカのバングラデシュ銀行本部・外国為替政策部 (Foreign Exchange Policy Department) General Manager 宛て別紙 5/75 に規定の書式で報告しなければならない。期限付き借入申請で上項の条件に該当しないものについては、先と同様、ダッカのバングラデシュ銀行本部・外国為替政策部 (Foreign Exchange Policy Department) General Manager 宛て転送し、検討のうえしかるべき判断を仰ぐこと。

加えて、バングラデシュ銀行は上記の条件に該当しない期限付き借入申請でも、要請があれば承認を与える場合もある。

- (C) 会社は以下の場合、バングラデシュ国外に居住する人物に直接または間接的に支配されているものとみなされる。

- (a) バングラデシュ国外で設立された会社の支店である場合、
- (b) 共同経営の場合で、
- (i) 共同経営資本の 50%以上を外国人が保有している場合、または
- (ii) 共同経営者の過半数が外国人である場合、
- (c) バングラデシュで設立された会社の場合は、
- (i) 株式の 50%以上を外国人が保有している場合

(ii) 会社の取締役会の 50%以上が外国人である場合。株式保有数または取締役会の人数が同数である場合、会長が外国人であるならばその会社は外国支配であるとみなされる。

(D) 公認為替取引業者は外国会社または外資系会社に供与した融資/当座貸越の記録を会社別に維持し慎重に保管する。

(E) 公認為替取引業者の本社/本部は、バングラデシュの外国会社または外資系会社に許可した現地の貸付金額を示す、毎年 12 月 31 日時点の連結計算書（別紙 5/76 を参照）をダッカのバングラデシュ銀行本部・外国投資部 General Manager に提出することが求められる。

5. (a) 公認為替取引業者は、バングラデシュ銀行の事前承認を得ずに、バングラデシュから輸出される物品について、バングラデシュ国外に居住する人物が支配する商社に融資を行うことができる。バングラデシュ国外に居住する人物が支配する商社は、バングラデシュ銀行の事前承認を得ずに、バングラデシュから主に輸出されるジュート、皮革等の商品を担保として融資を得ることができる。

バングラデシュからの輸出品に対する融資

(b) バングラデシュへの輸入に対するユーザンス手形を公認為替取引業者が買い取ることにより、公認為替取引業者に外貨建ての支払または非居住者口座へのタカ建ての支払が発生するが、公認為替取引業者はかかる手形が期日となるまでは輸入者からの支払を受取らないため、かかる取引によりバングラデシュ国内の輸入者に対する融資の提供が発生する。公認為替取引業者は、かかる融資を銀行－顧客関係および通常の銀行実務に基づいて外国銀行または外資系銀行に対して行うことができる。

ユーザンス手形の買取

6. (a) バングラデシュ国内に居住しているか否かにかかわらず、如何なる人物に対する貿易または商業上以外の目的の、バングラデシュ国外の担保物件による融資の申請は事前承認のためバングラデシュ銀行に照会する。申請はフォーム L（別紙 5/75）で行う。

バングラデシュ国外で設定された担保物件による個人融資/当座貸越

外国大使館／国際機関／これらに雇用された外国人が、外国にある彼らの銀行口座から引き出した自由に交換可能な通貨を使って行う小切手購入という形のタカ建て前払いの場合、バングラデシュ銀行による事前承認は必要ない。ただし、(i) 外国為替で発行された小切手を購入から四週間以内に回収できるじゅうぶんな自信が公認為替業者にあること、(ii) タカでの購入価格決定にあたっては、予定の回収期間をじゅうぶんに考慮すること、(iii) 何らかの原因で小切手の換金が困難な場合、引出人に遡及権のある購入であること。

小切手購入に対する
タカ建て前払金

(b) バングラデシュ銀行の事前承認を得ずに、株式および有価証券の売買、車の購入などの目的のため外国人に融資を提供してはならない。この場合は、フォーム L による申請書をバングラデシュ銀行に提出して検討を依頼することができる。

投資のための融資

7. 公認為替取引業者は、バングラデシュ銀行の事前承認を得ることなく、有担保・無担保にかかわらず外貨建ての融資または当座貸越を行ってはならない。これに関する申請は、外貨建ての融資または当座貸越が必要な目的の詳細、担保物件がある場合はその詳細、予定返済方法を記した書面で行わなければならない。

公認為替取引業者
による外貨建ての融
資および前払い金

8. 公認為替取引業者は、次項に定める権限の範囲内においてのみ居住者に代わって非居住者に対する保証を行うことができる：

居住者の代わりに非
居住者に対して行う
保証

(i) 公認為替取引業者は、バングラデシュのサプライヤに代わり、物品／サービス供給に関する入札を行う国際機関に対して入札保証／契約履行保証を発行することができる。この場合、公認為替取引業者は保証を発行する前に、入札／供給契約／作業命令等の真正性の確認を行われなければならない。

軽微な保証

(ii) 公認為替取引業者は、書類の紛失、署名の認証、担保荷物保管証が作成された物品の引き渡し、信用状に基づく買取書類の瑕疵等に関し、通常取引業務において、自らの顧客に代わり保証を行う。

(iii) 公認為替取引業者は、通常の銀行規範に従い、下記を条件として、バングラデシュ銀行の事前承認を得ずにバングラデシュの輸出者に関する履行保証／保証状を海外の買い手に対して与えることができる。

- (a) 外国の買い手による入札で、銀行の保証／契約履行保証が必要とされる。
- (b) 入札者は真正な製品輸出者である。
- (c) 供給予定の商品に関して輸出禁止が設定されていない。
- (d) 公認為替取引業者により入札者（輸出者）の過去の業績が確認されている。

保証の実施により受取人への送金が発生する場合、かかる送金はバン格拉デシュ銀行への報告を条件として実施することができる。

9. 公認為替取引業者は、公的/民間部門の産業組織に代わって海外のサプライヤーズクレジットに関する返済保証の発行を行う場合には、バン格拉デシュ銀行・外国為替政策部の事前の許可を得なければならない。

サプライヤーズクレジットの返済保証

10. (a) 銀行規制・政策部（Banking Regulations and Policy Department）が随時課す条件に従い、公認為替取引業者はバン格拉デシュで操業する外国会社または外資系会社／法人に代わり、(i)100%現金の入札保証金：入札保証金の代わりに入札書類と共に銀行保証の提出が必要な場合、保証金の代わりに発行した保証の効力は落札結果の期間内に限定されることを条件とする。(ii)会社／法人の当座借越限度額の調整の許可について、タカ建ての保証をバン格拉デシュの居住者に対して発行することができる。

- (b) 公認為替取引業者は、海外の取引先銀行またはその他の海外の銀行による保証金額をカバーする見返り信用状を公認為替取引業者が保有していることを条件として、バン格拉デシュ銀行の事前承認を得ることなく非居住者である法人／会社に代わり、バン格拉デシュの居住者に対して外貨建ての保証状、入札保証、契約履行保証を発行することができる。

非居住者の代わりにバン格拉デシュの居住者に対して行う保証

- (c) 上記に該当しない案件は全て、非居住者の代わりにバン格拉デシュ居住者に対して保証を発行する場合、バン格拉デシュ銀行の事前承認が必要となる。これについての申請は、保証の内容、期間、目的、保証が実行された場合の賠償方法を記載した2部構成の書面で行わなければならない。

11. 公認為替取引業者は、国際的な或いは海外の資金援助機関が資金を提供する物品／サービス調達入札に関し、保証が実行された場合の支払はタカ建てのみの支払とすることを条件に、居住者の代わりに外貨建ての入札保証／契約履行保証／保証状を現地のプロジェクト機関に対して発行することができる。
12. 非居住者の国際機関は、これらの機関が資金を提供しバングラデシュで実施するプロジェクトの材料供給／頭金について非居住者の請負業者の銀行保証を要求することができる。公認為替取引業者は、信用がある海外の国際銀行による 100%のカウンター保証または銀行を通じて海外から受領する外貨建ての 100%現金担保がある場合、非居住者である請負業者の代わりにかかる保証を非居住者である受益者に対して発行することができる。
13. 公認為替取引業者は、融資または保証の実行に関して、バングラデシュ銀行の事前承認を得ずに、海外の銀行支店または取引銀行の代わりに保証の付与または担保の保有を行うことはできない。バングラデシュ銀行への申請は、保証付与または担保の供託の目的の詳細を記載した書面により行わなければならない。公認為替取引業者が保有する定期預金またはその他の担保が借り手の居住国から通常の銀行業務によりバングラデシュに送金された資金であることを公認為替取引業者が確認した場合は、バングラデシュ銀行の事前承認は不要である。
14. 融資、当座貸越または保証の供与にバングラデシュ銀行の事前承認が必要な場合、かかる融資、当座貸越、保証の更新も同銀行の事前承認が必要となる。
15. 本章の如何なる規定も、第7章の規定に従った信用状の発行およびバングラデシュからの輸出に融資を行う非居住者の銀行による融資の通知、確認、交渉に影響を与えるものではない。
16. 金融機関法 1993 下でライセンスを受けた、バングラデシュ国内で操業するノンバンク金融機関 (NBFIs) は、バングラデシュ銀行からの事前の承認があれば、以下の条件で外国からの融資を受けることができ

居住者の代わりに現地のプロジェクト機関に対して行う保証

非居住者の代わりに別の非居住者に対して行う保証

海外の銀行支店および取引銀行に対する保証および担保設定

融資および当座貸越の更新

禁止されていない輸出入のための信用状の発行

ノンバンク金融機関が受ける外国融資

る：

- (i) かかる融資を受ける場合、実効利率には、バングラデシュ銀行の事前承認をもって居住者が受ける外国融資のものと整合性がなければならない、
- (ii) 返済期間（猶予期間を含む）が5年未満でないこと、
- (iii) 承認を受けて国外から（外国為替で）受ける融資は、バングラデシュ国内のいずれかの銀行からタカ建て融資を受けるための防護策として用いなければならない、このタカ建て融資は「製造業およびインフラ部門（不動産以外）」への貸付に限定して用いなければならない。

かかる申請を行う場合、NBFIは申請書に添えてバングラデシュ銀行に以下の書類／情報を提出しなければならない：

- a. 外国融資申請の理由、負債対資本率（申請中の外国融資を受ける前後の）、返済にかかる原資および通貨、外国融資に対する担保の詳細、これまでに受けたタカ建て融資（あれば）の詳細に金額、期間、担保の詳細を添えたもの、
- b. 融資供与契約書の見本写し、
- c. 手数料および費用、期間、頭金率等すべてを考慮した実効利率に関する特定の情報。

さらに、NBFIがDEG、FMO等の非居住者の支配する機関からタカ建ての融資を得るには、バングラデシュ銀行から事前の許可を受けなければならない。バングラデシュ銀行にかかる融資を申請する場合は、申請する融資の実効利率が、他の居住者機関が直近に提供した同様の融資と拮抗していることを証明しなければならない。したがって、かかる場合の利率には財務省証券レートにプレミアムを加えて判断し、同証券の保有条件およびプレミアム率は申請書に分けて記載する。

第 II 部 輸出加工区内の企業に対する融資

17. (A) 輸出加工区内の 100%外資系企業であるタイプ A 企業は、海外の銀行および金融機関から以下の条件で短期の外貨建て融資を受けることができる。
- (i) 融資はバングラデシュの公認替取引業者を通じて受け取り、受取った金額は A タイプ企業名義で公認替取引業者に維持する外貨口座へ入金される。これらの融資は、重要機械および原料の輸入資金、利子／サービス料の支払い、融資の返済、現地費用の支払のためのタカ口座への入金に用いる。
 - (ii) A タイプ企業が 100%所有する資産のみを融資の担保とすることができる。
 - (iii) 融資の元本および利息の返済は、バングラデシュ銀行の事前承認を得ることなく外貨口座の残高から送金する。バングラデシュ銀行の事前承認を受けた場合を除き、かかる融資の返済には公認替取引業者の独自の財源から資金の提供を受けることはできない。
 - (iv) 債権者が担保権を実行する場合、海外の貸し手への担保に設定された資産の売却は外貨建てでのみ許可され、売却益はバングラデシュにおける現地債務を清算した後、バングラデシュ銀行の承認を得て海外に送金することができる。
 - (v) A タイプの企業には本国送金可能な外貨建て短期融資によるタカ建て融資は許可されない。
- (B) B タイプの企業（合弁プロジェクト）も、上記の A タイプに適用される条件にて同様の融資を受けることができるが、B タイプ企業は固定資産および原料を非居住者への担保／抵当に設定することは許可されない。公認替取引業者は、バングラデシュ銀行の事前承認を受けることを条件として、タイプ B 企業が海外の銀行／金融機関から受ける短期外貨建て融資の保証を発行することができる。
18. 輸出加工区内の合弁（タイプ B）企業には、バングラデシュ国内に持ち込んでタカに両替した短期外貨建て融資金について 100%までタカ建て融資を付与することができる。B タイプ企業の設立にあたり重要機械を

B タイプの企業への
タカ建て融資

調達するためのタカ建て融資は、かかる企業の現地パートナーの出資分を超えない範囲において通常の銀行－顧客関係に基づき行うことができる。公認為替取引業者は、タカ建て融資により機械を輸入するための外国為替を発行する場合はバングラデシュ銀行の事前承認を得なければならない。タカ建て融資および利子の返済は当該企業の外国為替収入から行わなければならない。

19. 公認為替取引業者は、C タイプの企業（100%現地資本）に対して、輸出加工区外で利用できるものと同様の融資を行うことができる。

C タイプの企業への
タカ建て融資

20. 輸出加工区内のタイプ A、B、C 企業へ輸入信用状を発行する場合、公認為替取引業者は、輸入代金の支払は当該企業の外貨収入またはかかる企業の外貨口座に入金された海外の融資から行うことができるもので、公認為替取引業者の外国為替資源はかかる目的に利用することはできないことを留意する。輸出加工区企業が受領した輸出信用状または輸出注文により輸入信用状を発行するに先立ち、公認為替取引業者は、輸出注文を適時に実行できるよう、輸出注文／信用状の条件の明確性、海外の買い手の財務状況ならびに融資状況、輸出企業の能力を完全に確認しなければならない。B タイプおよび C タイプ企業への輸入信用状の開設は商務省が各品目について定める国内付加価値要求事項を遵守しなければならない。

輸出加工区に関する
輸入信用状の開設

信用状に基づく輸入代金の支払は輸出代金の受領前に支払期日が来ないように予定を組まなければならない。輸出加工区内の企業に対して輸入信用状を発行する場合は常に、輸出代金の不足または遅延の場合に海外の財源から外国為替を得るための必要な手配を開設者が取っていることを公認為替取引業者は確認する。

21. 輸出加工区内のジョイント・ベンチャー（タイプ B）事業の場合、外国パートナーは自己の出資分をバングラデシュ国外の独自または借入先から外貨で用意しなければならない。ただし、ジョイント・ベンチャー契約に基づく外国パートナー側の出資分が設備・機械の費用充填に十分でない場合、バングラデシュ銀行の事前の承認があれば、上記現地パートナーの株式/出資分を上限額としたタカの外貨交換によって不足分を相補することができる。

22. 輸出加工区内のタイプ A およびタイプ B ユニットが、見返り契約下で原材料供給のために引き出すユーザンス手形の割引の場合、輸出加工区外で操業する公認為替取引業者が受け入れれば、非居住者外貨預金口座の残高を用いることができる。ただし、見返りサイトでの信用状支払い（第 7 章に記載）を含む上記目的での非居住者外貨預金資金の利用が、当該銀行の非居住者外貨預金残高総額の 50%を超えないこと。

輸出加工区企業(タイプ A および B)が領したユーザンス手形の割引

23. 操業資金については、公認為替取引業者は、見返り信用状を通じた出荷前非資金ファシリティおよび本章第 22 項に記す手形割引を通じた出荷後金融に加え、銀行家と顧客の関係性に基づき、B および C タイプユニットの返済能力を考慮のうえ、4 カ月間の生産に必要な投入相当を目処に自らの財源から稼働資金融資を貸し付けることができる。ただし、このように前貸しされた融資は可能な限りの短期間に輸出代金から返済されなければならない。輸入可能額は当該ユニットの前年の輸出実績を基に判断するが、新規ユニットの場合は公認為替取引業者は BEPZA の判断した当該ユニットの生産能力を参考にしなければならない。

輸出加工区企業(タイプ B および C)に対する稼働資金融資

第 17 章 非居住者のバングラデシュにおける事務所開設および代理人指名：手数料収入の本国送金、費用等

1. 外国為替規制法第 18B 条[外国為替規制（改正）条例 1976 を参照]により、バングラデシュ国外に居住する如何なる人物、バングラデシュ国内に居住する外国人、バングラデシュで設立していない（銀行以外の）外国企業は、貿易活動、商業活動、産業活動のためにバングラデシュに事業所を設立するにあたり、バングラデシュ銀行の許可を取得することが求められる。
2. 外国為替規制法第 18A 条により、如何なる人物（個人および設立の有無に関わらない会社、ビジネス組織、企業を含む）がバングラデシュ国外に居住する人物またはバングラデシュ国内に居住するがバングラデシュ国民ではない人物の取引活動または商業活動における代理人または技術アドバイザーもしくは管理アドバイザーとして活動することまたはかかる代理人として活動するための指名を引き受けることを可能にするためには、バングラデシュ銀行の許可を取得しなければならない。
3. 外国為替規制法 1947 第 18A/18B 条に基づく許可の取得には人物／会社からの申請書にしかるべき／責任のある人物が署名し、別紙 6/3 に記載の書類／文書とともにバングラデシュ銀行の所轄地域事務所の General Manager 宛て [本部の場合は外国為替投資部 General Manager 宛て] 公認為替取引業者を通じて提出しなければならない。第 18A/18B 条に基づき許可を受けた機関はすべて許可状に記載の報告書の定期提出に努めなければならない。
4. 非居住者の代理人またはコンサルタントとして活動する委託買付会社／業者、人材紹介業者、商標／特許弁理士、弁護士、現地代理人、発送代理人、貨物転送代理人、出荷前検査代理人、衛星チャネル配信者等は、外国為替による収入に関して下記の書類／情報をバングラデシュ銀行に提出することが求められる：
 - 4.1 (a) 外国為替による手数料収入を示す、規定のフォーム（別紙 5/77-80）による毎年 3 月、6 月、9 月、12 月末日時点の四半期計算書。各四半期終了後 60 日以内にバングラデシュ銀行の各地域事務所へ提出すること。
 - (b) 海外のサプライヤとの間で締結した各代理契約書の写し

貿易／商業／産業活動のための非居住者によるバングラデシュでの事務所開設許可申請

非居住者の代理としての指名を受けるために求められる申請

申請手続きおよび書類

買付委託会社／業者、現地代理人、貨物転送代理人

4.2 その他の場合（クーリエ・サービス、総合販売代理人等）は許可状に規定の手数料収入に関する定期計算書を指定の期間内にバンングラデシュ銀行の各地域事務所へ提出する必要がある。

(a) 海外の雇用者に提供したサービスに関して受領した外国為替額を示す、規定のフォーム（別紙 5/81）による四半期計算書。計算書には、毎年3月、6月、9月、12月末日時点の金額を反映させ、各四半期終了後 30 日以内にバンングラデシュ銀行の各地域事務所へ提出すること。

人材紹介業者

(b) 海外の雇用者との間で締結した各代理契約書の写し

4.3 (a) 政府費用および自らの業務料金に関して受取った外国為替額を示す、規定のフォーム（別紙 5/82）による四半期計算書。計算書には、毎年3月、6月、9月、12月末日時点の金額を反映させ、各四半期終了後 30 日以内にバンングラデシュ銀行の各地域事務所へ提出すること。

商標／特許弁理士
および弁護士

(b) 外国の顧客との間で締結した各契約書の謄本

4.4 (a) 毎年3月、6月、9月、12月末日に終了する四半期において石油会社および非居住者企業に提供したサービスに関して受領した外国為替額を示す、規定のフォーム（別紙 5/83）による四半期計算書。各四半期終了後 30 日以内にバンングラデシュ銀行の各地域事務所へ提出すること。

海外の石油会社
および非居住者企業
の代理、代表

(b) 外国の石油会社／非居住者企業の代理人／代表者／コンサルタントとしての指名を引き受ける各契約の写し

4.5 上記の書類/計算書をバンングラデシュ銀行に提出するにあたり公認為替取引業者は契約書原本の真正性をしかるべく確認し銀行のしかるべき職員の証明した謄本のみを提出しなければならない。

公認為替取引業者
による確認

4.6 外国為替をバンングラデシュへ本国送金した証として、公認為替取引業者の通常の両替証明書で、金額、本国送金日付、送金目的、送金者氏名および関連の取引を報告した月次報告書についての記載が行われたものを関連の四半期計算書と共に提出しなければならない。

被仕向送金の場合
の両替証明書提出

第 18 章
第 I 部 保険業

1. バングラデシュで発効・施行された保険業を支配する外国為替規制を本条に定める。本社が外国にある保険会社のバングラデシュにおける支店および代理店は、外国為替規制の観点からバングラデシュの居住者とみなされ、バングラデシュで登記した保険会社と同様の指示を受けることとなる。

一般

生命保険

2. (i) バングラデシュの居住者の生命保険の保険証券はタカ建てでのみ発行することができる。

発行できる保険証券の種類

(ii) 既存のタカ建ての保険は、バングラデシュ銀行の事前承認を受けた場合を除き、外貨建ての保険に変更することはできない。同様に、既存のタカ建ての保険証券の記録をバングラデシュ国外の事務所へ移転することはできない。

3. (i) 非居住者のタカ建ての生命保険に関する保険料は、公認為替取引業者の非居住者タカ口座から振り出した小切手で支払う場合、または保険契約者が公認為替取引業者を通じて海外から送金を受けて支払いを行う場合、タカで受領することができる。

保険料の支払

(ii) タカ建ての保険に関する保険料は保険会社の居住者口座に入金しなければならない。非居住者である会社の支店がこのように集金した保険料を海外の本社または支店に送金することは許可されない。

4. バングラデシュ銀行の事前承認を得ずに、バングラデシュの居住者から非居住者へ、また、非居住者から海外の別の非居住者へ保険を譲渡することはできない。しかし、バングラデシュにある海外の保険会社の支店から受けたタカ建て融資の担保としてかかる保険会社の本社へ生命保険を建前上譲渡することには異議は出されない。

譲渡

5. (i) タカ建て保険の満期保険金または解約払戻金はタカ建ての支払いのみとする。

保険金の支払

(ii) バングラデシュに一時的に居住する外国人またはバングラデシュに一時的な住居を有するが離国した外国人が有するタカ建ての養老保険または年金保険の満期保険金は、バングラデシュ銀行の事前許可を得ずにバングラデシュ国外で支払いを受けるために送金することはできない。

6. バングラデシュ国民は海外に居住している間、外貨建ての生命保険に加入することができる。かかる人物は、バングラデシュに恒久的に帰国した場合もバングラデシュに保有する外貨口座から保険料を支払い続けることができる。保険料の支払いに送金を行うことも許可されるが、それに関しては以下を条件とする。

(a) 海外の外貨建ての保険は保険契約者が海外に居住していたときに加入したものであること。

(b) 保険金受取人または譲受人は居住者であること。

(c) 保険契約者は、銀行を通じて保険金をバングラデシュで受け取る旨の保証書を提出すること。

(d) 申請者は別紙 5/84 の様式による申告書を提出すること。

(e) 公認為替取引業者は保険の満期日の記録を保持し、満期となった際の保険金が如何なる場合においても直ちに本国へ送金されない場合はそれに関する通知をバングラデシュ銀行に対して行う。

7. 有価証券の定義に該当する生命保険および養老保険の証券は、バングラデシュ銀行の事前許可を得ずにバングラデシュ国外への持ち出しまたは送付を行ってはならない。生命保険の証券の輸出申請は、保険の内容と輸出の理由を記載してバングラデシュ銀行へ行わなければならない。

保険証券の輸出

非生命保険の企業保険

8. バングラデシュの輸出者は CIF ベースの運送について保険による補償を受けることができ、かかる保険はタカ建てでも外貨建てでも可能である。FOB/CFR ベースの輸出については、海外の買い手が保険の手配

海上保険証券の輸出

を行う。

9. (i) 民間部門によるバングラデシュへの輸入および同国からの輸出には Sandharan Bima Corporation (SBC)の保険に加入することが強制的に求められる。民間部門の輸出者および輸入者は SBC またはバングラデシュにある許認可を受けた民間の保険会社の保険に加入することができる。

海上保険証券—輸入

(ii) 外国借款或いは贈与によるプロジェクト或いは産業のための輸入については、その借款或いは贈与の条件で保険が外貨建てであるよう求められる場合を除き、バングラデシュへの輸入に関する保険はタカ建てでなければならない。

(iii) バングラデシュ国内の沿岸輸送はタカ建ての保険にのみ加入することができる。

海上保険証券—沿岸輸送

10. (a) 海上危険ではない危険に関するバングラデシュ国内の保険証券（生命保険を除く）はタカ建てでのみ発行することができる。本条の規定は海上保険の倉庫約款の運用に影響を及ぼすものではない。

(b) バングラデシュの居住者がバングラデシュ国外に所有する資産に関する保険はタカ建てまたは資産がある国の通貨建てとすることができる。

(c) 輸送中の手荷物および貴重品の保険には海上保険に適用される規制と同様の規制が課せられる。

輸送中の手荷物および貴重品の保険

11. (i) 外貨建ての保険の保険金は、かかる保険の保証証券が発行された通貨で非居住者の受取人に支払うことができる。これに関してバングラデシュからの送金が必要な場合は、TM フォームに別紙 5/57 による申告書を添付してバングラデシュ銀行へ申請を行わなければならない。

保険証券の通貨—非海上危険（生命保険を除く）

(ii) バングラデシュの居住者が受取人となっている外貨建て保険の保険金は通常タカ建てで支払われる。受取人が保険証券の通貨建てで支払いを要求する場合、TM フォームに別紙 5/57 の申告書を添付してバングラデシュ銀行の許可を申請しなければならない。受取人は申告書上で外貨建ての支払いが必要な理由を説明しなければ

保険証券の通貨—その他の危険

- ならない。
- (iii) 居住者の資産に掛けた全危険担保保険の証券はタカ建てでのみ発行することができる。
- (iv) 住宅保険の証券はタカ建てでのみ発行することができる。
- (v) 傷害保険の証券の発行には生命保険と同様の条件が課せられる。
- (vi) 労働者災害補償法および商船法に従った保険証券はタカ建てでのみ発行することができる。
12. (i) 非居住者のタカ建ての保険に関する保険料は、公認為替取引業者の非居住者タカ口座から振り出した小切手で支払う場合、または保険契約者が公認為替取引業者を通じて海外から送金して支払いを行う場合、タカ建てで受領することができる。この場合、保険会社は居住者口座からタカ建てで支払いを受けてはならない。
- (ii) バングラデシュに居住する外国人に関して保険会社が発行した外貨建て保険に関する保険料は、保険契約者の送金可能タカ資金から或いは海外からの送金で支払うことができる。海外に居住する外国人については、保険料は海外からの送金によってのみ支払いを行うことができる。
13. タカ建ての保険に関する保険料は、受取人が居住者であるか非居住者であるかにかかわらず、タカ建てでのみ支払うことができる。

全危険担保保険

住宅保険

労働者災害補償法
および商船法に従った
保険

タカ建て保険の保険
料の集金方法(非生
命保険の企業保険)

保険料集金方法-外
貨建て保険

保険金決済方法(非
生命保険の企業保
険)

第 II 部 再保険

14. 公認為替取引業者はバングラデシュ銀行の事前承認を得ずに、海外における再保険（生命保険以外）のための送金を、下記の条件に従ってバングラデシュ国内で操業する保険会社に許可する。

(i) 保険料の送金—任意再保険

- (a) これに関する申請は TM フォームに別紙 5/85 の様式による申告書を添付して行う。
- (b) カバーノート等、加入した再保険に関する証拠を申請書に添付する。
- (c) 申請者である保険会社が SBC 以外である場合、申請者は法的にさだめられた限度額まで SBC の再保険に加入する必要条件を満たしていることを証する証明書を SBC から取得する。

(ii) 決算書類—特約再保険

- (a) 申請書には、申請者である会社のマネージャーまたは権限を付与された役員または弁護士が署名を行った仮決算書を添付する。
- (b) 申請者である会社は、公認為替取引業者を通じてバングラデシュ銀行に再保険勘定の計算書を四半期毎に提出する。
- (c) 保険金を現金で受取り、現在決算書に計上中である場合は証明書を提出する。
- (d) これに関する申請は TNI フォームに別紙 5/86 の様式による申告書を添付して行う。

15. バングラデシュの保険会社が TM フォームに別紙 5/86 による申告書を添付して申請を行った場合、公認為替取引業者は下記の条件に従って、かかる保険会社が海外の再保険会社との特約を付けた生命保険の再保険の保険金を送金することを許可することができる。

再保険報告書の提出公認為替取引業者を通じて再保険の受け取り保険金を本国へ送金する旨の保険会社による保証書の提出保険会社の権限を付与された役員が署名を行った仮決算書

再保険—生命保険：
保険料の送金

第 19 章 クレジットカードによる支払い

1. 外国為替による支払いは国際的認知のある会社の発行する国際カード（デビット/クレジット/プリペイドなど場合により）を通じ、以下の資格に対して行うことができる。
 - i) 輸出者保有割当口座の残高[第 13 章第 28 項を参照]
 - ii) 個人の年間個人旅行割当資格[第 12 章第 1 項を参照]
 - iii) 居住者外貨預金 (RFCD) 口座の残高[第 13 章第 III 部参照]
 - iv) 認可を受けた民間のハッジ代行業者がサウジアラビアでの巡礼者用の食費/宿泊費として用いる（政府がハッジを行おうとする個人に対し定める）外貨資格
 - v) 政府/自治体/半自治体等の職員による公式または準公式の国外訪問に対して財務省/相応の当局が定める外貨資格 [第 12 章第 3 項参照]
 - vi) 認知された国際機関が主催する国外でのセミナー、会議、ワークショップへの民間参加者に対する日当外貨資格 [第 12 章第 4 項参照]
 - vii) 個人外貨口座の残高 [第 13 章第 1、2、6 項参照]
 - viii) ハッジを行おうとする巡礼者に対しバングラデシュ政府が毎年定める個人資格 [第 12 章第 10 項参照]

国際カード

国際カード発行にかかる指示は以下の通りである：

2. 本ガイドライン第 13 章第 28 項に記載の資格通り輸出者保有割当 (ERQ) 外貨口座の残高に対して国際カードは発行することができる。国際カードは、保有割当の外貨口座を有する輸出企業/組織のトップ役員 3 名までに発行することができる。輸出企業/組織はカード発行銀行 1 行によるカードのみ利用することができる。輸出者保有割当外貨口座を有する輸出企業/組織からの国際カード発行申請の受諾もしくは拒否はカード発行銀行の決定によるものとする。輸出者保有割当口座に対して発行されたカードは輸出企業/組織が本ガイドライン第 13 章（第 IV 部）第 29 (i) 項に記載の真正な業務目的でのみ利用できるものとする。
3. 本ガイドライン第 13 章（第 III 部）に記載の指示によりバングラデシュの公認為替取引業者が開設し維持する居住者外貨預金口座の残高に

輸出者保有割当口座に対する国際クレジット/デビットカード

居住者外貨預金口座に対する国際クレジット/デビットカード

対して国際クレジット／デビットカードを発行することができる。

4. 公認為替取引業者は本ガイドライン第 12 章第 1 項に記載のカード保持予定者の年間旅行割当資格に対し国際クレジット／デビットカードを発行することができる。カード発行にあたり公認為替取引業者はカード発行の根拠となる額面を旅券に記入しなければならない。公認為替取引業者は発行された外国為替につき(1)SAARC 諸国およびミャンマー、(2)SAARC 諸国およびミャンマー以外の使用に関し有効な管理手段を確立しておくのが望ましい。

旅行割当資格に対する国際クレジット／プリペイドカード
5. 政府／自治体／半自治体等の職員が国外への公式／準公式訪問の際は財務省／関連当局が本ガイドライン第 12 章第 3 項の通り随時定める外国為替資格に対し国際クレジット／プリペイドを発行することができる。かかる場合カード保持予定者は外国為替制限を定めるサンクションレターおよび関連当局の旅行許可書を提出しなければならない。カード発行にあたり公認為替取引業者は（政府／関連当局の定める）資格額を上限とした一定額を保証しなければならない。

政府職員等に対する国際クレジット／プリペイドカード
6. 第 12 章第 4 項の記載に従い認知のある国際機関が主催する国外でのセミナー／会議／ワークショップに参加する民間参加者に対して国際クレジット／プリペイドカードを発行できる。カードの発行にあたり公認為替取引業者は（Guideline of Foreign Exchange Transaction に定められた）資格額を上限とした一定額を保証しなければならない。

民間職員に対する国際クレジット／プリペイドカード
7. 個人外貨口座（第 13 章第 1、2、6 項の通り開設、維持されるもの）の残高に対して国際デビットカードを発行できる。

個人外貨口座に対する国際デビットカード
8. 政府は毎年、民間のハッジ代行業者がサウジアラビアでの巡礼者用の食費／宿泊費として用いるための外国為替の発行にかかる一般許可を個人々人に対して定められた外国為替資格に基づいて宣言する。公認為替取引業者はバングラデシュで操業する公認の民間ハッジ代行業に対し一般許可で承認された金額内の外国為替を現金／トラベラーズチェック／FDD／FTT 以外に以下の方法でデビット／プリペイドカードとして発行することができる：

ハッジ資格に対する国際デビット／プリペイドカード（民間ハッジ代行業者の場合）

(a) 政府が各年に定める上記資格の範囲内で発行されたハッジプリペイドカードはサウジアラビアでのみ使用できる。未使用残高（ある場

- 合) はバングラデシュへ帰国後タカ現金に両替しカードは無効にしなければならない；
- (b) 公認為替取引業者は巡礼者の通行証／旅券に他の公認為替取引業者による同様の資格裏書きがすでになされている／今後なされることがないように確認しなければならない。カード発行にあたり公認為替取引業者は（政府の定める）ハッジ資格を上限とした一定額を巡礼者の通行証／旅券に裏書きしなければならない。
9. 巡礼希望者（個人の居住バングラデシュ国籍者）に対しハッジ期間中のサウジアラビアでの諸費用のために政府が毎年宣言する資格[第 12 章 第 10 項]にしたがいサウジアラビアでの使用に限定した国際プリペイドカードを発行できる。カードの発行にあたり公認為替取引業者は（政府の定める）ハッジ資格を上限とする一定額を旅券／巡礼手形に裏書きしなければならない。政府が各年に定める上記の資格範囲内で発行されたハッジプリペイドカードはサウジアラビアでのみ使用できる。未使用残高（ある場合）はバングラデシュへ帰国後タカ現金に両替しカードは無効にしなければならない。
10. 上記の各種資格にしたがい国際カード保有者はバングラデシュの携帯電話会社に対し携帯電話ローミングサービスの利用請求書を国際カードで支払うことができる。ローミング代金の徴収にあたり携帯電話会社は請求書に以下を明記しておくことが望ましい：
- i) 地域区分（SAARC 諸国／ミャンマーを含む SAARC 諸国以外）；ii) 国名；
 - ii) 利用者の担保金額（ある場合、上記の地域および国を特定のこと）
11. かかる国際カードの発行にあたり以下の要件、指示等を遵守しなければならない：
- i) 同一口座または同一資格に対し他のいかなる公認為替取引業者からも国際クレジット／デビット／プリペイドカードの便宜を受けていないことを証明するカード保有希望者による宣言書；
 - ii) 他銀行に維持する輸出者保持割当／居住者外貨預金／外貨の各口座に対するカード発行の場合、カード発行銀行が口座維持銀行にある上記口座に対する先取特権およびデビット権限を持つことができるようカード保有予定者からの許可を入手しなければならない；

ハッジ資格に対する
国際プリペイドカード
(個人の場合)

携帯電話ローミング
請求書の支払い

その他の指示

- iii) カード発行銀行は利用可能額または各外貨口座の残高(場合に応じて)を超える望ましくないカード利用を防止するために効果的な制限手段を講じなければならない。カード利用に関する債務制限に向けての監視を促進するため、外貨口座を保有する公認為替取引業者は外貨口座の残高を随時カード発行銀行に通知することができる；
- iv) 輸出者保持割当／居住者外貨預金／外貨の各口座の資金が全額利用された場合、妥当な補充の見込みがないかぎり直ちにカードを取り消し／無効にしなければならない；
- v) 輸出者保持割当／居住者外貨預金／外貨の各口座に対する国際カード発行の場合、いかなる場合にも関連の口座が引出し過剰にならないよう各カードの利用可能額はアンダーリーンでなければならない。しかるのちにも予見できない理由によりいずれかの口座がいずれかの時点で引出し過剰になった場合は理由および改善手段を特定のうえバングラデシュ銀行にただちに報告しなければならない。
- vi) カードの発行と使用にかかる記録、書類、口座計算書はすべて保管のうえバングラデシュ銀行による視察／検査が必要な場合はいつでも閲覧可能な状態にしておかなければならない。

12. カードの発行にかかる月次の情報は翌月 15 日以内にダッカのバングラデシュ銀行本部・外国為替運用部に別紙 5/87 の書式で提出しなければならない。国際カードの発行および上記の各種資格に対する外国為替の発行は公認為替取引業者の本部／国内代表事務所が別紙 5/88 に記載の指示にしたがい翌月 15 日以内に通常の月次計算書に添えてバングラデシュ銀行 [外国為替運用部および統計部] に報告しなければならない。くわえて本部／国内代表事務所は国際カードによる外国為替の利用／支払いに関する月次報告を別紙 5/89 にしたがい翌月 15 日以内に提出しなければならない。

報告

Bangladesh 銀行外国為替取引ガイドライン 2009 年 5 月公表

2014 年 3 月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.